

審査意見への対応を記載した書類（6 月）

（目次） グローバル Biz 専門職大学
グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

【設置の趣旨・目的等】

1. <全体計画審査意見1の回答について>

改められた3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）と教育課程の整合性について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（是正事項）・・・・・・・・・・7

（1）DP2-3で掲げる「流通・物流・貿易分野…必要な専門知識」に関連し、流通・貿易分野に関しては「流通論」や「貿易概論」のように各分野に対応する専門科目が必修科目として配置されているものの、物流分野に関してはこれに対応する科目の有無が必ずしも判然とせず、物流分野での専門知識を修得できる教育課程となっているか明確でない。また、カリキュラムマップでは、DP4で掲げる「流通・物流・貿易分野での実務能力」に関連するカリキュラム・ポリシーはCP4であり、授業科目は「事業創生実習」となっているが、各分野に必要な実務能力を身につけるために必要な教育課程の全てが該当授業科目のみで適切かつ体系的に編成されているか明確でない。このため、分野ごとに対応する授業科目を示した上で、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に編成されていることを明確に説明すること・・・・・・・・・・7

（2）ディプロマ・ポリシーで掲げる「DX」に対応する授業科目と見受けられる「DX I～III」のシラバスの授業計画を見る限り、基本的かつ一般的な情報科目の内容となっており、DP2-3で掲げる「DXに貢献するためのIT技術」を達成できる授業内容となっているかが不明確である。また、例えば「DX I」では離散数学を1回で履修する計画となっているが、アドミッション・ポリシーや入学者選抜をみると入学者が一定の数学の能力を有することを確認しないこととなっており、学生が円滑に履修を進められるかどうか疑義があるなど、履修内容・計画の妥当性に疑義がある。このため、本学部におけるDXの定義を具体的に説明するとともに、関連する科目がその定義を踏まえた内容となっていることを明確に説明すること・・・・・・・・・・19

2. <全体計画審査意見2の回答について>

全体審査意見 2 への回答として、本学及び本学科において取り組む研究について説明がなされ、関係する記載が改められたが、研究に係る体制整備や組織としての取り組みに関する記載がなく、示された研究内容を持続的に行い、本学科の教育に生かしていくかが不明確であるため、組織的な体制をどのように整備していかを明確化し、取り組むことが望ましい。(改善事項)・・・25

3. <全体計画審査意見の 3 の回答について>

学則について、依然として既定の改廃に関する規定が定められていないことから、適切に改めること。(改善事項)・・・29

【教育課程等】

4. <全体計画審査意見 7 (2) (6) の回答について>

教員の巡回指導について、具体的な実施計画の説明を求めたところ、臨地実務実習期間中の指導は「原則として、実習期間中は実習先企業の実習指導者が指導を行う。」と説明され、また、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなる指導体制等について一定程度の説明がなされたものの、依然として適切な指導体制となっているか不明確であることから、以下の点を説明した上で、明確にすること。(是正事項)・・・30

(1) 指導責任教員、指導教員、キャリアセンター職員及び助手のそれぞれの業務内容、役割分担を具体的に説明すること。・・・30

(2) 担当教員が、海外を含む実習施設で巡回指導を実施する計画となっているか明示するとともに、巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていることが明確になるよう説明すること。・・・34

5. <全体計画審査意見 14 の回答について>

本学科の授業科目を履修することで取得の可能性がある資格として挙げられている各資格は、「単位修得したとしても、資格そのものを取得できるものではない」と説明された一方で、関係する資格一覧の説明として、「本学部の授業科目を履修することで取得の可能性がある資格は、下記の通りである。」との記載されており、「授業科目を履修することで取得の可能性のある」という説明は志願者等に対して誤解を生じる恐れがあるため、適切に改めること。(改善事項)・・・38

【教員組織】

6. <全体計画審査意見 17 の回答について>

専任教員数について、専門職大学設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

7. <全体計画審査意見 18 の回答について>

全体計画審査において意見を付して、教育課程に対する教員組織が適切に編制されていることの説明を求めたが、その説明は、すべての専門職大学に共通して最低限求められる基準を示す専門職大学設置上で求められる必要教員数に照らした、編制する教員組織の教員数のみを説明することにとどまっており、依然として本学が計画する教育課程に対応する教員組織が適切に編制されているのか説明がなく、適切に編成されていると判断できない。このため、関連する審査意見への対応や教育課程を構成する授業科目の内容等を踏まえて、教育課程に対する教員組織が適切に編制されていることを改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

8. <全体計画審査意見 20 の回答について>

演習及び実習科目について、助手の配置もなく、担当する教員 1 名のみでの配置となっているものが数多く散見されたため、全体計画審査において意見を付して、履修学生に対する適切な指導体制が構築されているのかの説明を求めたが、臨地実務実習及び「事業創生実習」のみしか言及されず、教育課程に配当されている全ての演習及び実習科目における指導体制が適切なものとは判断できない。このため、教育課程に配当されている全ての演習及び実習科目について、それぞれの科目の教育内容等に照らして、履修学生に対する適切な指導体制が構築されていることを改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切な体制に改めること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

9. <全体計画審査意見 21 の回答について>

専任教員の年齢構成が高齢に偏っているため、全体計画審査において意見を付して、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確にすることを求めたが、「公募による若手教員の採用を推進する」など抽象的な説明にとどまっている。例えば、公募の時期に加えて、教員組織全体や退職する教員の具体的な採用計画を明らかにするなど、改めて教員組織の将来構想を具体的に説明すること。(改善事項)・・・・・・53

【施設・設備等】

10. <全体計画審査意見 25 (1) (4) の回答について>

図書の整備計画について、示された「整備する専門書一覧」を見る限り、内容は語学(外国語)関係、資格・検定関係、ICT関係等の実用書が多い一方で、専門職大学としての教員や学生が教育研究を行う上で必要となる理論書が少ないものと見受けられ、本学が掲

げる「理論と実務能力を組み合わせた応用力」を有する人材を養成にふさわしい内容となっているかが判断できないことから、養成する人材像に鑑み必要な図書が十分に整備されていることを明確に説明すること。また、川崎市の図書館を活用することについては、その趣旨や活用方法の詳細等を含め、あらかじめ志願者や入学者に周知すること。(改善事項)
.....56

【その他】

1 1. <全体計画審査意見 27 の回答について>

学内の管理運営体制について、以下の点を明確に説明すること。(是正事項).....61

(1) 入試委員会、広報企画委員会及びFD委員会、SD委員会を設ける旨、それぞれの役割と共に説明がなされたが、SD委員会の役割については「設置の趣旨等を記載した書類」に説明がない。また、申請書類中には、「教務委員会」や「学校評価委員会」、「自己点検評価委員会」の記載も見受けられるが、その位置付けや役割等が不明確である。このため、改めて本学に設ける各委員会が所掌する役割等を明確に説明すること。.....61

(2) 全体計画審査において、教育課程連携協議会での議論を勘案し、具体的にどのような体制及びプロセスにおいて、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係わる不断の見直しを行うのかが不明確であるため、意見を付して明確な説明を求めた。しかし、「本学教育と学生指導に反映」、課題解決状況を「教授会での意見を聞いて確認・検証する」と追記されただけで、依然として具体的にどのような体制及びプロセスにおいて、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係わる不断の見直しを行うのかが不明確である。このため、改めて、教育課程連携協議会での議論を勘案し、具体的にどのような体制及びプロセスにおいて、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係る不断の見直しを行うのかを明確に説明すること。.....66

(3) 教育課程連携協議会の開催がFD研修の一環として位置づけられているが、同協議会の目的や審議事項にはFD研修に係るものを規定されておらず、具体的に同協議会の開催がFD研修の一環としての役割を果たすのかが不明確なため、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。.....70

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

1 2. <全体計画審査意見 30 (3) の回答について>

依然として、精緻(せいち)な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真(しん)に本学に対する入学意向を示した者

が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

(1) 『(本学を) 受験したいと思う』を選択した 54 名の生徒・学生の内、53 名が入学意向を示した。」と説明されている通り、「受験したいと思う」かつ「合格したら、進学したいと思う」と回答した者は入学定員 98 名を大幅に下回る 53 名となっていることから、入学定員設定の妥当性が示されたものとは判断できず、長期的かつ安定的な学生確保との見通しがあるとも判断できない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

(2) 『受験先の候補として考える』を選択した 562 名の内、416 名の生徒・学生が入学意向を示した。」とあるが、飽くまでも受験先候補の一つと考え回答した者 562 名を、「入学意向を示した者」と見なして学生確保の見通しが十分であると説明することは、真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるかを示す客観的な根拠とは判断しがたい。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80

(3) 上記(1)、(2)を踏まえ、「つまり受験意向を示した 616 名の内、469 名が入学意向を示していることがわかる。」とあるが、(1)、(2)との因果関係が不明であり、説明の意図や妥当性が判断できない。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

(4) 卒業後の進路で「大学・専門職大学」を選択し、かつ本学に「とても興味がある」と回答した者は 27 名、「大学・専門職大学」を選択し、かつ本学を「受験したいと思う」と回答した者は 29 名となっていることから、入学定員設定の妥当性が示されたものとは判断できず、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとも判断できず、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとも判断できない。なお、「興味がある」「少し興味がある」や「受験先の候補として考える」を含めたクロス集計に係る説明もなされているが、クロス集計を行う趣旨は、より入学する見込みが高い者を精査するために行うものであり、入学する見込みが低い者に広げるようなクロス集計では、真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるかを示す客観的な根拠として妥当とは判断し難い。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

(5) 卒業後の進路で「大学・専門職大学」を選択し、かつ「合格したら、入学したい」と回答した者が 284 名いることをもって、学生確保の見通しがあると説明されているが、「合格したら、入学したい」と回答した者の前提が「受験したいと思う」及び「受験先の候補として考える」と回答した者の合計と見受けられるため、真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるかを示す客観的な根拠として妥当とは判断し難い。・・・・・・・・88

13. <全体計画審査意見31の回答について>

全体計画審査において意見を付して、社会人の学生の確保について、客観的な根拠に基づき、社会人学生の確保に係る長期的かつ安定的な見通しがあることに説明を求めたが、その説明は、全国的な大学公開講座受講者数や、本学園が運営する専門学校に於ける社会人入学者の割合等にとどまっており、本学の学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できない。このため、本学における社会人学生の確保について、客観的な根拠に基づき、長期的かつ安定的な見通しがあることを明確に説明すること。(是正事項)・・・91

14. <全体計画審査意見32(3)の回答について>

企業対象のアンケート調査結果について、「本学最初の卒業生となる令和9年4月採用を前提として企業各社にアンケート調査の依頼をした」とあるが、アンケート調査の内容を見る限り、そのような定義付けは見受けられない。このため、回答者にも同様の認識があつて、示された本学の卒業生に対する採用意向が単年度のニーズを示すものであることを明確にするか、養成する人材に対する社会的需要が十分にあることを改めて説明すること。(改善事項)・・94

【設置の趣旨・目的等】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

1. <全体計画審査意見1(1)の回答について>

改められた3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。)と教育課程の整合性について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) DP2-3で掲げる「流通・物流・貿易分野…必要な専門知識」に関連し、流通・貿易分野に関しては「流通論」や「貿易概論」のように各分野に対応する専門科目が必修科目として配置されているものの、物流分野に関してはこれに対応する科目の有無が必ずしも判然とせず、物流分野での専門知識を修得できる教育課程となっているか明確でない。また、カリキュラムマップでは、DP4で掲げる「流通・物流・貿易分野での実務能力」に関連するカリキュラム・ポリシーはCP4であり、授業科目は「事業創生実習」となっているが、各分野に必要な実務能力を身につけるために必要な教育課程の全てが該当授業科目のみで適切かつ体系的に編成されているか明確でない。このため、分野ごとに対応する授業科目を示した上で、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に編成されていることを明確に説明すること。

(対応)

ご指摘点「流通・貿易分野に関しては「流通論」や「貿易概論」のように各分野に対応する専門科目が必修科目として配置されているものの、物流分野に関してはこれに対応する科目の有無が必ずしも判然とせず、物流分野での専門知識を習得できる教育課程となっているか明確でない。」に関して、下記【**物流分野の教育課程について**】にて説明するとともに、計画に織り込む。

また、ご指摘点「カリキュラムマップでは、DP4で掲げる「流通・物流・貿易分野での実務能力に関連するカリキュラム・ポリシーはCP4であり、授業科目は「事業創生実習」となっているが、各分野に必要な実務能力を身に付けるために必要な教育課程の全てが該当授業科目のみで適切かつ体系的に編成されているか明確でない。このため、分野ごとに対応する授業科目を示した上で、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムポリシーに基づき、修得すべき知識や能力等に係る教育が網羅され、体系的に編成されていることを明確に説明すること。」に関して、下記【**流通・物流・貿易分野での実務能力修得のための教育課程について**】にて対応を説明するとともに、計画に織り込む。

さらに、【**流通・物流・貿易分野での実務能力修得のための教育課程について**】の説明を踏まえ、前半で指摘頂いている、実務能力を身に付けるための事業科目としての「事業創生実習」と専門基幹科目との関係について、【**CP2-3(専門基幹科目)での実務能力の習得**

および CP4（総合科目）での実務能力の習得の関係性について】にて説明する。

【物流分野の教育課程について】

貿易分野の概論としての「貿易概論」に相当する、物流分野の概論として「流通論」を位置付けている。流通は、商的流通、物的流通、情報流通の3つを基本とするものであり、この流通論で物流および物流とロジスティクスについての基礎的な知識を身に付けることができる。それをもとに2年次以降グローバルロジスティクス、その他の科目で物流を体系的に学んでゆくことができる。

【流通・物流・貿易分野での実務能力修得のための教育課程について】

流通・物流・貿易分野での実務能力習得のための教育課程は、「専門基幹科目群」であり、ディプロマ・ポリシーDP2-3、カリキュラム・ポリシーCP2-3を踏まえ、専門基幹科目群の説明を行う。また、ご指摘の視点として、「流通・物流・貿易分野の実務能力修得は、CP4（総合科目）であり、授業科目は「事業創生実習」となっている」という点につき、修得すべき「実務能力」を改めて定義した上で、CP2-3（専門基幹科目）での実務能力の習得およびCP4（総合科目）での実務能力の習得の関係性について説明する。

②-3 専門基幹科目群

ディプロマ・ポリシーにおいて、「流通・物流・貿易分野でビジネスをするために必要な専門知識を持ち、実習を通じて理論・実務能力を体得することにより、グローバルサプライチェーンの最適化を図り、物流効率を高める改善提案を行うための基盤となる能力を身に付けていること」と基準を設定し、カリキュラム・ポリシーで、これをする具現化のために、「流通・物流・貿易に関する理論（仕組みや体系）、実務能力（業務知識などの専門知識やこれを運用する能力）、IT技術を取り入れグローバルサプライチェーンの最適化を図るためのIT・DXの専門知識を習得する」ためのカリキュラムとするように定義している。

上述のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを具体化する教育課程とするために、専門基幹科目群は下記の考え方で科目を設置している。

流通・物流・貿易に関する専門知識、IT技術を取り入れグローバルサプライチェーンの最適化を図るために必要な知識を習得する。実習との往還によって理論の体得を深める。前述の専門基幹科目群カリキュラム・ポリシーCP2-3に対応して、科目群は、（1）流通・物流・貿易関連の理論・実務能力育成を狙いとする科目（流通・物流・貿易専門科目）、（2）流通・物流・貿易分野でITシステム化技術やDX技術などIT・DX専門知識を学ぶ科目（IT・DX科目）から構成される。

(1) 流通・物流・貿易科目

前述の専門基幹科目群で対応するカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)を再掲すると下記である。

流通・物流・貿易等の産業分野で、理論・実務能力を備え、事業遂行、実務遂行することができる人材を養成するために、カリキュラム構成は下記に細分化される。ここで、流通・物流・貿易分野での理論・実務能力とは何を指すかを定義し、説明する。

① 理論（仕組みや体系）の理解、習得

グローバルサプライチェーンの仕組みや体系を理解し、実業界の動向、現状の課題を把握し、改善を提案していけるような実務能力の育成に繋がる知識を習得する。

② 実務能力（業務知識など専門知識とこれを運用する能力）の習得

流通・物流・貿易等の産業分野での実務能力は、「業務知識など専門知識とこれを運用する能力」と定義される。具体的な業務知識として、法律、協定、慣習などに基づく手続きを理解、習熟し、これらを実践の場で運用できる実務能力を習得する。

各科目とカリキュラム・ポリシーからみた位置づけの関係を「設置の趣旨4. 教育課程の編成における考え方及び特色」内の「表. CP2-3(1)流通・物流・貿易科目とカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)」に示す。表の見方で、表内に示すカリキュラム・ポリシーは、下記（ ）内に示す簡易化した表現を使っている。

① サプライチェーンの理論（仕組み・理論）の理解

② サプライチェーンの実務能力（業務知識、運用能力）の習得

である。

表 CP2-3(1) 流通・物流・貿易関連科目
カリキュラム・ポリシーとの関係

CP2-3(1) 流通・物流・貿易関連科目		CP2-3(1) カリキュラム・ポリシー	
		① 理論 (仕組みや体系) の習得	② 実務能力 (業務知識、運用 能力) の習得
流通・物流	流通論	●	
	グローバル SCM 総論	●	
	グローバル SCM I、II	●	
	アジアビジネス	●	●
	グローバルロジスティクス I、II	●	●
	最新物流戦略	●	●
	貨物輸送論	●	●
	貨物輸送実習		●
	グローバル SCM 実習		●
貿易	貿易概論	●	●
	貿易実務論		●
	通関概論、通関論		●
	国際通商協定		●

- ① 物流分野の概論として「流通論」を位置付けている。流通は、商的流通、物的流通、情報流通の3つを基本とするものであり、この流通論で物流および物流とロジスティクスについての基礎的な知識を身に着けることができる。それをもとに2年次以降グローバルロジスティクス、その他の科目で物流を体系的に学んでゆくことができる。また、「流通論」は、上述の性格から、専門基幹科目で物流関連専門科目を学ぶ上での導入的、横断的な性格から、専門基礎科目(CP2-2)に位置付けている。
- ② 物流分野の理論を学ぶための科目として、「グローバル SCM」「グローバル SCM I」「グローバル SCM II」を必修科目として、また「グローバル SCM II」を選択科目として設置する。「グローバル SCM 総論」では、物流の基盤となる SCM (サプライチェーンマネジメント) について、原材料の調達から製造、販売に至るサプライチェーン全プロセスの仕組みを中心に全体像を習得することを狙う。そして、「グローバル SCM I」「グローバル SCM II」では、調達、製造、販売の各部位の仕組みを個別に詳細を学ぶ。
- ② 業務知識を習得し実務能力を育成するための科目として、「貿易実務概論」を導入とし

て学び、「通関論」、「国際通商協定」などの実務各論を学ぶ。

また、①（理論）、②（実務能力）両面から修得を深めるために、物流の仕組みの理解とともにケーススタディを中心とする実務研究を行う「グローバルロジスティクスⅠ」「グローバルロジスティクスⅡ」「アジアビジネス」「最新物流戦略」「貨物輸送論」を設置する。

さらには、理論、実務能力の定着を図ることを狙いとした実習科目として、「グローバルSCM実習」「貨物輸送論」を配置している。

これらの科目は、基本的には、「概論」及び「各論Ⅰ」は必修科目、その他の「各論」は選択科目として配置している。これらにより、流通・物流・貿易分野の理論、実務能力を網羅的に学習し、実習も加えて実務能力を体系的、包括的に習得する。

(2) IT・DX科目

前述の専門基幹科目群で対応するカリキュラム・ポリシーCP2-3(2)を再掲すると下記である。

流通・物流・貿易等の産業分野で、IT技術を取り入れてグローバルSCMを行うシステムを構築・運用できる人材を育成するために、グローバルサプライチェーンの最適化を図り、その運用のためのグローバルSCMシステム的设计・構築・評価を適切に行うための能力を育成する。

そのために必要なカリキュラムの構成は、下記に細分化される。

① グローバルSCMのシステム化技術の習得

IT、情報システムを構成するコンピュータのアーキテクチャ等の基本的な知識に加え、情報を扱うための基礎理論に関する知識をベースに、グローバルSCMシステム等の設計、構築、運用を含め、DXの根幹をなすシステム化技術や設計手法を学ぶ。

② DX取り組みに必要な知識、能力の習得

AIの活用、ビッグデータ分析等、DXの取り組みに必要な要素技術の知識を学ぶとともに、グローバルSCM等の具体的なシステムの構築を踏まえたこれらの活用方法について学ぶ。

各科目の特長とカリキュラム・ポリシーからみた位置づけの関係を「表. CP2-3(2)科目」に示す。表の見方で、カリキュラム・ポリシーは、下記（）内に示すような簡易化した表現を使っている。

① グローバルSCMのシステム化技術の習得（システム化技術）

② DX取り組みに必要な知識、能力の習得（DX取り組み）

表. CP2-3(2) IT・DX 科目と

カリキュラム・ポリシーとの関係

CP2-3(2) IT・DX 科目	CP2-3(2) IT・DX 科目 カリキュラム・ポリシー	
	① システム化技術	② DX 取り組み
IT 概論	●	
DX 論 I、DX 論 II、DX 論 III	●	●
データ解析		●

① グローバル SCM のシステム化技術の導入概論として「IT 概論」で、IT、情報システムを構成するコンピュータのアーキテクチャ等の基本的な知識に加え、情報を扱うための基礎理論に関する知識を学ぶ。

② DX 取り組みに必要な知識、能力の習得のために、「DX 論 I」「DX 論 II」「DX 論 III」を配置している。グローバル SCM を含め、デジタル化による社会変革の在り方等 DX の本質的理解を促進するとともに、その実現のための監視・検知・分析等の要素技術を学ぶ。加えて、情報利活用能力育成のための分析手法を学ぶとともに、こうした手法を活用して、具体的な流通・物流・貿易システムの現状課題、これらの解決に向けたアプローチ方法を学ぶ。また「データ解析」では、DX の戦略策定、実装において重要な役割を果たすビッグデータの分析手法、市場データ、経営データの分析手法を学ぶ。

また、「DX 論 I」「DX 論 II」「DX 論 III」は、①（システム化技術）、②（DX 取り組み）の両面の観点で学習する科目としても位置付けられる。この科目では、流通・物流・貿易分野での業務システムのクラウド化、IoT 技術適用による効率、生産性向上などに寄与するシステム化技術も学ぶ。具体的には、グローバル SCM システム構築・運用を含む DX の根幹となるシステムソフトウェアの設計手法を習得する。システムの要件定義、非機能要件定義などの上流設計、及びソフトウェアのテスト、評価を含めたソフトウェアエンジニアリングのスキルを習得する。

【CP2-3（専門基幹科目）での実務能力の習得および CP4（総合科目）での実務能力の習得の関係性について】

前項の専門基幹科目での説明で、「実務能力」を「業務知識などの専門知識とこれを運用する能力」と定義し、「専門基幹科目群」において、流通・物流・貿易の各分野で、実務能力を育成するための科目を示したが、一方、「事業創生実習」において、専門基幹科目で学んだ専門知識とこれを運用する能力を実践し、より定着させることを目指す。特に専門知

識の運用能力は、知識そのものに加え、思考力、分析力、表現力、交渉力などの能力と併せて身に付ける必要があると考えられることから、「事業創生実習」にてこれらを総合的に学ぶことを狙いとする。

これらにより、流通・物流・貿易分野でのグローバル SCM のシステム化技術、DX 取り組みに必要な知識、能力を包括的、横断的に修得する。

上述の検討結果を「設置の趣旨 4. 教育課程の編成における考え方及び特色 (2) 教育課程の区分」②-3 専門基幹科目群項、及び④総合科目項に織り込む。

新旧対照表 設置の趣旨を記載した書類等(33～40 ページ)

新	旧
<p>② - 3 専門基幹科目群</p> <p>ディプロマ・ポリシーにおいて、「流通・物流・貿易分野でビジネスをするために必要な専門知識を持ち、実習を通じて理論・実務能力を体得することにより、グローバルサプライチェーンの最適化を図り、物流効率を高める改善提案を行うための基盤となる能力を身に付けていること」と基準を設定し、カリキュラム・ポリシーで、これをする具現化ために、「<u>流通・物流・貿易に関する理論 (仕組みや体系)、実務能力 (業務知識などの専門知識やこれを運用する能力)</u>、IT 技術を取り入れグローバルサプライチェーンの最適化を図るための <u>IT・DX の専門知識</u>を習得する」ためのカリキュラムとするように定義している。</p> <p>上述のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを具体化する教育課程とするために、専門基幹科目群は下記の考え方で科目を設置している。</p> <p>流通・物流・貿易に関する専門知識、IT 技術を取り入れグローバルサプライチェーンの最適化を図るために必要な知識を習得</p>	<p>③ - 3 専門基幹科目群</p> <p>流通・物流・貿易に関する専門知識、IT 技術を取り入れグローバルサプライチェーンの最適化を図るために必要な知識を習得</p>

する。実習との往還によって理論の体得を深める。前述の専門基幹科目群カリキュラム・ポリシーCP2-3に対応して、科目群は、
(1) 流通・物流・貿易関連の理論・実務能力育成を狙いとする科目（流通・物流・貿易専門科目）、(2) 流通・物流・貿易分野でITシステム化技術やDX技術などIT・DX専門知識を学ぶ科目（IT・DX科目）から構成される。

(1) 流通・物流・貿易科目

前述の専門基幹科目群で対応するカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)を再掲すると下記である。

流通・物流・貿易等の産業分野で、理論・実務能力を備え、事業遂行、実務遂行することができる人材を養成するために、カリキュラム構成は下記に細分化される。ここで、流通・物流・貿易分野での理論・実務能力とは何を指すかを定義し、説明する。

- ① 理論（仕組みや体系）の理解、習得
グローバルサプライチェーンの仕組みや体系を理解し、実業界の動向、現状の課題を把握し、改善を提案していけるような実務能力の育成に繋がる知識を習得する。
- ② 実務能力（業務知識など専門知識とこれを運用する能力）の習得
流通・物流・貿易等の産業分野での具体的な業務知識を学ぶ。法律、協定、慣習などに基づく手続きを理解、習熟することにより実務能力を習得する。

各科目とカリキュラム・ポリシーからみた位置づけの関係を「表. CP2-3(1)流

する。実習との往還によって理論の体得を深める。前述の専門基幹科目群カリキュラム・ポリシーCP2-3に対応して、科目群は、
(1) 流通・物流・貿易関連の理論・実務能力育成を狙いとする科目（流通・物流・貿易専門科目）、(2) 流通・物流・貿易分野でITシステム化技術やDX技術などIT・DX専門知識を学ぶ科目（IT・DX科目）から構成される。

(1) 流通・物流・貿易科目

前述の専門基幹科目群で対応するカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)を再掲すると下記である。

流通・物流・貿易等の産業分野で、実務能力すなわち専門知識とこれを主体的に運用できる能力を備え、事業遂行、実務遂行することができる人材を養成するために、カリキュラム構成は下記に細分化される。

- ① グローバルサプライチェーンの仕組みや理論の理解、習得
グローバルサプライチェーンの仕組みや理論を理解し、実業界の動向、現状の課題を把握し、改善を提案していけるような実務能力の育成に繋がる知識を習得する。
- ② 業務知識の習得
流通・物流・貿易等の産業分野での具体的な業務知識を学ぶ。法律、協定、慣習などに基づく手続きに習熟した実務能力の育成に繋がる知識を習得する。

各科目とカリキュラム・ポリシーからみた位置づけの関係を表 4-2 に示す。

※表に示すカリキュラム・ポリシーは、下

<p>通・物流・貿易科目とカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)」に示す。表の見方で、表内に示すカリキュラム・ポリシーは、下記()内に示す簡易化した表現を使っている。</p> <p>① サプライチェーンの理論(仕組み・理論)の理解</p> <p>② サプライチェーンの実務能力(業務知識、運用能力)の習得である。</p> <p>(「表. CP2-3(1)流通・物流・貿易科目とカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)」は、新旧比較表の外に示す。)</p> <p>● 物流分野の概論として「流通論」を位置付けている。流通は、商的流通、物的流通、情報流通の3つを基本とするものであり、この流通論で物流および物流とロジスティクスについての基礎的な知識を身に着けることができる。それをもとに2年次以降グローバルロジスティクス、その他の科目で物流を体系的に学んでゆくことができる。また、「流通論」は、上述の性格から、専門基幹科目で物流関連専門科目を学ぶ上での導入的、横断的な性格から、専門基礎科目(CP2-2)に位置付けている。</p> <p>③ 物流分野の理論を学ぶための科目として、「グローバルSCM」「グローバルSCM I」「グローバルSCM II」を必修科目として、また「グローバルSCM II」を選択科目として設置する。「グローバルSCM</p>	<p>記に示すように簡易化した表現を使用した。</p> <p>① グローバルサプライチェーンの仕組みや理論の理解による実務能力育成：仕組み・理論の理解</p> <p>② 業務知識の習得による実務能力育成：業務知識の習得</p> <p>各科目とカリキュラム・ポリシーからみた位置づけの関係を「表. CP2-3(1)流通・物流・貿易科目とカリキュラム・ポリシーCP2-3(1)」に示す。表の見方で、表内に示すカリキュラム・ポリシーは、下記()内に示す簡易化した表現を使っている。</p> <p>① グローバルサプライチェーンの仕組みや理論を学ぶための科目として、「グローバルSCM」や「貿易概論」を導入概論としてまた、「グローバルSCM I」「グローバルSCM II」で理論体系を学び、「貨物輸送論」、「アジアビジネス」で各国、地域の実情を学ぶ、学んだ知識を確認、体得する。</p> <p>② 業務知識を習得し実務能力を育成するための科目として、「貿易実務概論」を導入として学び、「通関論」、「国際通商協定」などの実務各論を学ぶ。</p> <p>また、①(仕組みや理論)、②(業務知識)両面から把握、実務能力を深めるために、物流の仕組みの理解とともにケーススタディ研究を行う「グローバルロジスティクス I」「グローバルロジスティクス II」、「貨物輸送論」、「最新物流戦略」を配置している。</p>
---	--

<p>総論」では、物流の基盤となる SCM（サプライチェーンマネジメント）について、原材料の調達から製造、販売に至るサプライチェーン全プロセスの仕組みを中心に全体像を習得することを狙う。そして、「グローバル SCMⅠ」「グローバル SCMⅡ」では、調達、製造、販売の各部位の仕組みを個別に詳細を学ぶ。</p> <p>④ 業務知識を習得し実務能力を育成するための科目として、「貿易実務概論」を導入として学び、「通関論」、「国際通商協定」などの実務各論を学ぶ。</p> <p>⑤ また、①（理論）、②（実務能力）両面から修得を深めるために、物流の仕組みの理解とともにケーススタディを中心とする実務研究を行う「グローバルロジスティクスⅠ」「グローバルロジスティクスⅡ」「アジアビジネス」「最新物流戦略」「貨物輸送論」を設置する。</p> <p>⑥ さらに、理論、実務能力の定着を図ることを狙いとした実習科目として、「グローバル SCM 実習」「貨物輸送論」を配置している。</p> <p>⑦ これらの科目は、基本的には、「概論」及び「各論Ⅰ」は必修科目、その他の「各論」は選択科目として配置している。これらにより、流通・物流・貿易分野の理論、実務能力を網羅的に学習し、実習も加えて実務能力を体系的、包括的に習得する。</p>	<p>さらには、理論、業務知識の定着を図ることを狙いとした実習科目として、「グローバル SCM 実習」「ロジスティクス実習」を配置している。</p> <p>これらの科目は、基本的には、「概論」及び「各論Ⅰ」は必修科目、その他の「各論」は選択科目として配置している。これらにより、流通・物流・貿易分野の専門知識として必要な仕組みや理論、業務知識を網羅的に学習し、実習も加えて実務能力を体系的、包括的に学ぶ。</p>
---	--

<p>(2) IT・DX 科目 (略)</p> <p>(「表. CP2-3(2)IT・DX 科目とカリキュラム・ポリシーの関係」は、新旧比較表の外に記載。)</p> <p>④ 総合科目</p> <p>総合科目は、これまでの学びの総纏めとして、チームで「事業創生プロジェクト実習」を4年次の必修科目として全学生が履修する。</p> <p>専門基幹科目群では、流通・物流・貿易分野での理論(仕組みや体系)・実務能力(専門知識とこれを運用する能力)の取得を行うことを目指す。一方、総合科目「事業創生実習」において、<u>専門基幹科目で学んだ理論に裏付けられた「実務能力」を実践し、より定着させることを目指す。</u>専門基幹科目項でも記載したが、理論・実務能力の関係は、「実務能力は、理論に裏付けられたものであるべき」であり、また、「実務の実践により、理論をより深く理解できる」という両面的な特性を持っており、両者をバランスよく修得することが重要と考えている。事業創生実習を通して、この両面を確実なものとするを狙いとしている。</p> <p>特に専門知識の運用能力は、知識そのものに加え、思考力、分析力、表現力、交渉力などの能力と併せて身に付ける必要があると考えられることから、「事業創生実習」にてこれらを総合的に学ぶことを狙いとす</p>	<p>(2) IT・DX 科目 (略)</p> <p>⑤ 総合科目</p> <p>総合科目は、これまでの学びの総纏めとして、チームで「事業創生プロジェクト実習」を4年次の必修科目として全学生が履修する。</p> <p>特に専門知識の運用能力は、知識そのものに加え、思考力、分析力、表現力、交渉力などの能力と併せて身に付ける必要があると考えられることから、「事業創生実習」にてこれらを総合的に学ぶことを狙いとす</p>
---	--

表 CP2-3(1) 流通・物流・貿易関連科目
カリキュラム・ポリシーとの関係

CP2-3(1) 流通・物流・貿易関連科目		CP2-3(1) カリキュラム・ポリシー	
		③ 理論 (仕組みや体系) の習得	④ 実務能力 (業務知識、運用 能力) の習得
流通・物流	流通論	●	
	グローバル SCM 総論	●	
	グローバル SCM I、II	●	
	アジアビジネス	●	●
	グローバルロジスティクス I、II	●	●
	最新物流戦略	●	●
	貨物輸送論	●	●
	貨物輸送実習		●
	グローバル SCM 実習		●
貿易	貿易概論	●	●
	貿易実務論		●
	通関概論、通関論		●
	国際通商協定		●

表. CP2-3(2) IT・DX 科目と
カリキュラム・ポリシーとの関係

CP2-3(2) IT・DX 科目	CP2-3(2) IT・DX 科目 カリキュラム・ポリシー	
	③ システム化技術	② DX 取り組み
IT 概論	●	
DX 論 I、DX 論 II、DX 論 III	●	●
データ解析		●

【設置の趣旨・目的等】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

1. <全体計画審査意見1の回答について>

改められた3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーをいう。以下同じ。）と教育課程の整合性について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) ディプロマ・ポリシーで掲げる「DX」に対応する授業科目と見受けられる「DX I～Ⅲ」のシラバスの授業計画を見る限り、基本的かつ一般的な情報科目の内容となっており、DP2-3で掲げる「DXに貢献するためのIT技術」を達成できる授業内容となっているかが不明確である。また、例えば「DX I」では離散数学を1回で履修する計画となっているが、アドミッション・ポリシーや入学者選抜をみると入学者が一定の数学の能力を有することを確認しないこととなっており、学生が円滑に履修を進められるかどうか疑義があるなど、履修内容・計画の妥当性に疑義がある。このため、本学部におけるDXの定義を具体的に説明するとともに、関連する科目がその定義を踏まえた内容となっていることを明確に説明すること。

(対応)

ご指摘の点を再検討した結果を下記、【本学部におけるDXの定義と関連科目の内容】にて説明する。

【本学部におけるDXの定義と関連科目の内容】

本学におけるDXの定義を具体的に説明し、関連する科目（DX論Ⅰ～DX論Ⅲ）がその定義を踏まえた内容になっていることを説明するとともに、関連する個別のご指摘事項への対応について記載する。

DXは、一般的に概ね「企業がIT技術を利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させること」といった意味合いで用いられることが多い。本学部ではこの意味合いを具体化させものとして、「本学が人材輩出を目指す流通・物流・貿易分野において、外部環境（市場や顧客）の変化に対応しつつ、内部環境（組織や文化）の変革を牽引しながら、IT技術やそれによる新たなプラットフォームを利用して、生産性の向上を含む新たな価値を創出すること」と定義している。

DXを担う人材を育成するために、本学では、上述のDX定義の主旨に沿い、下記観点を考えさせ、関連する専門知識を習得することを目指す。

(1) 置かれている環境とDXへの要件の理解

外部環境（市場や顧客）、内部環境（組織や文化）は何をドライビングフォースとして、どのように変化しているか。環境の変化を捉えて、DXへの要件はどのよ

うに設定されるべきかを学ぶ。

(2) DXへの要件を満たすための仕組みの理解

IT 技術やそれによるプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ、アナリティクス技術など）の仕組みを理解する。

(3) 仕組みを実現するための具体手法の理解、専門知識の修得

システム開発面（DX要件のシステム化技法、ソフトウェア開発技法）、システム運用面（性能評価や安全性確保などシステム運用技法）、ビジネス開発面（新たな仕組みを使ったビジネスモデル化技法）について、具体手法を理解し専門知識を習得する。

関連科目DX論Ⅰ（必修科目）、DX論Ⅱ、DX論Ⅲ（選択科目）において、下記の授業内容としている。

- ・DX論Ⅰ：(1) (2) (3) を総論として概括、及び(3) DX要件のシステム化技法、ソフトウェア開発技法の具体
- ・DX論Ⅱ：(1) (2) の概括及び(3) ビジネスモデル化技法
- ・DX論Ⅲ：(1) (2) の概括及び(3) システム運用技法

について学ぶ。

DX論Ⅰ、DX論Ⅱ、DX論Ⅲは、具体的には下記の通りである。

DX論Ⅰでは『(1) (2) (3) を総論として概括』することを明確化するために、はじめの3回の講義において『DXを学ぶ意義、自らが目指すべきDX人材としての方向性、どのような技術を学ぶべきか』を学生自らが定義できる力を養える講義内容に改めることとしました。

DX論Ⅱでは、(1) (2) について、ITプラットフォームの観点で概括するとともに、DX論Ⅰで学んだ内容を踏まえ、IT技術に求められる要件、課題と取り組みの観点で学ぶ。具体的には、社会システム、企業システムのプラットフォームとなっているクラウドサービスに焦点をあて、(3) サービス面、仕組み面から理解、これらのプラットフォームを用いたビジネスモデルの理解を深める。

DX論Ⅲでは、(1) (2) について、ITシステム運用の観点で概括するとともに、(3) システム運用技法として、具体的には、ITサービスマネジメントシステム (ITSM) を学ぶ。

【DX論Ⅰにおけるご指摘事項への対応について】

また、「DXⅠ」では離散数学を1回で履修する計画となっているが、アドミッション・ポリシーや入学者選抜をみると入学者が一定の数学の能力を有することを確認しないこと

となっており、学生が円滑に履修を進められるかどうかには疑義があるなど、履修内容・計画の妥当性に疑義がある。」点についての対応を、以下について説明します。

指摘を受け I の内容について、一部、見直しを行うものとします。ご指摘の通り、アドミッション・ポリシーや入学者選抜をみると入学者が一定の数学の能力を有することを確認しないこととなっています。当初、『離散数学、情報理論、符号理論、コンピュータの種類と構成、プロセッサの種類、プロセッサの動作原理』を独立した学習項目として設けた背景は、その後コンピュータやネットワークをはじめとする DX の要素技術を学習する上で助けとなる項目を必要最低限講義したいと考えたためです。一方、ご指摘の通り、文言の通り、この領域を学ぶことについては、3 コマで納まるものではなく誤解を与えかねないと感じました。よって、この点については、『コンピューティング、通信、ネットワーク』を講義するなかで学生の理解度を踏まえ、数学の能力に差があることも考慮し、できるだけ平易に講義するものとし独立した学習項目とはしないものとします。また、ICT 演習、IT 概論、DX I の講義内容の重複の観点からも独立した学習内容とはしないこととしました。

上記の検討結果を「設置の趣旨 4. 教育課程の編成における考え方及び特色（2）教育課程の区分」②-3 専門基幹科目群項、及びDX論 I、DX論 II、DX論 III シラバス【資料 1】に織り込む。

新旧対照表 設置の趣旨を記載した書類等(36～38 ページ)

新	旧
<p>4. 教育課程の編成における考え方及び特色</p> <p>(2) IT・DX 科目</p> <p>ここで、DX の定義を明確にし、これを踏まえ、関連する科目（DX 論 I～DX 論 III）について記載する。</p> <p>DX は、一般的に概ね「企業が IT 技術を利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させること」といった意味合いで用いられることが多い。本学部ではこの意味合いを具体化させものとして、「本学が人材輩出を目指す流通・物流・貿易分野において、外部環境（市場や顧客）の変化に対応しつつ、内部環境（組織や文化）の変革を牽引</p>	<p>4. 教育課程の編成における考え方及び特色</p> <p>(2) IT・DX 科目</p> <p>前述の専門基幹科目群で対応するカリキュラム・ポリシー CP2-3(2) を再掲すると下記である。</p> <p>流通・物流・貿易等の産業分野で、IT 技術を取り入れてグローバル SCM を行うシステムを構築・運用できる人材を育成するために、グローバルサプライチェーンの最適化を図り、その運用のためのグローバル SCM システムの設計・構築・評価を適切に行うための能力を育成する。</p> <p>そのために必要なカリキュラムの構成は、下記に細分化される。</p>

しながら、IT 技術やそれによる新たなプラットフォームを利用して、生産性の向上を含む新たな価値を創出すること」と定義している。

DXを担う人材を育成するために、本学では、上述のDX定義の主旨に沿い、下記観点を考えさせ、関連する専門知識を習得することを旨とする。

(1) 置かれている環境とDXへの要件の理解

外部環境（市場や顧客）、内部環境（組織や文化）は何をドライビングフォースとして、どのように変化しているか。環境の変化を捉えて、DXへの要件はどのように設定されるべきかを学ぶ。

(2) DXへの要件を満たすための仕組みの理解

IT 技術やそれによるプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ、アナリティクス技術など）の仕組みを理解する。

(3) 仕組みを実現するための具体手法の理解、専門知識の修得

システム開発面（DX要件のシステム化技法、ソフトウェア開発技法）、システム運用面（性能評価や安全性確保などシステム運用技法）、ビジネス開発面（新たな仕組みを使ったビジネスモデル化技法）について、具体手法を理解し専門知識を習得する。

DX論Ⅰ、DX論Ⅱ、DX論Ⅲは、具体的には下記の通りである。

DX論Ⅰでは『(1) (2) (3) を総論として概括』することを明確化するために、『DXを学ぶ意義、自らが目指すべきDX

① グローバル SCM のシステム化技術の習得

IT、情報システムを構成するコンピュータのアーキテクチャ等の基本的な知識に加え、情報を扱うための基礎理論に関する知識をベースに、グローバル SCM システム等の設計、構築、運用を含め、DXの根幹をなすシステム化技術や設計手法を学ぶ。

② DX 取り組みに必要な知識、能力の習得

AI の活用、ビッグデータ分析等、DXの取り組みに必要な要素技術の知識を学ぶとともに、グローバル SCM 等の具体的なシステムの構築を踏まえたこれらの活用方法について学ぶ。

各科目の特長とカリキュラム・ポリシーからみた位置づけの関係を表 4-3 に示す。
※表に示すカリキュラム・ポリシーは、下記に示すように簡易化した表現を使用した。

① グローバル SCM のシステム化技術の習得：システム化技術

② DX 取り組みに必要な知識、能力の習得：DX 取り組み

① グローバル SCM のシステム化技術の導入概論として「IT 基礎」で、IT、情報システムを構成するコンピュータのアーキテクチャ等の基本的な知識に加え、情報を扱うための基礎理論に関する知識を学ぶ。システム化技術の各論として、「データベース」、「DX 論Ⅲ」を配置している。

人材としての方向性、どのような技術を学ぶべきか』を学生自らが定義できる力を養える。

DX論Ⅱでは、(1)(2)について、ITプラットフォームの観点で概括するとともに、DX論Ⅰで学んだ内容を踏まえ、IT技術に求められる要件、課題と取り組みの観点で学ぶ。具体的には、社会システム、企業システムのプラットフォームとなっているクラウドサービスに焦点をあて、(3)サービス面、仕組み面から理解、これらのプラットフォームを用いたビジネスモデルの理解を深める。

DX論Ⅲでは、(1)(2)について、ITシステム運用の観点で概括するとともに、(3)システム運用技法として、具体的には、ITサービスマネジメントシステム(ITSM)を学ぶ。

「DX論Ⅰ」「DX論Ⅱ」「DX論Ⅲ」は、①(システム化技術)、②(DX取り組み)の両面の観点で学習する科目としても位置付けられる。この科目では、流通・物流・貿易分野での業務システムのクラウド化、IoT技術適用による効率、生産性向上などに寄与するシステム化技術も学ぶ。具体的には、グローバルSCMシステム構築・運用を含むDXの根幹となるシステムソフトウェアの設計手法を習得する。システムの要件定義、非機能要件定義などの上流設計、及びソフトウェアのテスト、評価を含めたソフトウェアエンジニアリングのスキルを習得する。

② DX取り組みに必要な知識、能力の習得のために、「DX論Ⅰ」「DX論Ⅱ」を配置している。グローバルSCMを含め、デジタル化による社会変革の在り方等DXの本質的理解を促進するとともに、その実現のための監視・検知・分析等の要素技術を学ぶ。加えて、情報利活用能力育成のために、AIによる情報収集、分析手法を学ぶとともに、こうした手法を活用して、具体的な流通・物流・貿易システムの現状課題、これらの解決に向けたアプローチ方法を学ぶ。また「データ解析」では、DXの戦略策定、実装において重要な役割を果たすビッグデータの分析手法、市場データ、経営データの分析手法を学ぶ。

「また、「DX論Ⅰ」「DX論Ⅱ」は、①(システム化技術)、②(DX取り組み)の両面の観点で学習する科目としても位置付けられる。この科目では、流通・物流・貿易分野でのIoT技術適用による効率、生産性向上などに寄与するシステム化技術も学ぶ。具体的には、グローバルSCMシステム構築・運用を含むDXの根幹となるシステムソフトウェアの設計手法を習得する。システムの要件定義、非機能要件定義などの上流設計、及びソフトウェアのテスト、評価を含めたソフトウェアエンジニアリングのスキルを習得する。

これらにより、流通・物流・貿易分野で

<p>また、上記 DX 論に関連し、下記を学ぶ。</p> <p>④ グローバル SCM のシステム化技術の導入概論として「IT 概論」で、IT、情報システムを構成するコンピュータのアーキテクチャ等の基本的な知識に加え、情報を扱うための基礎理論に関する知識を学ぶ。</p> <p>⑤ また「データ解析」では、DX の戦略策定、実装において重要な役割を果たすビッグデータの分析手法、市場データ、経営データの分析手法を学ぶ。</p>	<p>のグローバル SCM のシステム化技術、DX 取り組みに必要な知識、能力を包括的、横断的に修得する。</p>
---	---

【設置の趣旨・目的等】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

2. <全体計画審査意見2の回答について>

全体審査意見2への回答として、本学及び本学科において取り組む研究について説明がなされ、関係する記載が改められたが、研究に係る体制整備や組織としての取り組みに関する記載がなく、示された研究内容を持続的に行い、本学科の教育に生かしていくかが不明確であるため、組織的な体制をどのように整備してくかを明確化し、取り組むことが望ましい。

(対応)

ご指摘事項に対し、本学において取り組む研究について、その到達目標を明確にした上で、研究を持続的に行い、本学の教育に生かしていくための管理体制、組織としての取り組みについて以下に説明する。

【教育研究の在り方、到達目標】

本学では、教育上の目的を達成することに加え、専門職大学の研究者、学生として従来の研究領域や体系を超えるより複合化した新領域の研究を行う。そのための教員の研究活動の指針について下記に到達目標を定め、その実現と本学教育に生かしていくための取り組みについて以下に記載する。

- 本学の教員は、流通・物流・貿易業界での社会ニーズ、シーズとしてある市場技術動向を捉え、グローバルサプライチェーン再構築に寄与する新たな付加価値の創出を目指す研究を行う。
- 本学の教員は、FDの一環として、教員の間で研究課題についての討論を常時行う。教員間で教育についての認識を共有することで、ふさわしい研究課題が発掘される。研究内容を共有する目的から研究会を設置し、情報交換、討議を通して研究者としての研鑽を積むとともに本学の教育方式を確立する。
- 本学の教員は、学内のみならず、学外の研究コミュニティ（学会など）において研究の責任を負う。研究コミュニティにおいて、発言、研究成果の発表など積極的な学会活動を行う。学会活動においては、国内外の学会で原著論文の採択を目指すとともに、研究活動を主導する。
- 教育の質の向上のために、競争的な環境に身を置き、産学連携事業の推進など自立した研究を推進する。

【管理体制及び組織としての取り組み】

上述の研究目標達成のために、管理体制、組織としての取り組みを以下に示す。

- 上述の教育研究上の目標達成を可能なものとし、研究内容を持続的に本学の教育に生かしていくために、教育研究費を予算化し運用するとともに、産学連携研究の推進、科研費など公的資金の獲得により、研究推進環境の構築を図る。
- 社会活動や研究活動、教授法の研究、教育効果評価などを通し、教員の到達目標を定め、個人業績の目標達成度を評価する。

上記の検討結果を「設置の趣旨 1. 設置の趣旨及び必要性（5）教育研究上の目的」に織り込む。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(16～17 ページ)

新	旧
<p>1. 設置の趣旨及び必要性 (5) ＜教育研究の在り方、到達目標＞ 本学では、教育上の目的を達成することに加え、専門職大学の研究者、学生として従来の研究領域や体系を超えるより複合化した新領域の研究を行う。そのための教員の研究活動の指針について下記に到達目標を定め、その実現と本学教育に生かしていくための取り組みについて以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本学の教員は、流通・物流・貿易業界での社会ニーズ、シーズとしてある市場技術動向を捉え、グローバルサプライチェーン再構築に寄与する新たな付加価値の創出を目指す研究を行う。学際的、業際的でありこれまでの確立された研究領域を超える研究であるため、研究の方法論、教育の方法論を含 	<p>1. 設置の趣旨及び必要性 (5) ＜教育研究上の到達目標＞ 本学では、教育上の目的を達成する教育効果の得られる研究を行う。そのための教員の研究活動の指針について下記に到達目標を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本学の教員は、流通・物流・貿易業界での社会ニーズ、シーズとしてある市場技術動向を捉え、グローバルサプライチェーン再構築に寄与する新たな付加価値の創出を目指す研究を行う。学際的、業際的でありこれまでの確立された研究領域を超える研究であるため、研究の方法論、教育の方法論を含

<p>む研究である。研究の対象は、理論体系、具体化するための方法論やツール、業界への適用性検討を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本学の教員は、FD の一環として、教員の間で研究課題についての討論を常時行う。教員間で教育についての認識を共有することで、ふさわしい研究課題が発掘される。研究内容を共有する目的から研究会を設置し、情報交換、討議を通して研究者としての研鑽を積むとともに本学の教育方式を確立する。 ● 本学の教員は、学内のみならず、学外の研究コミュニティ（学会など）において研究の責任を負う。研究コミュニティにおいて、発言、研究成果の発表など積極的な学会活動を行う。学会活動においては、国内外の学会で原著論文の採択を目指すとともに、研究活動を主導する。 ● 教育の質の向上のために、競争的な環境に身を置き、産学連携事業の推進など自立した研究を推進する。 <p><管理体制及び組織としての取り組み></p> <p>上述の研究目標達成のために、管理体制、組織としての取り組みを以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上述の教育研究上の目標達成を可能なものとし、研究内容を持続的に本学の教育に生かしていくために、教育研究費を予算化し運用するとともに、産学連携研究の推進、科研費など公的資金の獲得により、研究推進環境の構築を 	<p>む研究である。研究の対象は、理論体系、具体化するための方法論やツール、業界への適用性検討を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本学の教員は、教員の間で研究課題についての討論を常時行う。教員間で教育についての認識を共有することで、ふさわしい研究課題が発掘される。研究内容を共有する目的から研究会を設置し、情報交換、討議を通して研究者としての研鑽を積むとともに本学の教育方式を確立する。 ● 本学の教員は、学内のみならず、学外の研究コミュニティ（学会など）において研究の責任を負う。研究コミュニティにおいて、発言、研究成果の発表など積極的な学会活動を行う。学会活動においては、国内外の学会で原著論文の採択を目指すとともに、研究活動を主導する。 ● 教育の質の向上のために、競争的な環境に身を置き、産学連携事業の推進など自立した研究環境の構築を目指す。
---	--

<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none">● 社会活動や研究活動、教授法の研究、教育効果評価などを通し、教員の到達目標を定め、個人業績の目標達成度を評価する。	
---	--

【設置の趣旨・目的等】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

3. <全体計画審査意見の3の回答について>

学則について、依然として既定の改廃に関する規定が定められていないことから、適切に改めること。

(対応)

学則に既定の改廃に関する規定が定められていなかったため、改め既定の改廃についての規定を加える。具体的には、学則に下記の条項を加える。

(既定の改廃)

第64条 既定の改廃は、評議会に諮り理事会で決定する。

上記の検討結果を「学則」に織り込む。

【資料2】学則

新旧対照表 学則(12 ページ)

新	旧
(既定の改廃) 第64条 既定の改廃は、評議会に諮り理事会で決定する。	(新設)

【教育課程等】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

4. <全体計画審査意見7(2)(6)の回答について>

教員の巡回指導について、具体的な実施計画の説明を求めたところ、臨地実務実習期間中の指導は「原則として、実習期間中は実習先企業の実習指導者が指導を行う。」と説明され、また、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなる指導体制等について一定程度の説明がなされたものの、依然として適切な指導体制となっているか不明確であることから、以下の点を説明した上で、明確にすること。

(1) 指導責任教員、指導教員、キャリアセンター職員及び助手のそれぞれの業務内容、役割分担を具体的に説明すること

(対応)

ご指摘事項に対し、下記【実習期間中の教員の巡回指導】にて、実習期間中の実習先企業の巡回指導に関し、指導責任教員、指導教員、キャリアセンター職員及び助手のそれぞれの業務内容、役割分担を具体化し、適切な指導体制の構築を図る。

【実習期間中の教員の巡回指導】

まず、実習期間中を含め、実習指導全体の教員体制を下記に再掲した上で、実習期間中の指導体制について説明する。

(1) 実習指導体制

臨地実務実習を実施するための指導体制は、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなり、臨地実務実習の事前、期間中、及び事後の指導にあたる。「(5)事前、実習中、及び事後の指導計画」項に示すように、キャリアセンター職員は3名で構成され、キャリア相談の専門家として学生の実習テーマ設定に向け学生の面談にあたるとともに、指導教員と連携し、実習先企業との調整、提携、及び学生への通達など事前指導、期間中の連絡及び巡回指導、及び事後の指導にあたる。また、助手3名が、実習先企業との調整、提携、及び学生への通達など事前指導、期間中の連絡及び巡回指導において指導教員を補助し、実習指導での指導教員の負担を平準化する。

(2) 実習期間中の指導体制

原則として、実習期間中は実習先企業の実習指導者が指導を行う。実習期間中の本学側の体制は、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなることは上述の通りであるが、下記に、実習期間中の業務内容、役割分担を示す。

① 実習指導計画の作成：

指導責任教員の指揮の下で指導教員が行う。

② 実習期間中の指導：

指導教員が原則として企業を訪問して行う。実習の本来の目的として専門科目で学修の実務能力を実践することがあるが、巡回指導では、事前計画に対する実施状況を学生及び受け入れ元企業の指導員との面会で確認し、適切なフィードバックを行う。学生指導においてキャリアコンサルテーションが必要と判断されるケースではキャリアセンター職員（キャリアコンサルタント）が指導教員に随行して指導を行う。

- ③ 実習期間中において実習内容等に問題がある場合の対応：
指導教員とその指示の下でキャリアセンター職員が対応する。問題が深刻なケース、あるいは、他の実習先対応とも共有すべきケースでは、指導責任教員の指揮の下に、実習先企業への申し入れを含め、解決、今後の予防策等の検討、徹底を行う。
- ④ 企業側指導責任者との連絡
企業側指導責任者とのメールや電話での連絡は、指導教員の指示の下で、助手が行い、結果を指導教員に報告する。
- ⑤ 各種報告書、契約書類の整理等
指導教員の指示の下で、助手が行う。
- ⑥ その他
実習中の連絡体制については、既に述べた巡回に加え、キャリアセンターにて、受け入れ先企業からの連絡が必ず受けられる体制とし、実習の質を担保できるようにする。

上記の検討結果を「設置の趣旨 1 1. 臨地実務実習の具体的計画（6）実習指導教員体制」項に織り込む。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(102 ページ)

新	旧
<p>1 1. 実習の具体的計画 （6）実習指導教員体制 実習期間中は、基本的に実習先企業の指導者が学生の指導を行う。担当教員は、キャリアセンター職員と連携し、実施期間中、事前計画書に従って、実習先企業を巡回訪問し、実習目標に対する到達度や生活面も含めた助言を行う。実習で身に付けた能力が定着するように、学生には、実習日誌を毎日書かせ、スケジュール管理、目標到達度管理を自身で行わせるとともに、実習記録を指導者に報告、フィードバックを頂く。</p>	<p>1 1. 実習の具体的計画 （6）実習指導教員体制 実習期間中は、基本的に実習先企業の指導者が学生の指導を行う。担当教員は、キャリアセンター職員と連携し、実施期間中、事前計画書に従って、実習先企業を巡回訪問し、実習目標に対する到達度や生活面も含めた助言を行う。実習で身に付けた能力が定着するように、学生には、実習日誌を毎日書かせ、スケジュール管理、目標到達度管理を自身で行わせるとともに、実習記録を指導者に報告、フィードバックを頂く。</p>

<p>実習期間中に災害事故等が発生した場合には、すみやかに担当教官に報告させ、指導を仰ぐこととする。</p> <p>ここで、実習期間中の指導体制について、より具体的に説明する。実習期間中の本学側の体制は、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなることは上述の通りであるが、下記に、実習期間中の業務内容、役割分担を示す。</p> <p>① 巡回指導計画の作成： 指導責任教員の指揮の下で指導教員が行う。</p> <p>② 巡回指導： 指導教員が原則として企業を訪問して行う。学生指導においてキャリアコンサルテーションが必要と判断されるケースではキャリアセンター職員（キャリアコンサルタント）が指導教員に随行して指導を行う。</p> <p>③ 巡回指導において実習内容等に問題がある場合の対応： 指導教員とその指示の下でキャリアセンター職員が対応する。問題が深刻なケース、あるいは、他の実習先対応とも共有すべきケースでは、指導責任教員の指揮の下に、実習先企業への申し入れを含め、解決、今後の予防策等の検討、徹底を行う。</p> <p>④ 企業側指導責任者との連絡 企業側指導責任者とのメールや電話での連絡は、指導教員の指示の下で、助手が行い、結果を指導教員に報告する。</p> <p>⑤ 各種報告書、契約書類の整理等 指導教員の指示の下で、助手が行う。</p> <p>⑥ その他</p>	<p>実習期間中に災害事故等が発生した場合には、すみやかに担当教官に報告させ、指導を仰ぐこととする。</p>
---	--

<p>実習中の連絡体制については、既に述べた巡回に加え、キャリアセンターにて、受け入れ先企業からの連絡が必ず受けられる体制とし、実習の質を担保できるようにする。</p>	
--	--

【教育課程等】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

4. <全体計画審査意見7(2)(6)の回答について>

教員の巡回指導について、具体的な実施計画の説明を求めたところ、臨地実務実習期間中の指導は「原則として、実習期間中は実習先企業の実習指導者が指導を行う。」と説明され、また、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなる指導体制等について一定程度の説明がなされたものの、依然として適切な指導体制となっているか不明確であることから、以下の点を説明したうえで、明確にすること。

(2) 担当教員が、海外を含む実習施設で巡回指導を実施する計画となっているか明示するとともに、巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていることが明確になるよう説明すること。

(対応)

ご指摘事項に対し、下記【海外実習施設での巡回指導】にて、海外実習施設で巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等、臨地実務実習施設における実習の実施状況把握の体制について説明する。

【海外実習施設での巡回指導】

本学の場合には、グローバルコミュニケーション実践の場として、各回数名程度の受け入れが可能な海外施設を実習先として保有しており、これとの綿密な連携体制を構築し進める。オーストラリア シドニー市、他多くの国都市に、実習先施設との調整、提携、期間中の巡回指導、事後の学生指導にあたる日本人による現地法人を本学の教育提携先企業として有している。日本側キャリアセンターは現地の教育提携先企業と常時緊密に連携しており、巡回指導の負担を軽減しつつ、国内での実習と同レベルの水準で、学生がネイティブとのグローバルコミュニケーション実習を円滑に実施するための支援体制を構築している。

実習先が海外施設である場合、本学、教育提携先企業を含めた海外実習施設の巡回指導について、海外実習施設で巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等、臨地実務実習施設における実習の実施状況把握に関する業務内容、役割分担を以下に示す。

原則として、実習期間中は実習先企業の実習指導者が指導を行う。実習期間中の本学側の体制は、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなることは、審査意見4(1)に回答の通りであるが、海外実習施設では、上述に記載の通り、教育提携先企業が役割分担の中に入ってくる。下記に、実習期間中の業務内容、役割分担を示す。

⑦ 実習指導計画の作成：

実習先が海外施設である場合、教育提携先企業が、巡回指導を含めた実習指導計画を作成し、指導教員が承認する。

⑧ 実習期間中の指導：

実習先が海外施設である場合、教育提携先企業が原則として実習先企業を訪問して行う。実習の本来の目的として専門科目で学修の実務能力を実践することがあるが、巡回指導では、教育提携先企業の指導員が、事前計画に対する実施状況を学生及び受け入れ元企業の指導員との面会で確認し、適切なフィードバックを行う。学生指導においてキャリアコンサルティングが必要と判断されるケースではキャリアセンター職員（キャリアコンサルタント）が指導教員に随行して指導を行う。教育連携先企業による指導結果は、学生の実習状況を含め1回／週の報告を本学の指導教員になされ、指導教員は報告を受け、教育連携先企業あるいは場合によっては学生本人に適切なフィードバックを行う。

⑨ 実習期間中において実習内容等に問題がある場合の対応：

教育提携先企業が、本学側の指導教員とその指示の下でキャリアセンター職員と連携して対応する。問題が深刻なケース、あるいは、他の実習先対応とも共有すべきケースでは、指導責任教員の指揮の下に、教育提携先企業が実習先企業への申し入れを含め、解決、今後の予防策等の検討、徹底を行う。

⑩ 企業側指導責任者との連絡

企業側指導責任者とのメールや電話での連絡は、教育提携先企業が行い、結果を指導教員に報告する。

⑪ 各種報告書、契約書類の整理等

教育提携先企業が行い、必要なフィードバックを指導教員に行う。

⑫ その他

実習中の連絡体制については、基本的に教育提携先企業が行うが、教育提携先企業が判断に困るケースに備え、指導教員、キャリアセンターにて、教育提携先企業からの連絡が必ず受けられる体制とし、現地での実習の質を担保できるようにする。

上記の検討結果を「設置の趣旨 1 1. 臨地実務実習の具体的計画（6）実習指導教員体制」項に織り込む。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(103～104 ページ)

新	旧
<p>1 1. 実習の具体的計画 （6）実習指導教員体制 また、特に本学の場合の特筆事項として、グローバルコミュニケーション実践の場として、各回数名程度の受け入れが可能な海</p>	<p>1 1. 実習の具体的計画 （6）実習指導教員体制 また、特に本学の場合の特筆事項として、グローバルコミュニケーション実践の場として、各回数名程度の受け入れが可能な海</p>

外施設を実習先として保有しており、これとの綿密な連携体制を構築し進める。具体的には、オーストラリア シドニー市、他多くの国都市に、実習先施設との調整、提携、及び実習の事前、期間中、事後の学生指導にあたる日本人による現地法人を有している。日本側キャリアセンターは現地法人与常時緊密に連携しており、巡回指導の負担を軽減しつつ、国内での実習と同レベルの水準で、ネイティブとのグローバルコミュニケーション実習を可能とする体制を構築している。なお、海外企業等において実習を行う学生に対する交通費、滞在費等の経費は基本的に学生が負担することとしている。

実習先が海外施設である場合、本学、教育提携先企業を含めた海外実習施設の巡回指導について、業務内容、役割分担を以下に示す。

原則として、実習期間中は実習先企業の実習指導者が指導を行う。本学側の体制は、指導責任教員の下に、指導教員、キャリアセンター職員及び助手からなることは、実習先が国内である場合と同じであるが、実習先が海外施設である場合、教育提携先企業が業務の役割分担の中に入ってくる。下記に、実習先が海外施設である場合の実習期間中の業務内容、役割分担を示す。

① 巡回指導計画の作成：

実習先が海外施設である場合、教育提携先企業が、実習先巡回指導計画を作成し、指導教員が承認する。

② 巡回指導：

実習先が海外施設である場合、教育提携先企業が原則として実習先企業を訪

外施設を実習先として保有しており、これとの綿密な連携体制を構築し進める。具体的には、オーストラリア シドニー市、他多くの国都市に、実習先施設との調整、提携、及び実習の事前、期間中、事後の学生指導にあたる日本人による現地法人を有している。日本側キャリアセンターは現地法人与常時緊密に連携しており、巡回指導の負担を軽減しつつ、国内での実習と同レベルの水準で、ネイティブとのグローバルコミュニケーション実習を可能とする体制を構築している。なお、海外企業等において実習を行う学生に対する交通費、滞在費等の経費は基本的に学生が負担することとしている。

問して行う。実習の本来の目的として専門科目で学修の実務能力を実践することがあるが、巡回指導では、教育提携先企業の指導員が、事前計画に対する実施状況を学生及び受け入れ元企業の指導員との面会で確認し、適切なフィードバックを行う。学生指導においてキャリアコンサルティングが必要と判断されるケースではキャリアセンター職員（キャリアコンサルタント）が指導教員に随行して指導を行う。

③ 巡回指導において実習内容等に問題がある場合の対応：

教育提携先企業が、本学側の指導教員とその指示の下でキャリアセンター職員と連携して対応する。問題が深刻なケース、あるいは、他の実習先対応とも共有すべきケースでは、指導責任教員の指揮の下に、教育提携先企業が実習先企業への申し入れを含め、解決、今後の予防策等の検討、徹底を行う。

④ 企業側指導責任者との連絡

企業側指導責任者とのメールや電話での連絡は、教育提携先企業が行い、結果を指導教員に報告する。

⑤ 各種報告書、契約書類の整理等

教育提携先企業が行い、必要なフィードバックを指導教員に行う。

⑥ その他

実習中の連絡体制については、基本的に教育提携先企業が行うが、教育提携先企業が判断に困るケースに備え、指導教員、キャリアセンターにて、教育提携先企業からの連絡が必ず受けられる体制とし、現地での実習の質を担保できるようにする。

【教育課程等】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

5. <全体計画審査意見 14 の回答について>

本学科の授業科目を履修することで取得の可能性がある資格として挙げられている各資格は、「単位修得したとしても、資格そのものを取得できるものではない」と説明された一方で、関係する資格一覧の説明として、「本学部の授業科目を履修することで取得の可能性がある資格は、下記の通りである。」との記載されており、「授業科目を履修することで取得の可能性のある」という説明は志願者等に対して誤解を生じる恐れがあるため、適切に改めること。

(対応)

ご指摘事項について、「授業科目を履修することで取得の可能性のある」という説明は志願者等に対して誤解を生じる恐れがあるため、適切に改める検討を行った。

設置趣旨書「10. 取得可能な資格」を「10. 資格取得について」に改めた上で、「関連する授業科目を履修することで、資格取得に向けた準備を行うことができる」主旨の説明とし、志願者などに対して誤解が生じることがないように改めた。

上記の検討結果を設置趣旨書「10. 資格取得について」に織り込む。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(78 ページ)

新	旧
<p>10. 資格取得について</p> <p>本学教育課程では、学修の実践的な成果の一つとして、資格取得を推奨する。表に対象とする資格名、資格取得に向けた準備に有用な関連する科目を示す。</p>	<p>10. 取得可能な資格</p> <p>本学部の授業科目を履修することで取得の可能性のある資格は、下記の通りである。 (対応する科目名を資格名下に示す。)これらの資格について学生に周知徹底し、授業で得た知識を活用し積極的に資格試験を受験するように推進する。</p>

【教員組織】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

6. <全体計画審査意見 17 の回答について>

専任教員数について、専門職大学設置基準の規定を満たしていないため、適切に改めること。(是正事項)

(対応)

教授候補 2 名が書類不備による保留、1 名の教授候補が職位不適格となり、専門職大学設置基準の専任教員規定数を満たさなかったとの指導を拝受した。この度の再補正申請にて、基準を満たす教員を申請致します。

3 月の補正申請において、本学の入学定員 98 名に対し、専任教員 21 名、教授 10 名、実務家教員 16 名(研究能力を有する実務家教員 7 名、実務家教員 9 名)を申請した。しかし、教授候補 2 名が書類不備による保留となった為、書類の補完・訂正の上再申請する。なお、1 名の教授候補については、博士号保有者であるが、修士と教員名簿に誤記載があり指摘され保留となった。2 人目の教授候補は業界で高名な先生であるが、十分な業績記載がなかったため、今回改めて補足した業績所を提出する。その他の教授候補 1 名は、職位不適格となったので、准教授として改めて申請する。2 名の研究能力を有する実務家教員候補が区分不適格となり、実務家教員として申請する。

この審査結果を受け今回の再補正申請において、本学の入学定員 98 名に対し、合計専任教員 21 名、教授 9 名、実務家教員 16 名(研究能力を有する実務家教員 5 名、実務家教員 11 名)の構成となり基準を満たすよう再補正申請をした。

何卒宜しくお願い致します。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(46～47 ページ)

新	旧
<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 教員組織の編成について</p> <p>グローバル Biz 専門職大学グローバルビジネス学部の専任教員は 21 名(基準教員 18 名)、教授 9 名(内 1 人みなし専任)(基準教員 9 名)、准教授 3 名、講師 9 名(内 1 人みなし専任)で構成される。さらに、研究能力を有する実務家教員は 5 名(基準教員 4 名)、実務家教員 11 名(基準教員 8 名)で構成されている。入学定員 98 名、収容定員 392 名に対して 21 名の専任教員がお</p>	<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 教員組織の編成について</p> <p>グローバル Biz 専門職大学グローバルビジネス学部の専任教員は、教授 9 名(基準教員 9 名)、准教授 2 名、講師 8 名からなる。入学定員 98 名、収容定員 392 名に対して 19 名の専任教員がおり、専任教員一人当たりの学生数は、20.6 人となる。小規模大学としての特色を生かし、きめの細かい教育・親身の指導を行うために、専任教員一人当たり 20 名程度の学生を担当する制度</p>

<p>り、専任教員1人当たりの学生数は、18.6人となる。小規模大学としての特色を生かし、きめの細かい教育・親身の指導を行うために、専任教員一人当たり20名程度の学生を担当する制度を設けている。</p> <p>専任教員21名の年齢構成は均等に配置しており、就任年度に30歳以上40歳未満が3名、40歳以上50歳未満が4名、50歳以上60歳未満が8名、60歳以上70歳未満が3名、70歳以上が3名となる。</p> <p>これらの経歴・業績を有する研究能力を有する実務家教員を、専門職大学設置基準第36条に則り、一定数含み配する。本学においては、5名の英語の専任教員を除いて、11名の実務家教員を有する。その内の5名は研究能力を有する実務家教員とする。</p>	<p>を設けている。</p> <p>専任教員19名の年齢構成は、均等に配置している。詳細を見ていくと、完成年度に70歳以上が5人、60歳以上70歳未満が2人、50歳以上60歳未満が6人、40歳以上50歳未満が4人、30歳以上40歳未満が2人となる。次世代を担う教員の育成を考慮し、低年齢の専任教員を配置するように配慮している。これ以外にみなし専任教員2名（教授、講師）を配置する。</p> <p>これらの経歴・業績を有する研究能力を有する実務家教員を、専門職大学設置基準第36条に則り、一定数含み配する。本学においては、5名の英語の専任教員を除いて、9名の実務家教員を有する。その内の7名は研究能力を有する実務家教員とする。</p>
--	--

【教員組織】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

7. <全体計画審査意見 18 の回答について>

全体計画審査において意見を付して、教育課程に対する教員組織が適切に編成されていることの説明を求めたが、その説明は、全ての専門職大学に共通して最低限求められる基準を示す専門職大学設置上で求められる必要教員数に照らした、編成する教員組織の教員数のみを説明することにとどまっており、依然として本学が計画する教育課程に対応する教員組織が適切に編成されているのか説明がなく、適切に編成されてると判断できない。このため、関連する審査意見への対応や教育課手を構成する授業科目の内容等を踏まえて、教育課程に対する教員組織が適切に編成されていることを改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

教員組織の教員数の面では、審査意見6の回答の通りであるが、ここでは、「教育課程を構成する授業科目の内容を踏まえ、教育課程に対する教員組織が適切に編成されている」ことを改めて説明する。

教員組織構成の基本的な考え方は、特に、教育課程の根幹をなす職業専門科目においては、教授を中心に配置していること、また、研究教員、実務教員のバランスを取り包括的、横断的な教育を可能としていることである。

教育課程授業科目ごとの教員配置を以下の表「教育課程に対する教員組織構成」に示す。教育課程を構成する授業科目とその狙い、そして、それらを実施する教員構成を示す。教員構成は、担当教員名、その職位、区分（専任、兼任など）、そして教員配置の考え方を示す。

上記検討結果を「設置の趣旨5。教員組織等の編成の考え方及び特色（1）教員組織の編成について」に織り込むとともに、設置趣旨書の補足資料として【資料 5-1】「教育課程に対する教員組織構成」を本文、文末に付する。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(45 ページ)

新	旧
<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 教員組織の編成について</p> <p>教員組織構成の基本的な考え方は、特に、教育課程の根幹をなす職業専門科目においては、教授を中心に配置していること、また、研究教員、実務教員のバランスを取り包括的、横断的な教育を可能としていることである。</p> <p>教育課程授業科目ごとの教員配置を【資料 5-1】教育課程に対する教員組織構成に示す。【資料 5-1】において、教育課程を構成する授業科目とその狙い、及びそれらを実施する教員構成を示す。教員構成は、担当教員名、その職位、区分（専任、兼任など）、そして教員配置の考え方を示す。</p>	<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) 教員組織の編成について</p>

教育課程に対する教員組織構成

教育課程		教員組織構成				
授業科目	授業科目狙い	担当教員名	職位	区分	教員配置の考え方	備考
マーケティング概論	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）で共通したテーマであるマーケティング・事業戦略立案に関わる基礎知識を修得。	平岩賢志	教授	実(研)	マーケティング、新事業開発・展開の実務実績、研究実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。理論・実務両面からのマーケティング教育を目指す。	
経済学Ⅰ	専門基幹科目群各専門科目、各論で共通して必要になる経済学に関わる基礎知識を修得。	松本昭夫	教授	専	経済学分野の教授経歴、実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
経済学Ⅱ						
経営学	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）で共通して必要になる経営学に関わる基礎知識を修得。	今岡善次郎	教授	実(研)	経営学・サプライチェーンマネジメント分野の教授経歴、及び本分野での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。理論・実務両面からのマーケティング教育を目指す。	
ビジネスファイナンス	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）で共通して必要になる実務観点での会計とファイナンスに関わる基礎知識を修得。	小林健教	講師	兼任	企業での事業推進部長、CEO実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。実務的な会計、ファイナンス基礎知識の習得を目指す。	
イノベーションマネージメント	専門基幹科目群各専門科目、各論で共通して必要になる経営学に関わる基礎知識を修得。経営学の一環として、実例を学ぶ。	今岡善次郎	教授	実(研)	経営学・サプライチェーンマネジメント分野の教授経歴、及び本分野での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
プロジェクトリーダー養成実習	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）で共通して必要になる実務観点でのプロジェクト管理に関わる基礎知識及びスキルを実習にて修得。	武藤彰英	教授	実(研)	システム工学分野での研究実績、及びシステム開発、プロジェクト管理での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
経営組織論	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）で共通して必要になる経営学に関わる基礎知識、特に専門基幹科目、事業創生実習での共通したテーマとなる「事業創出」に関わる基礎知識、技術を修得。	今岡善次郎	教授	実(研)	経営学・サプライチェーンマネジメント分野の教授経歴、及び本分野での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。実務的な経営組織論に経営学の理論的な背景を加味した実践的な教育を目指す。	
流通論	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）で共通して必要になるに流通関わる基礎知識を修得。特に、流通は、商的流通、物的流通、情報流通の3つを基本とするものであり、この流通論で物流および物流とロジスティクスについての基礎的な知識を身に付ける。それをもとに2年次以降グローバルロジスティクス、その他の科目で物流を体系的に学ぶ。	内田成 043	教授	専	流通経済分野の教員経歴、実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。流通の仕組み（製造、調達、物流、販売を含む）の理解をさせるとともに、物流、ロジスティクスについての基礎的な知識を身に付け、専門基幹科目群での物流各科目の導入の位置づけとなる教育を目指す。	

専門基礎科目群	国際経済学総論	専門基幹科目群各専門科目、各論で共通して必要になる経済学に関わる基礎知識を修得。経済学教育一環として、特に、国際的な経済交易観点で、ミクロ経済、マクロ経済を学ぶ。	松本昭夫	教授	専	経済学分野の教授経歴、実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
	グローバルマーケティング実習	専門基幹科目群各専門科目、各論で共通して必要になるマーケティングに関わる基礎知識を修得。特に、グローバル市場での事例から実践的な知識を習得。	内田成	教授	専	流通経済分野の教員経歴、実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
	国際金融論	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）での共通したテーマとなる「事業創出」に関わる基礎知識、技術を修得の一環として、国際金融に関わる基礎知識を理論、政策面を含む実務観点で学ぶ。	三野薫	講師	兼任	銀行における金融証券管理業務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
	経営とDX	専門基幹科目群各専門科目、各論、及び総合科目（事業創生実習）での共通したテーマとなる「流通・物流・貿易」分野でのIT化の方向性の一つとして、DXについて、特に企業戦略視点での理解を深める。	武藤彰英	教授	実(研)	システム工学分野での研究実績、及びシステム開発、プロジェクト管理での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
専門基幹科目群	グローバルサプライチェーンマネジメント総論	物流分野の理論を学ぶための科目として、「グローバルSCM総論」「グローバルSCMⅠ」「グローバルSCMⅡ」を必修科目として、また「グローバルSCMⅡ」を選択科目として設置。「グローバルSCM総論」では、物流の基盤となるSCMについて、原材料の調達から製造、販売に至るサプライチェーン全プロセスの仕組みを中心に全体像を習得することを狙う。そして、「グローバルSCMⅠ」「グローバルSCMⅡ」では、調達、製造、販売の各部位の仕組みを個別に詳細を学ぶ。 (*SCM (サプライチェーンマネジメント))	今岡善次郎	教授	実(研)	経営学・サプライチェーンマネジメント分野の教授経歴、及び実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。物流分野の理論的なアプローチを概論、各論にわたり分掌。	審査意見に対応して教員変更
	グローバルサプライチェーンマネジメントⅠ						
	グローバルサプライチェーンマネジメントⅡ						
	グローバルロジスティクスⅠ	物流分野の実務知識を学ぶための科目として、「グローバルロジスティクスⅠ」「グローバルロジスティクスⅡ」を設置。「グローバルロジスティクスⅠ」では、物流の基盤となるSCMについて、原材料の調達から製造、販売に至るサプライチェーンを主として実例を通して習得することを狙う。「グローバルロジスティクスⅡ」では、さらに、具体事例を掘り下げ、サプライチェーンマネジメントにおける課題、取り組みを理解する。	斎藤宏	講師	兼任	企業の物流部門のマネージャ実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。物流分野の実務的なアプローチを分掌。	
	グローバルロジスティクスⅡ						

アジアビジネス	物流分野の実務知識を学ぶ一環として、経済成長の著しい中国を中心とするアジア企業のビジネスモデルを事例として学び、物流実務知識の理解を深める。	小林健教	講師	兼任	企業での事業推進部長、CEO実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。物流分野の実務的なアプローチを分掌。	
最新物流戦略	物流分野の実務知識を学ぶ一環として、企業における物流戦略を事例として学び、物流実務知識の理解を深める。	角井亮一	教授	実み	物流会社CEOとしての実績、大学教員実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。物流分野の実務的なアプローチを分掌。	
貨物輸送論	物流分野で、①（理論）、②（実務能力）両面から修得を深めるために、「貨物輸送論」を設置。さらには、理論、実務能力の定着を図ることを狙いとした実習科目として、「グローバルSCM実習」「貨物輸送実習」を配置。	味岡裕之	講師	兼任	企業物流部門マネージャ実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。物流分野での理論的アプローチ、及び実習を含め実務的なアプローチを分掌。	
貨物輸送実習						
グローバルサプライチェーンマネジメント実習		齋藤宏	講師	兼任	企業の物流部門のマネージャ実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
貿易概論	貿易業務知識を習得し実務能力を育成するための科目として、「貿易実務概論」を導入として学び、「貿易実務論」「通関論」、「国際通商協定」などの実務各論を体系的に修得。	石川雅啓	教授	実専	貿易分野での公的機関実務実績、及び本分野での大学教員実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。貿易分野での実務的なアプローチを分掌。	
貿易実務論						
通関概論						
通関論						
国際通商協定						
IT概論	グローバルSCMのシステム化技術の導入概論。IT、情報システムを構成するコンピュータのアーキテクチャ等の基本的な知識を修得。	津村利昭	講師	実専	IT分野教員実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
DX論Ⅰ	DXを担う人材を育成するために、本学DX定義の主旨に沿い、関連する専門知識を習得することを目指す。 （１）置かれている環境とDXへの要件の理解（２）DXへの要件を満たすための仕組みの理解（３）仕組みを実現するための具体手法の理解、専門知識の修得。（３）は、システム開発面（DX要件のシステム化技法、ソフトウェア開発技法（DXⅠ））、システム運用面（性能評価や安全性確保などシステム運用技法（DXⅢ））、ビジネス開発面（新たな仕組みを使ったビジネスモデル化技法（DXⅡ））について、具体手法を理解し専門知識を習得。また「データ解析」では、DXの戦略策定、実装において重要な役割を果たすビッグデータの分析手法、市場データ、経営データの分析手法を学ぶ。	武藤彰英	教授	実(研)	システム工学分野での研究実績、及びシステム開発、プロジェクト管理での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
DX論Ⅱ		平岩賢志	教授	実(研)	マーケティング、新事業開発・展開の実務実績、研究実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
DX論Ⅲ		佐藤悦美	講師	兼任	企業でのIT分野での開発、システム運用実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
データ解析		武藤彰英	教授	実(研)	システム工学分野での研究実績、及びシステム開発、プロジェクト管理での実務実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
eコマース実践		インターネットを活用した典型的なビジネスモデルであるeコマースの業務の理解を通し、グローバルSCMの理論面、実務面の理解を深める。	本田進太郎 045	講師	実み	IT企業CEO実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。

国際 コミュニ ケーション 科目群	English Fundamentals I	英語運用能力のグローバルスタンダードに照らし、十分な英語運用能力を身に付けるために、Listening, Reading, Speaking, 及びWritingを包括的、集中的に学ぶ。	Brett Laybutt/ Sean Michell	講師 講師	実専 実専	米国、英国、オーストラリア、南アフリカ等出身英語Nativeとして英語教育修士、博士号を持つ英語講師としての教育実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。
	English Fundamentals II		Sean Michell	講師	実専	
	応用英語コミュニケーションⅠ	English Fundamentals I、English Fundamentals IIでの学習内容の発展形として、Listening, Reading, Speaking, 及びWritingを包括的、集中的に学ぶ。	Abdul Hndi, Nurul Ikhlas BT	講師	実(研)	
	応用英語コミュニケーションⅡ		Sean Michell	講師	実専	
	English Writing Skills I	articles, journalsなど英語での文章の書き方を学ぶ。英語表現力とともに、構成力を身に付けるために、Nativeと日本人の組み合わせにより指導。	小張 Brett Laybutt	教授 講師	専 実専	Native講師実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。文章力、構成力向上の観点からは、日本人教授が指導。
	English Writing Skills II	articles, journalsなど英語での文章の書き方を学ぶ。英語表現力向上を主眼として指導。	Abdul Hndi, Nurul Ikhlas BT Sean Michell	講師 講師	実(研) 実専	
	English for Global Business I	応用コミュニケーションⅠ、Ⅱの展開形として、ビジネスで使われる発展的な英語を修得。	Brett Laybutt	講師	実専	米国、英国、オーストラリア、南アフリカ等出身英語Nativeとして英語教育修士、博士号を持つ英語講師としての教育実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。
	English for Global Business II		Abdul Hndi, Nurul Ikhlas BT	講師	実(研)	
	English for Global Business III		Brittany Widney	講師	実専	
	English for Global Business IV		Brittany Widney	講師	実専	
	Discussion for Global Business	ビジネスシーンでのコミュニケーション力向上を狙う。	Brittany Widney	講師	実専	
	Presentation for Global Business		桜井淳 Abdul Hndi, Nurul Ikhlas BT	准教授 講師	実専 実(研)	
	米英ビジネスジャーナル読解	欧米のビジネスジャーナルを読み、グローバルビジネスの状況を学ぶ。	小張敬之	教授	専	英語教授経歴、実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。
	貿易実践英語	貿易分野のビジネスジャーナルを読み、グローバルビジネスの状況を学ぶ。	斎藤宏	講師	兼任	企業の物流部門のマネージャ実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。

展 開 科 目	デザイン設計	<p>展開科目は、本学が養成を目指す流通・物流・貿易分野において、職業専門科目で学ぶ専攻分野と関連し、創造的な役割を担うための能力を展開させる科目を設置する。本学がディプロマ・ポリシーとして掲げている「時代や環境の変化に対応していく能力を身に付けること」は、「ビジネスの改善に寄与することのできる」人材を育成するために不可欠な要素である。そのための重要な能力として、「ビジネス情報の活用能力」がある。</p> <p>展開科目では、ビジネス情報活用を学ぶ科目を設置し、ビジネス情報の受信、発信能力を基本とする「メディア戦略」を学ぶ。ビジネス情報は、流通・物流・貿易分野をみても、経営・経済、国際、情報など多岐にわたり、ビジネス現場において柔軟に対応できる汎用的かつ応用的な知識体系を形成する。</p>	本田進太郎 野口寛渡	講師 講師	実み 兼任	Webを中心とするメディアビジネス開発実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。
	メディア戦略Ⅰ		<p>藤村純</p> <p>講師</p> <p>実専</p>	<p>講師</p> <p>実専</p>	<p>実専</p>	
	メディア戦略Ⅱ					
	メディア戦略実践Ⅰ					
	メディア戦略実践Ⅱ					
	メディア戦略実践Ⅲ					
	メディアデータベース					
	メディアプログラム					
異文化理解	<p>メディア戦略のもう一方の狙いとして、Web以外のメディアを介したビジネス情報の発信能力を育成することがある。「国際観光ビジネスⅠ」「国際観光ビジネスⅡ」では、観光立国を目指す日本の文化、歴史、地理など、多面的なビジネス情報の発信の在り方を学ぶ。さらには、日本の文化と英語圏の文化を異文化コミュニケーションの観点から比較し、それぞれの背景にある世界観、思想を学ぶことにより、より説得力のある情報発信の在り方を学ぶ。</p>	小張敬之	教授	専	日本文化を含む多面的な分野での情報発信の実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。	
日米言語比較		桜井淳	准教授	実専		
翻訳制作		大沼正樹	講師	実専		
国際ビジネスリサーチ		長屋明子	講師	兼任		
国際観光ビジネスⅠ						
国際観光ビジネスⅡ						
基 礎 科 目	キャリア開発Ⅰ	<p>大学での学びの目的は何かを職業的キャリアの観点から考え目標を設定する。</p>	津村利昭	講師	実専	キャリア開発指導実績を活かし、左記狙いを遂行すべく配置。
	キャリア開発Ⅱ		笠井直子	准教授	実(研)	
	キャリア開発Ⅲ		笠井直子	准教授	実(研)	
	グローバルキャリア開発		笠井直子	准教授	実(研)	
	スタディスキルズ		津村利昭	講師	実専	

基礎科目	法学Ⅰ	専門分野のみにとられない幅広い知識を学び、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的・職業人としての明確な目標を持ちつつ、自ら考え行動するために必須となる能力を身に付ける。	横溝久美	講師	兼任	各分野専門家が、左記趣旨で、一般教養の科目を教える。	審査意見に対応して教員変更
	法学Ⅱ		横溝久美	講師	兼任		
	国際関係論		武末朝生	講師	兼任		
	中国語・中国事情Ⅰ		林怡州	准教授	専		
	中国語・中国事情Ⅱ		林怡州	准教授	専		
	English and Current Issues		Sean Michell	講師	実専		
	English and Popular Culture		Brittany Widney	講師	実専		
	次世代SDGsⅠ		笠井直子	准教授	実(研)		
	次世代SDGsⅡ		笠井直子	准教授	実(研)		
	ICT演習		津村利昭	講師	実専		
	国際メディア		渋谷和彦	教授	専		
臨地実務実習	現場の実務に対応可能な実践的な能力を育成することを狙いとしている。	平岩賢志 内田成 松本昭夫 武藤彰英 石川雅啓 渋谷和彦	教授 教授 教授 教授 教授 教授	実(研) 専 専 実(研) 実専 専	職業専門科目各分野の教授を中心に配置。実習指導体制は、指導教員（教授）、キャリアセンター職員及び助手からなり、臨地実務実習の事前、期間中、及び事後の指導にあたる。		
総合科目（事業創実習）	これまでの学びの総纏めとしてチームで「事業創生プロジェクト実習」を4年次の必修科目として全学生が履修する。自らの発想と主体的に課題を発見・解決できる能力とチーム調整能力を養い、経営に貢献するための基礎となる能力を身に付けることを狙いとして、学生の志向により話し合いを通して具体的な事業の企画から運営までをチームで経験する。	平岩賢志 内田成 松本昭夫 今岡善次郎 武藤彰英 角井亮一 石川雅啓 渋谷和彦 津村利昭 本田進太郎	教授 教授 教授 教授 教授 教授 教授 講師 講師	実(研) 専 専 実(研) 実(研) 実み 実専 専 実専 実み	職業専門科目各分野の教授を中心に配置。実習は、チームで主体的に検討を進めることが基本で、教員がチームを巡回し、学生の討議に参加し、討議の促進、進捗の管理を含め学生の指導にあたる。また、実習と並行し、特定の領域（企業経営や経営管理など実習に共通するテーマ）や卒業論文の指導について、ゼミ形式での授業を行う。		

【教員組織】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

8. <全体計画審査意見 20 の回答について>

演習及び実習科目について、助手の配置もなく、担当する教員 1 名のみの配置となっているものが数多く散見されたため、全体計画審査において意見を付して、履修学生に対する適切な指導体制が構築されているのかの説明を求めたが、臨地実務実習及び「事業創生実習」のみしか言及されず、教育課程に担当されている全ての演習及び実習科目における指導体制が適切なものとは判断できない。このため、教育課程に担当されている全ての演習及び実習科目について、それぞれの科目の教育内容等に照らして、履修学生に対する適切な指導体制が構築されていることを改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切な体制に改めること。

(対応)

本学は専門職大学の特徴でもある演習・実習の割合が多く、加えて少人数制を励行している。40名を超える実習授業、演習授業では、基本的に助手を配置するが、本学は30名以下で実施する授業が多い。現在臨地実務実習・事業創生実習及び、メディア戦略Ⅲ、メディア戦略実践Ⅰ、メディア戦略実践Ⅱ、メディア戦略実践Ⅲ、のⅣ科目の助手として5名を配置してあるが、更に2名を追加し7名を配置する。

助手には、IT技術者、専門知識・技術を有する者、豊富な学生対応の経験がある者等が担当し、担当教員の授業運営を補助する。教育の効果向上の為、必要があればマイクの用意、グループワーク・ペアワークのバックアップ、技術指導補助、教育指導補助をする。

助手を必要としない授業であっても、担当教員の助手補助の要請が教務部長にあれば、学部長と相談の上、速やかに対応する。

実習科目の以下8科目については助手の配置をする。

下記の専門基礎・基幹科目群の4科目：

グローバルマーケティング実習、プロジェクトリーダー養成実習、貨物輸送実習、グローバルサプライチェーンマネジメント実習

展開科目の4科目：

メディア戦略Ⅲ、メディア戦略実践Ⅰ、メディア戦略実践Ⅱ、メディア戦略実践Ⅲ

下記の展開科目の8科目は、上限30名以下で実施するので、基本的に助手を付けない。
デザイン設計、メディア戦略実践Ⅰ、国際観光ビジネスⅠ、メディア戦略実践Ⅱ、翻訳制作、メディアプログラムⅡ、メディア戦略実践Ⅲ、国際観光ビジネスⅡ

演習科目の助手の配置について：

下記の国際コミュニケーション科目群および基礎科目2科目、展開科目1科目は25名

以下での実施を予定しており、担当専任教員による授業が可能と考えている。

国際コミュニケーション科目群：

English Fundamentals I、English for Global Business I、応用英語コミュニケーション I、応用英語コミュニケーション II、English Fundamentals II、米英ビジネスジャーナル読解、English Writing Skills I、English Writing Skills II、English for Global Business II、Discussion for Global Business、English for Global Business III、Presentation for Global Business、English for Global Business IV

基礎科目：

English and Current Issues、English and Popular Culture

展開科目：

異文化理解

その他の下記演習 8 科目については上限 30 名とし、補助を付けない。

基礎科目：ICT 演習、

専門基幹科目：DX 論 I、DX 論 III、

展開科目：メディア戦略 I、メディアデータベース、メディア戦略 II、メディアプログラム I、国際ビジネスリサーチ

上記の内容を「設置の趣旨 5. 教員組織の編成の考え方及び特色」に (6) 項として新設する。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(46～47 ページ)

新	旧
<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) ～(5)略</p> <p>(6) 助手の配置</p> <p>本学は専門職大学の特徴でもある演習・実習の割合が多く、加えて少人数制を励行している。40名を超える実習授業、演習授業では、基本的に助手を配置するが、本学は30名以下で実施する授業が多い。現在臨地実務実習・事業創生実習及び、メディア戦略Ⅲ、メディア戦略実践Ⅰ、メディア戦略実践Ⅱ、メディア戦略実践Ⅲ、のⅣ科目の助手として5名を配置してあるが、</p>	<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1) ～(5)略</p> <p>新設</p>

更に2名を追加し7名を配置する。

助手には、IT技術者、専門知識・技術を有する者、豊富な学生対応の経験がある者等が担当し、担当教員の授業運営を補助する。教育の効果向上の為、必要があればマイクの用意、グループワーク・ペアワークのバックアップ、技術指導補助、教育指導補助をする。

助手を必要としない授業であっても、担当教員の助手補助の要請が教務部長にあれば、学部長と相談の上、速やかに対応する。

実習科目の以下8科目については助手の配置をする。

下記の専門基礎・基幹科目群の4科目：
グローバルマーケティング実習、プロジェクトリーダー養成実習、貨物輸送実習、グローバルサプライチェーンマネジメント実習

展開科目の4科目：

メディア戦略Ⅲ、メディア戦略実践Ⅰ、
メディア戦略実践Ⅱ、メディア戦略実践Ⅲ

下記の展開科目の8科目は、上限30名以下で実施するので、基本的に助手を付けない。
デザイン設計、メディア戦略実践Ⅰ、国際観光ビジネスⅠ、メディア戦略実践Ⅱ、翻訳制作、メディアプログラムⅡ、メディア戦略実践Ⅲ、国際観光ビジネスⅡ

演習科目の助手の配置について：

下記の国際コミュニケーション科目群および基礎科目2科目、展開科目1科目は25名以下での実施を予定しており、担当専任教員による授業が可能と考えている。

国際コミュニケーション科目群：

<p>English Fundamentals I、English for Global Business I、応用英語コミュニケーション I、応用英語コミュニケーション II、English Fundamentals II、米英ビジネスジャーナル読解、English Writing Skills I、English Writing Skills II、English for Global Business II、Discussion for Global Business、English for Global Business III、Presentation for Global Business、English for Global Business IV</p> <p>基礎科目： English and Current Issues、English and Popular Culture</p> <p>展開科目： 異文化理解</p> <p>その他の下記演習 8 科目については上限 30 名とし、補助を付けない。</p> <p>基礎科目：ICT 演習、</p> <p>専門基幹科目：DX 論 I、DX 論 III、</p> <p>展開科目：メディア戦略 I、メディアデータベース、メディア戦略 II、メディアプログラム I、国際ビジネスリサーチ</p>	
--	--

【教員組織】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

9. <全体計画審査意見 21 の回答について>

専任教員の年齢構成が高齢に偏っているため、全体計画審査において意見を付して、教育研究の継続性の観点から、若手教員の採用計画など教員組織の将来構想を明確することを求めたが、「公募による若手教員の採用を推進する」など抽象的な説明にとどまっている。例えば、公募の時期に加えて、教員組織全体や退職する教員の具体的な採用計画を明らかにするなど、改めて教員組織の将来構想を具体的に説明すること。

(対応)

本学の定年は70歳であり、完成年度で5人の退職者が該当するので、公募により本学の教育理念に沿う、若手専任教員の積極的な採用を推進する。

若手教員が、就任時において実務能力が高くても、業績面で不足する場合には、若手教員の育成や研究活動の支援体制をベテラン教員の下での指導・育成を実施する。

具体的な採用計画を以下に記述する。

- ① 開学後は、完成年度の1年前から30才から50才位までの本学の教育研究の質の向上に寄与しうる専任教員を積極的に採用する。
開学時は大学教授経験が豊富な方や業界でも実績が評価されている教員の採用を重視したが、教授が高齢となり、完成年度で5人の定年になる。
管理・指導的な立場にある教員を除き、70才を超えている教員については原則契約更新をしない。学長・学部長に関しては、教職員の指導、教育の質向上、研究のあり方の構築などに専念していただく。専任の若手教員の確保をしつつ完成年度以降も教授数を含め、専任教員数を満たす採用計画を実施する。
- ② 採用は、公募により本学の教育理念を理解する適任者を求め、設置する科目を熟知し、学生が満足する教育と研究を積極的に実施できる教員を確保する
- ③ 開学後は、教員間の情報交換・外部研修・教育研究・企業との連携事業等を通して資質を研鑽する若手教員への支援を行う。更に公平な評価を実施して、完成年度以降は適格な内部昇格を検討する。
- ④ 採用に関しては、専攻分野・業績・学歴・人柄などを考慮し、基礎科目群・国際コミュニケーション科目群・専門基礎科目群・専門基幹科目群・展開科目群のそれぞれにバランス良い年齢構成となるよう努力する。

完成年度の3月31日時点の専任教員の年齢構成

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	定年超え 該当者 70歳以上
教授				4人			5人
准教授			1人		2人		
講師		2人	3人	4人			
助教	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	2人	4人	8人	2人	0人	5人

上記の内容を「設置の趣旨5. 教員組織の編成の考え方及び特色」に（7）項として新設する。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(47～48 ページ)

新	旧
<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>(7) 高齢専任教員に対応する若手教員採用計画</p> <p>本学の定年は70歳であり、完成年度で5人の退職者が該当するので、公募により本学の教育理念に沿う、若手専任教員の積極的な採用を推進する。</p> <p>若手教員が、就任時において実務能力が高くても、業績面で不足する場合には、若手教員の育成や研究活動の支援体制をベテラン教員の下での指導・育成を実施する。</p> <p>具体的な採用計画を以下に記述する。</p> <p>① 開学後は、完成年度の1年前から30才から50才位までの本学の教育研究の質の向上に寄与しうる専任教員を積極的に採用する。</p> <p>開学時は大学教授経験が豊富な方や業界でも実績が評価されている教員の採用を重視したが、教授が高齢となり、完成年度で5人の定</p>	<p>5. 教員組織等の編成の考え方及び特色</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>新設</p>

定年になる。

管理・指導的な立場にある教員を除き、70才を超えている教員については原則契約更新をしない。学長・学部長に関しては、教職員の指導、教育の質向上、研究のあり方の構築などに専念していただく。専任の若手教員の確保をしつつ完成年度以降も教授数を含め、専任教員数を満たす採用計画を実施する。

- ② 採用は、公募により本学の教育理念を理解する適任者を求め、設置する科目を熟知し、学生が満足する教育と研究を積極的に実施できる教員を確保する
- ③ 開学後は、教員間の情報交換・外部研修・教育研究・企業との連携事業等を通して資質を研鑽する若手教員への支援を行う。更に公平な評価を実施して、完成年度以降は適格な内部昇格を検討する。
- ④ 採用に関しては、専攻分野・業績・学歴・人柄などを考慮し、基礎科目群・国際コミュニケーション科目群・専門基礎科目群・専門基幹科目群・展開科目群のそれぞれにバランス良い年齢構成となるよう努力する。

完成年度の3月31日時点の専任教員の年齢構成

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
教授				4人			5人
准教授			1人		2人		
講師		2人	3人	4人			
助教	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	2人	4人	8人	2人	0人	5人

定年超え
該当者

【施設・設備等】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

10. <全体計画審査意見 25 (1) (4) の回答について>

図書の整備計画について、示された「整備する専門書一覧」を見る限り、内容は語学（外国語）関係、資格・検定関係、ICT関係等の実用書が多い一方で、専門職大学としての教員や学生が教育研究を行う上で必要となる理論書が少ないものと見受けられ、本学が掲げる「理論と実務能力を組み合わせた応用力」を有する人材を養成にふさわしい内容となっているかが判断できないことから、養成する人材像に鑑み必要な図書が十分に整備されていることを明確に説明すること。また、川崎市の図書館を活用することについては、その趣旨や活用方法の詳細等を含め、あらかじめ志願者や入学者に周知すること。

(対応)

教育研究に必要な理論書が少ないとの審査意見を踏まえ、教員就任予定者からも意見を集めて見直しを実施した結果、理論書を主とする図書を追加することとした。本学が育成する人材は将来のビジネスリーダーであり、中核となるのは経済・経営分野である。そこで、経済学、統計学、マネジメント、マーケティング、流通、さらには経営に必要な国際・社会知識を含めた経済・経営分野の図書 363 冊（うち外国書 39 冊）を追加する。また同時に他分野の見直しも実施し、ICT 分野 16 冊、語学分野 15 冊も追加する。不足していた理論書を主として、これら 3 分野の計 394 冊を追加整備することで、人材育成に向けた教員と学生の理論面の教育研究が可能と判断した。今回追加する図書 394 冊の一覧を「審査意見 (6 月) (資料)」の中に「追加整備する図書一覧」として示す。

なお「設置の趣旨 (資料)」にある「【資料 8-4】整備する専門書一覧」の末尾にこの 394 冊を追加するが、ページ数が膨大であるため本意見回答内には示さず、**【資料 3】整備する専門書一覧**として添付する。

また見直し後の整備計画、すなわち従来の整備計画に今回の追加分を加えた合計冊数を次ページの表 1 に示す。

もう一点の審査意見である川崎図書館の活用の周知についても検討を実施した。

川崎図書館の活用の趣旨は、その保有する官公庁、地域自治体、業界団体等の資料及び海外情勢書籍の活用であり、教育研究にあたって本学図書室に整備する各分野の専門書を補完するものである。さらに本学近隣に位置するため利便性も高い。この川崎図書館を活用して教育研究に資するため、その趣旨と有効な活用方法の詳細を学生募集の時点から周知するとともに入学後の学生に対するフォローアップも実施し、積極的な利用を後押しする。この旨を「設置の趣旨 8. 施設、設備等の整備計画」にも記載する。

表1 見直し後の図書資料の整備計画（令和4年度）

分類	分野	新規購入 [内:外国書]	既存 [内:外国書]	計
専門書	経済系分野 (貿易・物流・経営等)	962 [139]	478 [25]	1440 [164]
	ICT 分野	106 [5]	392 [4]	503 [9]
	国際コミュニケーション 分野	69 [2]	222 [52]	291 [54]
	小計	1142 [146]	1092 [81]	2234 [227]
一般書	文学、教養	0	992 [147]	992 [147]
合計		1142 [146]	2084 [228]	3226 [374]

新旧対照表 基本計画書

新	旧
図書・設備 欄 グローバルビジネス学部・学科 図書 [うち外国書] 4000[400] (3226 [374]) 計 図書 [うち外国書] 4000[400] (3226 [374])	図書・設備 欄 グローバルビジネス学部・学科 図書 [うち外国書] 4000[400] (2832 [335]) 計 図書 [うち外国書] 4000[400] (2832 [335])

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類 (69～70 ページ)

新	旧
<p>8. 施設、設備等の整備計画 (2) 図書室の整備状況</p> <p>②図書資料の準備</p> <p>本学図書室の収容可能冊数は5000冊(すべて開架式)であり、本学で実施する教育の各分野に応じて必要な図書を整備し、学生が閲覧して自主的に教育・研究を進められる環境を整備する。</p> <p>令和4年度に整備する図書の概要を表8-4に示す。</p> <p>整備する図書は3226冊であり、そのうち本学の専門領域である貿易、物流、経営、経済、社会、ICT、国際コミュニケーション分野の教育研究に必要な専門書が2234冊、文化教養を高めるための文学作品等の一般書が992冊である。専門書2234冊には基礎力を確実に育成する理論面の図書と、応用力を身に付けるための実務に関わる図書も含み、その5割強にあたる1142冊を新規購入し、残り5割弱の1092冊を既設専修学校図書室が所蔵する既存書の中から選定して活用する。また文学作品等の一般書についても既存書を活用する。整備する専門書の一覧を【資料8-4】に示す。</p> <p>なお令和4年度中に学内外の関係者の意見を聞きながら追加購入も予定している。</p>	<p>8. 施設、設備等の整備計画 (2) 図書室の整備状況</p> <p>②図書資料の準備</p> <p>本学図書室の収容可能冊数は5000冊(すべて開架式)であり、本学で実施する教育の各分野に応じて必要な図書を整備し、学生が閲覧して自主的に教育・研究を進められる環境を整備する。</p> <p>令和4年度に整備する図書の概要を表8-4に示す。</p> <p>整備する図書は2832冊であり、そのうち本学の専門領域である貿易、物流、経営、経済、社会、ICT、国際コミュニケーション分野の教育研究に必要な専門書が1840冊、文化教養を高めるための文学作品等の一般書が992冊である。専門書1840冊には実務に関わる図書も含み、その4割にあたる748冊を新規購入し、残り6割の1092冊を既設専修学校図書室が所蔵する既存書の中から選定して活用する。また文学作品等の一般書についても既存書を活用する。整備する専門書の一覧を【資料8-4】に示す。</p> <p>なお令和4年度中に学内外の関係者の意見を聞きながら追加購入も予定している。</p>

表8-4 図書資料の整備計画（令和4年度）

分類	分野	新規購入 [内: 外国書]	既存 [内: 外国書]	計
専門書	経済系分野 (貿易・物流・経営等)	962 [139]	478 [25]	1440 [164]
	ICT分野	106 [5]	392 [4]	503 [9]
	国際コミュニケーション分野	69 [2]	222 [52]	291 [54]
	小計	1142 [146]	1092 [81]	2234 [227]
一般書	文学、教養	0	992 [147]	992 [147]
合計		1142 [146]	2084 [228]	3226 [374]

表8-4 図書資料の整備計画（令和4年度）

分類	分野	新規購入 [内: 外国書]	既存 [内: 外国書]	計
専門書	経済系分野 (貿易・物流・経営等)	599 [100]	478 [25]	1077 [125]
	ICT分野	90 [5]	392 [4]	487 [9]
	国際コミュニケーション分野	54 [2]	222 [52]	276 [54]
	小計	748 [107]	1092 [81]	1840 [188]
一般書	文学、教養	0	992 [147]	992 [147]
合計		748 [107]	2084 [228]	2832 [335]

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類（資料）（71～136 ページ）

新	旧
資料 8-4 整備する専門書一覧 本一覧のNo 1841～ 2234 に今回追加整備する図書 394 冊を追加。	資料 8-4 整備する専門書一覧

資料 8-4 は図書一覧でありページ数が膨大であるため、本新旧対照表への添付は省略する。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類 (72 ページ)

新	旧
<p>8. 施設、設備等の整備計画 (2) 図書室の整備状況 ③ 川崎図書館との連携 (略)</p> <p>学術的な専門書は本学図書室に整備するものであるが、川崎図書館は上記の観点で本学図書室を補完して教育研究に資するものである。</p> <p>開架の利便性の点では、川崎図書館の開館時間は平日午前9時半～午後7時、土日祝日午前9時半～午後5時である。一方、本学図書室の開館時間は平日午前9時～午後7時であり、ほぼ同等である。また川崎図書館は本学と JR 川崎駅の中間に位置し、本学からは徒歩3分である。両者の利便性を比較すると、平日の利便性に差は無いものの、土日も利用できる点は川崎図書館の利点であり、本学の教育に役立つものである。</p> <p>以上に述べた川崎図書館の活用の趣旨と有効な活用方法の詳細を学生募集の時点から周知するとともに入学後の学生に対するフォローアップも実施し、積極的な利用を後押しする。</p>	<p>8. 施設、設備等の整備計画 (2) 図書室の整備状況 ③ 川崎図書館との連携 (略)</p> <p>学術的な専門書は本学図書室に整備するものであるが、川崎図書館は上記の観点で本学図書室を補完して教育研究に資するものである。</p> <p>開架の利便性の点では、川崎図書館の開館時間は平日午前9時半～午後7時、土日祝日午前9時半～午後5時である。一方、本学図書室の開館時間は平日午前9時～午後7時であり、ほぼ同等である。また川崎図書館は本学と JR 川崎駅の中間に位置し、本学からは徒歩3分である。両者の利便性を比較すると、平日の利便性に差は無いものの、土日も利用できる点は川崎図書館の利点であり、本学の教育に役立つものである。</p>

【その他】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

1 1. <全体計画審査意見 27 の回答について>

学内の管理運営体制について、以下の点を明確に説明すること。(是正事項)

(1) 入試委員会、広報企画委員会及びFD委員会、SD委員会を設ける旨、それぞれの役割と共に説明がなされたが、SD委員会の役割については「設置の趣旨等を記載した書類」に説明がない。また、申請書類中には、「教務委員会」や「学校評価委員会」、「自己点検評価委員会」の記載も見受けられるが、その位置付けや役割等が不明確である。このため、改めて本学に設ける各委員会が所掌する役割等を明確に説明すること。

(対応)

学内の管理運営体制について、各委員会の位置付けや役割等の記載に関しては、下記3点については是正すべき問題であると捉える。

1. SD委員会の役割が、設置の趣旨等を記載した書類に説明がないことについて

設置の趣旨等を記載した書類の第12章「その他」の(4)教育内容等の改善を図るための組織的な研修等にSD研修についての記載がある。また、同(4)③にはSD研修の内容について言及しており、そこでは当該研修がSD委員会による企画・運営であることが明記されている。SD研修と同様に記載したFD研修については、その運用にあたるのがFD委員会であるが、当該委員会については同章(1)管理運営に設置と役割が明記されている。しかしながら、SD研修の運用にあたるSD委員会の設置と役割については、同(1)には記載がない。

これを是正すべき問題点であると考え、「設置の趣旨 1 2. その他(1)管理運営の②委員会の設置と役割」にSD委員会を加筆することとする。

2. 「教務委員会」や「学校評価委員会」、「自己点検評価委員会」の位置付けや役割等が不明確であることについて

・教務委員会

設置の趣旨等を記載した書類の第6章(6)既修得単位及び実務経験等の単位換算の考え方に「教務委員会」の記載がある。しかし、位置付けや役割等の説明が一切なく、これを是正すべき問題であると考え。対応を検討した際、この教務委員会の役割が他の委員会に比べると非常に限定的で、規模も小さかった為、委員会として設置すること自体を見直しするに至った。

この結果、第6章(6)の単位換算については、教務委員会ではなく「教務部」が行うべきであると結論付け、「設置の趣旨 6. 教育方法、履修指導及び卒業要件(6)」の記載を改めた。ただし、単位付与の決定については、これまでの記述通り、教授会の任務と捉え、変更しないこととする。

・学校評価委員会と自己点検評価委員会

設置の趣旨等を記載した書類の第12章「その他」の(2)自己点検・評価に2つの委員会のことを記載している。しかし、②実施体制では学校評価委員会を設置するとあり、その後の③実施方法と⑤結果の公表には自己点検評価委員会についての記述しかない。これを是正すべき問題点と捉え、②③⑤には2つの委員会についてそれぞれ言及することとする。

3. 本学に設ける各委員会が所掌する役割等の明確な説明について

今回の指摘にあった「SD委員会」「教務委員会」「学校評価委員会」「自己点検評価委員会」については、対応1,2において是正策を述べた。これら4つ以外の委員会についても見直した結果、FD委員会についての役割に追加すべき点があるとの結論に至った。

具体的な是正内容として、教員からあげられた教育・研究に関する意見と、教育課程連携協議会で話し合われた内容を教育課程の編成に行かすため、協議・調整する役割をFD委員会に加えることとし、「設置の趣旨12. その他(1)管理運営の②委員会の設置と役割」に明記した。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(53～54ページ)

新	旧
<p>6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (6)</p> <p>①既修得単位について (略)</p> <p>入学前の既修得単位を卒業必要単位として認定する場合は、「修得単位認定申請書書(本学指定様式)」「単位修得証明書又は成績証明書とも、必要に応じ履修した授業科目に関する授業計画(シラバス)」、「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務部による審査を行ない、教授会の議を経て学長が、本学が設置している授業として単位付与を決定する。</p> <p>②みなし習得既修得単位について (略)</p>	<p>6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (6)</p> <p>①既修得単位について (略)</p> <p>入学前の既修得単位を卒業必要単位として認定する場合は、「修得単位認定申請書書(本学指定様式)」「単位修得証明書又は成績証明書とも、必要に応じ履修した授業科目に関する授業計画(シラバス)」、「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務委員会による審査を行ない、教授会の議を経て学長が、本学が設置している授業として単位付与を決定する。</p> <p>②みなし習得既修得単位について (略)</p>

<p>入学前の実務経験を単位に換算する場合は、「実務経験認定申請書(本学指定様式)」、「実務経験認定申請書に記載した実務に従事していた企業等の実務経験証明書」、及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務部による審査を行ない、教授会の議を経て学長が、本学が設置している授業として単位付与を決定する。</p> <p>③その他</p> <p>TOEIC®テスト、TOEFL®又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおいて単位認定を受けようとする者は「それらを証明する書類」及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務部による審査を行ない、教授会の議を経て学長が、本学が設置している授業として単位付与を決定する。</p>	<p>入学前の実務経験を単位に換算する場合は、「実務経験認定申請書(本学指定様式)」、「実務経験認定申請書に記載した実務に従事していた企業等の実務経験証明書」、及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務委員会による審査を行ない、教授会の議を経て学長が、本学が設置している授業として単位付与を決定する。</p> <p>③その他</p> <p>TOEIC®テスト、TOEFL®又はこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおいて単位認定を受けようとする者は「それらを証明する書類」及び「その他必要に応じて学長が指定した書類」を提出し、いずれの場合も教務委員会による審査を行ない、教授会の議を経て学長が、本学が設置している授業として単位付与を決定する。</p>
--	--

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(106～108 ページ)

<p>12. その他</p> <p>(1)管理運営</p> <p>① (略)</p> <p>②委員会の設置と役割</p> <p>学則第12条に基づき、教授会下部組織として、開学時には入試委員会、広報企画委員会、FD委員会を設置する。他の委員会については開学後に顧問・監事に諮りながら、教授会と理事会で必要な委員会を検討していく。</p> <p>入試委員会、広報企画委員会、FD委員会、SD委員会の役割については以下とする。</p>	<p>12. その他</p> <p>(1)管理運営</p> <p>① (略)</p> <p>②委員会の設置と役割</p> <p>学則第12条に基づき、教授会下部組織として、開学時には入試委員会、広報企画委員会、FD委員会を設置する。他の委員会については開学後に顧問・監事に諮りながら、教授会と理事会で必要な委員会を検討していく。</p> <p>入試委員会、広報企画委員会、FD委員会の役割については以下とする。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・入試委員会(略) ・広報企画委員会(略) ・FD委員会 全学的な授業内容及び方法の改善を図るために、不断の改善と活性化を目的とし、ファカルティ・ディベロップメント(FD)推進を行う。 本学教育における教員の授業内容・方法の改善のための情報共有体制及び教育指導グループ研修の計画・実施・運営。 本学の教育システムに関わる研究、開発及び企画に関する審議を行う。 本学教育の改善のための方策(例:学生アンケート・外部研修情報収集・他学との交流企画)を審議・計画・実施する。 また、教員からあげられた教育・研究に関する意見と、教育課程連携協議会で話し合われた内容を教育課程の編成に生かすため、協議・調整し、それを教授会上げる役割を担う。 ・SD委員会 大学運営及び、教育・学生支援活動において、全事務職員及び教員に必要な知識及び技能を習得させ、またその能力を及び資質を向上させることを目的としている。主な活動は、学校長の描く教育理念・教育目標を全職員及び教員が理解し、共有できるよう研修会を行う。また、それを深めるため、円滑な大学運営のため、職務遂行のスキルアップをするための研修の機会を設け、定期的実施する。 研修の内容としては、教育・研究に携わる機関としての倫理観を高める研修、学生 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試委員会(略) ・広報企画委員会(略) ・FD委員会 全学的な授業内容及び方法の改善を図るために、不断の改善と活性化を目的とし、ファカルティ・ディベロップメント(FD)推進を行う。 本学教育における教員の授業内容・方法の改善のための情報共有体制及び教育指導グループ研修の計画・実施・運営。 本学の教育システムに関わる研究、開発及び企画に関する審議を行う。 本学教育の改善のための方策(例:学生アンケート・外部研修情報収集・他学との交流企画)を審議・計画・実施する。
--	--

の精神面でのサポートに関する研修、学生に実習活動を行うための連携の在り方についての研修、学生の就職等に関するサポート体制の在り方などについて、情報セキュリティに関する研修の実施である。

その他に、川崎商工会議所が主催する研修を活用し、新入社員、中堅社員、部・課長研修及び情報管理、財務研修などを行う。

(2) ① (略)

②実施体制

部局長会議（理事長、学長、事務局長、学部長、学科長）の指導のもと、専任教員と事務局職員の代表者で「学校評価委員会」と「自己点検評価委員会」を設置する。学校評価委員会では外部評価を行い、「自己点検評価委員会」で自己点検評価を実施する。

③実施方法

「自己点検評価委員会」が毎年学期末に自己点検・評価を実施するものとする。評価基準を策定するとともに、評価項目に関する状況把握を行い、評価基準に基づいて評価を行う。又、「学校評価委員会」が産業界・地域関係者等の大学への評価や認証評価機関による評価を定期的実施する。

④評価項目 (略)

⑤結果の公表

評価報告書については、「自己点検評価委員会」と「学校評価委員会」において別々の報告書にまとめて、部局長に報告、教育研究活動の改善につなげていく。さらに、評価報告書については、ホームページに公表し、社会的説明責任を果たす。

(2) ① (略)

②実施体制

部局長会議（理事長、学長、事務局長、学部長、学科長）の指導のもと、専任教員と事務局職員の代表者で学校評価委員会を設置する。

③実施方法

自己点検・評価は、毎年度実施するものとする。「自己点検評価委員会」は、評価基準を策定するとともに、評価項目に関する状況把握を行い、評価基準に基づいて評価を行う。又、積極的に産業界・地域関係者等の大学への評価を定期的実施する。

④評価項目 (略)

⑤結果の公表

評価報告書については、「自己点検評価委員会」において報告書にまとめて、部局長に報告、教育研究活動の改善につなげていく。さらに、評価報告書については、ホームページに公表し、社会的説明責任を果たす。

【その他】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

1 1. <全体計画審査意見 27 の回答について>

学内の管理運営体制について、以下の点を明確に説明すること。(是正事項)

(2) 全体計画審査において、教育課程連携協議会での議論を勘案し、具体的にどのような体制及びプロセスにおいて、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係わる不断の見直しを行うのかが不明確であるため、意見を付して明確な説明を求めた。しかし、「本学教育と学生指導に反映」、課題解決状況を「教授会での意見を聞いて確認・検証する」と追記されただけで、依然として具体的にどのような体制及びプロセスにおいて、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係わる不断の見直しを行うのかが不明確である。このため、改めて、教育課程連携協議会での議論を勘案し、具体的にどのような体制及びプロセスにおいて、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係る不断の見直しを行うのかを明確に説明すること。

(対応)

職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、教育課程に係る不断の見直しを行うのかにあつての明確な説明について、下記2点を是正すべき問題であると捉える。

1. プロセスについて

設置の趣旨等を記載した書類の第7章教育課程連携協議会において、(4)審議の実質性では教育課程連携協議会での意見聴取の後、どのように教育課程への改善を履行するかについて言及した。しかしながら、その改善案が履行されるまでのプロセスが、普段の見直しを行うに当たっては不十分であると捉え、これを是正すべき問題点であるとする。

そこで、教育課程連携協議会からの意見を聴取し、その意見を協議し、調整する役割をFD委員会が担うことで、教育課程の不断の見直しへのプロセスを整えることとする。

また、教育課程連携協議会の開催回数に関しては、学期に合わせて1年に2回実施することが妥当と考え、これを「設置の趣旨7. 教育課程連携協議会について(1)」に明記することとする。

2. 体制について

設置の趣旨等を記載した書類の第7章教育課程連携協議会の(4)審議の実質性において、教育課程連携協議会の意見を教育研究開発会議で検討・議論するとあるが、教育課程に係る不断の見直しを行うに当たり、当該会議での検討・議論では不十分であることが是正すべき問題点であるとする。

これに対して検討した結果、全学的な授業内容及び方法の改善を図るために、不断の改

善と活性化を目的としているFD委員会を、この体制に加えるのが妥当であると結論付ける。したがって、「設置の趣旨12. その他(1)管理運営」に記載されているFD委員会の役割に、教育課程連携協議会と教授会との調整を加えることとする

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(57～61 ページ)

新	旧
<p>7. 教育課程連携協議会について</p> <p>(1)</p> <p>① (略)</p> <p>②学内における位置づけ</p> <p>本教育課程連携協議会は、学長の直属の諮問機関とする。構成委員メンバーは、別途、規定に定める。教育課程連携協議会は、原則として年2回実施する。また、必要に応じて学長が随時、招集し開催できるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 審議の実質性</p> <p>教育課程の実質化について教育課程連携協議会がその役割を十分に果たす組織となるように、教育課程連携協議会の構成員の多くを川崎近郊の企業・組織から迎えることとし、地域に関する議論も行われるように配慮する。</p> <p>学外委員の各氏は、産業界等で活躍するだけでなく、職歴上、地方公共団体や物流産業、ICT 業界における豊富な経験と繋がりを有しており、産業界等との連携という役割を十分に果たすことができる。</p> <p>本学学長は、教育課程連携協議会から本学の教育課程等についての意見を聴取し、FD委員会にあげる。FD委員会では同協議会</p>	<p>7. 教育課程連携協議会について</p> <p>(1)</p> <p>① (略)</p> <p>②学内における位置づけ</p> <p>本教育課程連携協議会は、学長の直属の諮問機関とする。構成委員メンバーは、別途、規定に定める。また、必要に応じて学長が随時、招集し開催できるものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 審議の実質性</p> <p>教育課程の実質化について教育課程連携協議会がその役割を十分に果たす組織となるように、教育課程連携協議会の構成員の多くを川崎近郊の企業・組織から迎えることとし、地域に関する議論も行われるように配慮する。</p> <p>学外委員の各氏は、産業界等で活躍するだけでなく、職歴上、地方公共団体や物流産業、ICT 業界における豊富な経験と繋がりを有しており、産業界等との連携という役割を十分に果たすことができる。</p> <p>本学学長は、教育課程連携協議会から本学の教育課程等についての意見を聴取し、教育研究開発会議で検討・議論の上で、教</p>

<p>に出席している教授を中心に、協議会で得られた情報や助言を検討・議論の上で、他の教授・教員の意見と合わせ、吟味し調整の上、教授会にあげる。教授会ではこの議論を勘案し、職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目の開発、教育課程の見直し等を決定し履行する。その結果は、次の教育課程連携協議会に報告され、さらに協議されることによって、本学と教育課程連携協議会による教育課程改善の PDCA サイクルが構築される。</p>	<p>育課程の改善等を決定し、履行する。その結果は、次の教育課程連携協議会に報告され、さらに協議されることによって、本学と教育課程連携協議会による教育課程改善の PDCA サイクルが構築される。</p>
---	---

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(〇〇ページ)

<p>12. その他</p> <p>(1)管理運営</p> <p>① (略)</p> <p>②委員会の設置と役割</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試委員会(略) ・広報企画委員会(略) ・FD委員会 <p>全学的な授業内容及び方法の改善を図るために、不断の改善と活性化を目的とし、ファカルティ・ディベロップメント(FD)推進を行う。</p> <p>本学教育における教員の授業内容・方法の改善のための情報共有体制及び教育指導グループ研修の計画・実施・運営。</p> <p>本学の教育システムに関わる研究、開発及び企画に関する審議を行う。</p> <p>本学教育の改善のための方策(例:学生アンケート・外部研修情報収集・他学との交流企画)を審議・計画・実施する。</p> <p>また、教員からあげられた教育・研究に関</p>	<p>12. その他</p> <p>(1)管理運営</p> <p>① (略)</p> <p>②委員会の設置と役割</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試委員会(略) ・広報企画委員会(略) ・FD委員会 <p>全学的な授業内容及び方法の改善を図るために、不断の改善と活性化を目的とし、ファカルティ・ディベロップメント(FD)推進を行う。</p> <p>本学教育における教員の授業内容・方法の改善のための情報共有体制及び教育指導グループ研修の計画・実施・運営。</p> <p>本学の教育システムに関わる研究、開発及び企画に関する審議を行う。</p> <p>本学教育の改善のための方策(例:学生アンケート・外部研修情報収集・他学との交流企画)を審議・計画・実施する。</p>
--	---

する意見と、教育課程連携協議会で話し合われた内容を教育課程の編成に行かすため、協議・調整し、それを教授会に上げる役割を担う。	
--	--

【その他】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

1 1. <全体計画審査意見 27 の回答について>

学内の管理運営体制について、以下の点を明確に説明すること。(是正事項)

(3) 教育課程連携協議会の開催がFD研修の一環として位置づけられているが、同協議会の目的や審議事項にはFD研修に係るものを規定されておらず、具体的に同協議会の開催がFD研修の一環としての役割を果たすのかが不明確なため、明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

教育課程連携協議会とFD委員会の関わりに対する記載については、下記2点が是正すべき問題点であると捉える。

1. 教育課程連携協議会とFD委員会の位置付けについて

教育課程連携協議会については、学則、教授会規定等学内運営諸規則のグローバルBiz 専門職大学「学則(案)」第13条において設置することを規定している。そこでは、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告することが趣旨として記載されている。また、同諸規則のグローバルBiz 専門職大学「教育課程連携協議会規程(案)」において、第2条では構成員が学長に認められたものであり、さらに、第4条では当該協議会は学長に意見を述べる事が規定されている。**【資料4】教育課程連携協議会の設置、所掌に関する規定**

つまり教育課程連携協議会は学長直結として位置づけられているにも関わらず、設置の趣旨等を記載した書類の第12章「その他」の(4)教育内容等の改善を図るための組織的な研修等においては、同協議会がFD委員会と直結しているような記述がある。これを是正すべき問題点であると考え、「設置の趣旨12. その他(4)」に教育課程連携協議会とFD委員会との位置付けを明確に示すこととする。

2. FD研修の内容について

設置の趣旨等を記載した書類の第12章「その他」の(4)教育内容等の改善を図るための組織的な研修等にFD研修の内容についての記述があり、その研修例として「年2回教育課程連携協議会」が挙げられている。しかし、学則、教授会規程等、学内運営諸規則の「グローバルBiz 専門職大学教育課程連携協議会規程(案)」の第5条では、同協議会は議長が必要と認めた場合に開催するとあり、FD委員会が開催するものではないと明示している。よって、これを是正すべき問題点であると考え、「設置の趣旨12. その他(4)」に挙げられているFD研修の例から教育課程連携協議会を削除することとする。

新旧対照表 設置の趣旨等を記載した書類(110 ページ)

新	旧
<p>12. その他</p> <p>(4)教育内容等の改善を図るための組織的な研修等</p> <p>①教育課程連携協議会委員からの業界情報・カリキュラム等への提言を踏まえ改善</p> <p>教育課程連携協議会には、本学部に関連する業界をまとめ、代表する立場の委員にご就任いただいているので、本学教員がその年の業界状況、各関連業界の将来の方向性、抱える課題、学生の就職先の求める知識・スキル・期待像等を把握できる貴重な機会であり、重要な役割を担う。</p> <p>年2回教育課程連携協議会を実施し、本学部に関連する業界を代表する立場の委員から本学教員がその年の業界状況、各関連業界の将来の方向性、抱える課題、学生の就職先の求める期待像等を把握する機会とする。</p> <p>出席委員は、学長、学長の指名する教員・キャリア支援教員とし、教育課程連携協議会に出された、ご意見、ご提案を吟味し取りまとめたうえで、FD委員会へそれらを進言する。FD委員会では、本学教育と学生指導に反映すべく、それぞれの課題（カリキュラムの見直し、教科内容の確認・問題点の解決、学生への情報提供等）の見直しを進め、教授会にあげる。教授会ではその内容を吟味・確認をし、教育課程編成にその改善策を反映させる。また、その内容が就職指導や学生指導に係わる問題であれば、FD委員会を通し、事務局、教務部、学生部等それぞれの部署にその内容を上げる。そ</p>	<p>12. その他</p> <p>(4)教育内容等の改善を図るための組織的な研修等</p> <p>①教育課程連携協議会委員からの業界情報・カリキュラム等への提言を踏まえ改善</p> <p>教育課程連携協議会には、本学部に関連する業界をまとめ、代表する立場の委員にご就任いただいているので、本学教員がその年の業界状況、各関連業界の将来の方向性、抱える課題、学生の就職先の求める知識・スキル・期待像等を把握できる貴重な機会であり、重要な役割を担う。</p> <p>年2回教育課程連携協議会を実施し、本学部に関連する業界を代表する立場の委員から本学教員がその年の業界状況、各関連業界の将来の方向性、抱える課題、学生の就職先の求める期待像等を把握する機会とする。</p> <p>出席委員は、学長、FD委員会を中心として学長の指名する教員・キャリア支援教員とし、議論を踏まえた上で本学教育と学生指導に反映し、それぞれの課題（カリキュラムの見直し、教科内容の確認・問題点の解決、学生への情報提供等）が確実に本学で実行されたかを教授会で確認・検証する。</p>

<p>それぞれの部署では、情報を的確に捉え、改善に努める。</p> <p>②FD研修</p> <p>本学教育指導理念の基本である教育研究・教育指導技術の向上・関係分野の情報共有・教員間での教育指導グループ研修の定期的実施を行い、教育の質の向上を目指す。</p> <p>例：年2回教育課程連携協議会・半年に1回関係分野教員情報交換会・半年に1回教育指導グループ研修</p> <p>外部研修も積極的に推奨する。学会を含む専門分野の研修参加は資質向上に必須であり、学長に研修名・期間・費用などを申告して許可を得た上で参加し、学長及び他の教員に報告する。年に1回、学生を対象に授業・授業・教員の指導・施設・スタッフ・機器・窓口対応まで、記名・無記名を任意として行い、一部学生の意見でないと確認されれば、検討事項を教員情報交換会・幹部会にて審議し、場合によっては該当教員と対応策を検討し実施する。尚、これらFD研修の企画・実施は学長を中心としたFD委員会が行う。</p> <p>③SD研修（略）</p>	<p>②FD研修</p> <p>本学教育指導理念の基本である教育研究・教育指導技術の向上・関係分野の情報共有・教員間での教育指導グループ研修の定期的実施を行い、教育の質の向上を目指す。</p> <p>例：半年に1回関係分野教員情報交換会・半年に1回教育指導グループ研修</p> <p>外部研修も積極的に推奨する。学会を含む専門分野の研修参加は資質向上に必須であり、学長に研修名・期間・費用などを申告して許可を得た上で参加し、学長及び他の教員に報告する。年に1回、学生を対象に授業・授業・教員の指導・施設・スタッフ・機器・窓口対応まで、記名・無記名を任意として行い、一部学生の意見でないと確認されれば、検討事項を教員情報交換会・幹部会にて審議し、場合によっては該当教員と対応策を検討し実施する。尚、これらFD研修の企画・実施は学長を中心としたFD委員会が行う。</p> <p>③SD研修（略）</p>
---	---

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

12. <全体計画審査意見30の回答について>

依然として、精緻（せいち）な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたとは判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真（しん）に本学に対する入学意向を示した者が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。

(対応)

ここでは、入学定員の設定の妥当性について記述する。

392名の収容定員（入学定員98名）、専門職大学設置基準別表第二（第四十七条関係）によると、基準校舎面積は3,278.56㎡である。392名の収容定員の現有専用校舎面積は、3,244.09㎡と基準校舎面積をわずかに下回る。共用の校舎面積332.44㎡を足すことで校舎面積3,576.53㎡となり、基準面積をクリアする。入学定員98名は、校舎等施設面で学生を受け入れる最適人数と判断した。

上記を勘案し、入学定員90名も検討した。しかしながら経営収支の面で、十分な募集活動及び教職員体制・教育活動していくことを考慮し、入学定員98名で募集することが最適であると考えた。

学費も他競合校・専門職大学と比べても妥当であり、募集活動も高校生88名、留学生・社会人で10名の入学定員を設定しており、定員獲得できる数字であると考えた。

今回のアンケートにおいて、好反応をアンケート回答者から受けた。『(本学を)受験したい』を選択した54名のうち、53名が入学意向を示した。さらに、『受験先の候補として考える』を選択した562名のうち、416名が入学意向を示した。『受験したい』のみで考えると、入学定員を満たしていないが、今回のアンケート回答者3,445名、その内9割以上が神奈川県の高校に通学している。今回の回答者は、神奈川県の高校2年生の5.3%に過ぎず、十分に募集できると考える。更に地域を拡大して、広報活動を行うことで学生確保をしていく。

新旧対照表 学生確保の見通し等を記載した書類(2ページ)

新	旧
1 ア ① (略) ② 入学定員を98名とする妥当性 ここでは、入学定員の設定の妥当性について記述する。	1 ア ① (略)

392名の収容定員（入学定員98名）、専門職大学設置基準別表第二（第四十七条関係）によると、基準校舎面積は3,278.56㎡である。392名の収容定員の現有専用校舎面積は、3,244.09㎡と基準校舎面積をわずかに下回る。共用の校舎面積332.44㎡を足すことで校舎面積3,576.53㎡となり、基準面積をクリアする。入学定員98名は、校舎等施設面で学生を受け入れる最適人数と判断した。

上記を勘案し、入学定員90名も検討した。しかしながら経営収支の面で、十分な募集活動及び教職員体制・教育活動していくことを考慮し、入学定員98名で募集することが最適であると考えた。

学費も他競合校・専門職大学と比べても妥当であり、募集活動も高校生88名、留学生・社会人で10名の入学定員を設定しており、定員獲得できる数字であると考えられる。

今回のアンケートにおいて、好反応をアンケート回答者から受けた。『(本学を)受験したい』を選択した54名のうち、53名が入学意向を示した。さらに、『受験先の候補として考える』を選択した562名のうち、416名が入学意向を示した。『受験したい』のみで考えると、入学定員を満たしていないが、今回のアンケート回答者3,445名、その内9割以上が神奈川県の高校に通学している。今回の回答者は、神奈川県の高校2年生の5.3%に過ぎず、十分に募集できると考える。更に地域を拡大して、広報活動をすることで学生確保をしていく。

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

12. <全体計画審査意見 30 (3) の回答について>

依然として、精緻（せいち）な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたとは判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真（しん）に本学に対する入学意向を示した者が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。

(1) 「『(本学を) 受験したいと思う』を選択した 54 名の生徒・学生の内、53 名が入学意向を示した。」と説明されている通り、「受験したいと思う」かつ「合格したら、進学したいと思う」と回答した者は入学定員 98 名を大幅に下回る 53 名となっていることから、入学定員設定の妥当性が示されたものとは判断できず、長期的かつ安定的な学生確保との見通しがあるとも判断できない。

(対応)

今回のアンケート調査の背景について記述する。

まず既設専門職大学における入学意向アンケート調査を確認すると、以下の表のようになる。

アンケート回収状況

専門職大学名	入学定員	アンケート回収数
国際ファッション専門職大学	118	946
東京保健医療専門職大学	160	1,722
東京国際工科専門職大学	200	3,364
情報経営イノベーション専門職大学	200	6,140
グローバル Biz 専門職大学	98	3,445

アンケート回収校については、神奈川県内高等学校数 231 校のうち 29 校 (35 校に依頼)、静岡県は 1 校 (1 校に依頼) となっている。高等学校 2 年生に対し、5 月に実施した。神奈川県高校数の 12.5% に過ぎず、入学意向アンケート調査は、全体を把握する基礎データとして捉えている。

なお今回のアンケートの結果については、他大学の理事長及び理事から一定の高評価を受けることができた。

ご指摘を受けたとおり、「受験したいと思う」かつ「合格したら、進学したいと思う」を回答した学生は、入学定員 98 名を下回る 53 名となっている。(高校 2 年生に対して 5 月に

行なった為、多くの生徒が『受験先の候補として考える』を選択したと考えられる。) この数字は限定的なサンプルからの数値であり、アンケートの統計数値を使い、神奈川県における入学希望者数を算出することが可能である。

今回のアンケートの実施における、統計データを記述したい。当アンケートにおいて、誤差率 5%、信頼係数 95%、母変数 50%としてサンプルサイズを算出した。

サンプル数 \geq (信頼係数 / 誤差率) ² 母偏差 (1 - 母偏差)

サンプル数 \geq (1.96 / 0.05) ² 0.5 (1 - 0.5)

サンプル数 \geq 384.16

となる。385 以上のサンプルの統計分析結果は上記条件において信頼することができる。当アンケートにおいては、3,445 のサンプルをみつめたので、統計分析結果は上記条件により高い信頼のおけるデータと考える。

入学意向アンケート回答者 3,445 名のうち 9 割程度が、神奈川の高校に在籍する高校 2 年生 (令和 3 年度 : アンケート実施) である。学校基本統計によると、令和 3 年神奈川県の高校 2 年生数は、64,998 名 (男子学生 32,729 名、女子学生 32,269 名) であった。つまり、当アンケートにおいて、神奈川県の高校 2 年生の 5.3% が回答者となっている。

53 名の学生が、『(本学を) 受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択した。53 名とは、アンケート調査の 3,445 人のサンプルの中から出た学生数である。今回の統計数値を使い、神奈川県でどの程度の学生が『(本学を) 受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択するか算出する。

神奈川県の高校 2 年生 64,998 名 (令和 3 年度) なので、

(サンプル数) : (『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』選択する生徒数)

= (神奈川県の高校 2 年生総数) : (X)

3,445 : 53 = 64,998 : X

X = 999

つまり信頼係数 95% (誤差率 5%) の確率で、神奈川県に 999 名の『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』学生がいることが統計的に説明できる。999 名は、本学入学定員の 10 倍となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあると考えられる。

新旧対照表 学生確保の見通し等を記載した書類(9ページ)

新	旧																		
<p>2 ア～ク (略)</p> <p>ii. 調査対象 (ご協力いただいた高等学校等の地域および対象者)</p> <p>東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県の高等学校 36 校に配布 (神奈川県の高校 29 校、静岡の高校 1 校から回収)、及び日本語学校 13 校にアンケート用紙を送付。対象を、グローバル Biz 専門職大学開学時の入学年次となる学生を中心に実施した。日本語学校に於いても同様に行われている。</p> <p>なお既設専門職大学における入学意向アンケート調査を確認すると、以下の表の様になった。</p> <p style="text-align: center;">アンケート回収状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専門職大学名</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">アンケート回収数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国際ファッション専門職大学</td> <td style="text-align: center;">118</td> <td style="text-align: center;">946</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京保健医療専門職大学</td> <td style="text-align: center;">160</td> <td style="text-align: center;">1,722</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東京国際工科専門職大学</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">3,364</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報経営イノベーション専門職大学</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">6,140</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">グローバル Biz 専門職大学</td> <td style="text-align: center;">98</td> <td style="text-align: center;">3,445</td> </tr> </tbody> </table> <p>アンケート回収校については、神奈川県内高等学校数 231 校のうち 29 校 (35 校に依頼)、静岡県は 1 校 (1 校に依頼) となっている。高等学校 2 年生に対し、5 月に実施した。神奈川県高校数の 12.5% に過ぎず、入学意向アンケート調査は、全体を把握する基礎データとして捉えている。</p> <p>今回のアンケートの結果については、他大学の理事長及び理事から一定の高評価を受けることができた。</p>	専門職大学名	入学定員	アンケート回収数	国際ファッション専門職大学	118	946	東京保健医療専門職大学	160	1,722	東京国際工科専門職大学	200	3,364	情報経営イノベーション専門職大学	200	6,140	グローバル Biz 専門職大学	98	3,445	<p>2 ア～ク (略)</p> <p>ii. 調査対象 (ご協力いただいた高等学校等の地域および対象者)</p> <p>東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県 of 高等学校 36 校に配布 (神奈川県の高校 29 校、静岡の高校 1 校から回収)、及び日本語学校 13 校にアンケート用紙を送付。対象を、グローバル Biz 専門職大学開学時の入学年次となる学生を中心に実施した。日本語学校に於いても同様に行われている。</p>
専門職大学名	入学定員	アンケート回収数																	
国際ファッション専門職大学	118	946																	
東京保健医療専門職大学	160	1,722																	
東京国際工科専門職大学	200	3,364																	
情報経営イノベーション専門職大学	200	6,140																	
グローバル Biz 専門職大学	98	3,445																	

<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>v - 1 高校生・留学生を対象とした入学意欲調査の結果分析</p> <p>『入学したいと思う』と回答した高校生と留学生が469名いる。さらに分析するため、受験意向と入学意向のクロス集計を行った。【資料 23】『(本学を) 受験したいと思う』を選択した54名の生徒・学生のうち、53名が入学意向を示した。さらに『受験先の候補として考える』を選択した562名の内、416名の生徒・学生が入学意向を示した。つまり一定の受験意向を示した616名</p> <p>(『本学を受験したいと思う』を選択した54名と『受験先の候補として考える』を選択した562名の合計数)の内、469名が入学意向を示していることがわかる。</p> <p>「受験したいと思う」かつ「合格したら、進学したいと思う」を回答した者は、入学定員98名を下回る53名となっている。この数字は限定的なサンプルからの数値である。他方アンケートの統計数値を使い、神奈川県における入学希望者数を算出することが可能である。</p> <p>入学意向アンケート回答者3,445名のうち9割程度が、神奈川の高校に在籍する高校2年生(令和3年度:アンケート実施)である。学校基本統計によると、令和3年神奈川県の高校2年生数は、64,998名(男子学生32,729名、女子学生32,269名)であった。つまり、当アンケートにおいて、神奈川県の高校2年生の5.3%が回答者となった。</p> <p>53名の学生が、『(本学を) 受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択した。53名とは、アンケート調査の3,445人のサンプルの中から出た学生数である。今回の統計数値を使い、神奈川県でどの程度の学生が『(本学を) 受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択するか算出する。</p> <p>神奈川県の高校2年生64,998名(令和3年度)なので、</p> <p>(サンプル数) : (『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』選択する生徒数)</p> <p>= (神奈川県の高校2年生総数) : (X)</p>	<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>v - 1 高校生・留学生を対象とした入学意欲調査の結果分析</p> <p>『入学したいと思う』と回答した高校生と留学生が469名いる。さらに分析するため、受験意向と入学意向のクロス集計を行った。【資料 23】『(本学を) 受験したいと思う』を選択した54名の生徒・学生のうち、53名が入学意向を示した。さらに『受験先の候補として考える』を選択した562名の内、416名の生徒・学生が入学意向を示した。つまり一定の受験意向を示した616名の内、469名が入学意向を示していることがわかる。</p>
--	--

$$3,445 : 53 = 64,998 : X$$

$$X = 999$$

つまり信頼係数 95% (誤差率 5%) の確率で、神奈川県に 999 名の『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』学生がいることが統計的に説明できる。999 名は、本学入学定員の 10 倍となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあると考ええる。(統計数値詳細については、vi. 補足説明 (3) においてまとめる。)

(統計数値詳細については、vi. 補足説明 (3) においてまとめる。)

2 ア～ク i～v (略)

vi. 補足説明 (3)

今回のアンケートの実施における、統計データを記述したい。当アンケートにおいて、誤差率 5%、信頼係数 95%、母変数 50% としてサンプルサイズを算出した。

$$\text{サンプル数} \geq (\text{信頼係数} / \text{誤差率})^2 \text{母偏差} (1 - \text{母偏差})$$

$$\text{サンプル数} \geq (1.96 / 0.05)^2 0.5 (1 - 0.5)$$

$$\text{サンプル数} \geq 384.16$$

となる。385 以上のサンプルの統計分析結果は上記条件において信頼することができると考ええる。当アンケートにおいては、3,445 のサンプルをみつめたので、統計分析結果は上記条件において高い信頼のおけるデータと考える。

入学意向アンケート参加者 3,445 名のうち 9 割程度が、神奈川の高校に通学する高校 2 年生 (令和 3 年度 : アンケート実施) である。学校基本統計によると、令和 3 年神奈川県の高 2 年生数は、64,998 名 (男子学生 32,729 名、女子学生 32,269 名) であった。

2 ア～ク i～v (略)

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

12. <全体計画審査意見 30 (3) の回答について>

依然として、精緻（せいち）な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真（しん）に本学に対する入学意向を示した者が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。

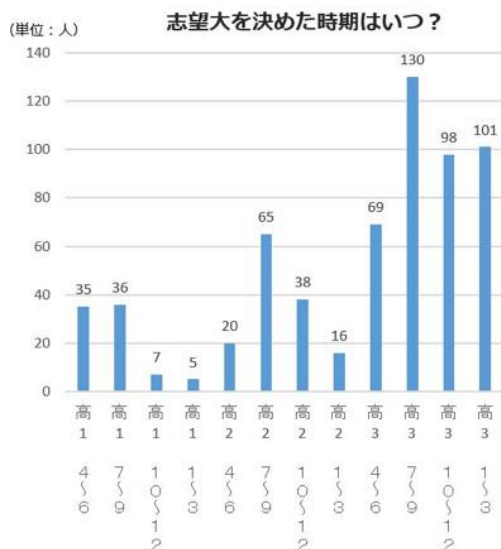
(2) 「『受験先の候補として考える』を選択した 562 名の内、416 名の生徒・学生が入学意向を指名した。」とあるが、飽くまでも受験先候補の一つと考え回答した者 562 名を、「入学意向を示した者」と見なして学生確保の見通しが十分であると説明することは、真（しん）に本学に対する入学意向を示した者が何人いるかを示す客観的な根拠とは判断しがたい。

(対応)

指摘の中で、『受験先の候補として考える』を含めずに考慮する必要があるとした。他方、この2年生の6月までに志望校を決定している学生は少数であるとの報告がある。

今回のアンケート調査は文部科学省の指導、及び既設専門職大学のアンケート実施方法に基づき、高校2年生（開学時入学対象者）を対象に5月に実施された。

ベネッセ教育情報サイトは、高校2年生が6月までに志望大学を決定しているのは、16.61%の学生との調査結果を発表した。同サイトは、大学生620名を対象に「志望大学を決めた時期」について調査した。その結果、高校2年生の6月までに志望大学を決めたのは103名（16.61%）であった。

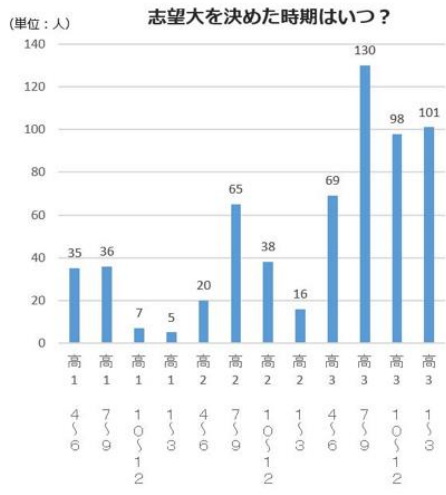


高校2年生の6月に約85%の学生が志望大学未決定であることを踏まえると、高校2年生5月に『受験したいと思う』を選択する生徒数は、『受験先の候補として考える』を選択する生徒数よりも少なくなることがわかる。しかし今後志望校を決める中で、『受験先の候補として考える』かつ『入学したいと思う』を選択した416名の生徒の中から、一定数が本学を志望校とすると容易に推測できる。

つまり入学定員98名に対して、『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択した53名のみならず、『受験先の候補として考える』かつ『入学したいと思う』を選択した416名の生徒から一定数の入学が予測できる。

新旧対照表 学生の確保の見通し等を記載した書類 (11 ページ)

新	旧
<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>さらに『受験先の候補として考える』を選択した562名の内、416名の生徒・学生が入学意向を示した。今回のアンケート調査は文部科学省の指導、及び既設専門職大学のアンケート実施方法に基づき、高校2年生(開学時入学対象者)を対象に5月に実施された。</p> <p>ベネッセ教育情報サイトは、高校2年生が6月までに志望大学を決定しているのは、16.61%の学生との調査結果を発表した。同サイトは、大学生620名を対象に「志望大学を決めた時期」について調査した。その結果、高校2年生の6月までに志望大学を決めたのは103名(16.61%)であった。</p>	<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>さらに『受験先の候補として考える』を選択した562名の内、416名の生徒・学生が入学意向を示した。</p>



高校2年生の6月に約85%の学生が志望大学未決定であることを踏まえると、高校2年生5月に『受験したいと思う』を選択する生徒数は、『受験先の候補として考える』を選択する生徒数よりも少なくなることがわかる。しかし今後志望校を決める中で、『受験先の候補として考える』かつ『入学したいと思う』を選択した416名の生徒の中から、一定数が本学を志望校とすると容易に推測できる。

つまり入学定員98名に対して、『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択した53名のみならず、『受験先の候補として考える』かつ『入学したいと思う』を選択した416名の生徒から一定数の入学が予測できる。

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

12. <全体計画審査意見 30 (3) の回答について>

依然として、精緻（せいち）な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真（しん）に本学に対する入学意向を示した者が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。

(3) 上記 (1)、(2) を踏まえ、「つまり受験意向を示した 616 名の内、469 名が入学意向を示していることがわかる。」とあるが、(1)、(2) との因果関係が不明であり、説明の意図や妥当性が判断できない。

(対応)

今回のご指摘で、『(本学を) 受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択した生徒は 53 名で 98 名の入学定員を満たしていない。また、『受験先の候補として考える』かつ『入学したいと思う』を選択する 416 名の学生は、真（しん）に本学に対する入学意向を示していないとの指摘をうけた。

しかし 53 名とは、限定的なサンプル 3,445 名からの人数である。令和 3 年神奈川県の高校 2 年生数は、64,998 名（男子学生 32,729 名、女子学生 32,269 名）である。サンプルサイズを誤差率 5%、信頼係数 95%、母変数 50% で算出すると 384.16 となる。当アンケートは 3,445 のサンプルを集めており、大幅にサンプルサイズを超えている。この時、比例計算を行うと $3,445 : 53 = 64,998 : X$ $X = 999$ となる。つまり信頼係数 95%（誤差率 5%）の確率で、神奈川県に 999 名の『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』学生がいることが統計的に説明できる。999 名は、本学入学定員の 10 倍となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあると考えられる。

また、ベネッセ教育情報サイトは、高校 2 年生が 6 月までに志望大学を決定しているのは、16.61% の学生との調査結果を発表した。高校 2 年生の 6 月に約 85% の学生が志望大学未決定であることを踏まえると、高校 2 年生 5 月に『受験したいと思う』を選択する生徒数は、『受験先の候補として考える』を選択する生徒数よりも少なくなることがわかる。今後志望校を決める中で、『受験先の候補として考える』かつ『入学したいと思う』を選択した 416 名の生徒の中から、一定数が本学を志望校とすると考える。

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

12. <全体計画審査意見30(3)の回答について>

依然として、精緻(せいち)な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。

(4) 卒業後の進路で「大学・専門職大学」を選択し、かつ本学に「とても興味がある」と回答した者は27名、「大学・専門職大学」を選択し、かつ本学を「受験したいと思う」と回答した者は29名となっていることから、入学定員設定の妥当性が示されたものとは判断できず、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとも判断できず、長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあるとも判断できない。なお、「興味がある」「少し興味がある」や「受験先の候補として考える」を含めたクロス集計に係る説明もなされているが、クロス集計を行う趣旨は、より入学する見込みが高い者を精査するために行うものであり、入学する見込みが低い者に広げるようなクロス集計では、真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるかを示す客観的な根拠として妥当とは判断し難い。

(対応)

前述したように、ベネッセ教育情報サイトは大学生620名を対象に「志望大学を決めた時期」について調査した。その結果、高校2年生の6月までに志望大学を決めたのは103名(16.61%)とした。約85%が志望校を決めていない高校2年生に行ったアンケートにおいては、『興味がある』『少し興味がある』が多数を占めるのは当然であり、今後本学を志望校にする生徒が一定数出てくると考えられる。

他方今回の参加学生は3,445名のうち、『大学・専門職大学進学』希望であり、『(本学に)とても興味がある』を選択した者は、入学定員98名を下回る27名となっている。この数字は回収可能なサンプルからの限定的な数値である。他方、アンケートの統計数値を使い、神奈川県における入学希望者数を算出することが可能である。

今回のアンケートの実施における、統計データについて記述したい。当アンケートにおいて、誤差率5%、信頼係数95%、母変数50%としてサンプル数を算出した。

サンプル数 \geq (信頼係数/誤差率)²母偏差(1-母偏差)

サンプル数 \geq (1.96/0.05)²0.5(1-0.5)

サンプル数 \geq 384.16

となる。サンプルのランダム性が確保されたとき、385以上のサンプルの統計分析結果は上記条件において信頼すること事ができる。当アンケートにおいては、3,445のサンプルを

つめたので、統計分析結果は上記条件において信頼すること事ができる。

入学意向アンケート参加者 3,445 名のうち 9 割程度が、神奈川の高校に通学する高校 2 年生（令和 3 年度：アンケート実施）である。学校基本統計によると、令和 3 年神奈川県の高 2 年生数は、64,998 名（男子学生 32,729 名、女子学生 32,269 名）であった。

今回の参加生徒は 3,445 名のうち、27 名が『大学・専門職大学進学』希望であり、『(本学に) とっても興味がある』を選択している。3,445 名の参加者のうち、9 割程度が神奈川の高校に通っている。学校基本統計によると、神奈川県には神奈川県の高 2 年生数が、64,998 名（男子学生 32,729 名、女子学生 32,269 名）いるとした。つまり、3,445 名の内、27 名がいると考えると、

$$3,445 : 27 = 64,998 : X$$

$$X = 509$$

となり、神奈川に『大学・専門職大学進学』かつ『(本学に) とっても興味がある』を選ぶ生徒は 500 名程度いると算出することができる。500 名は、本学入学定員の約 5 倍となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあるといえる。

新旧対照表 学生の確保の見通し等を記載した書類(13 ページ)

新	旧
<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>第 1 クロス集計：卒業後の進路と本学への興味</p> <p>第 1 クロス集計によると、高校生と留学生の回答者数は 3,445 名である。その内、2,186 名が大学・専門職大学進学を選択した。</p> <p>さらに生徒のうち 27 名が『(本学に) とっても興味がある』を選び、131 名が『興味がある』を選んでいる。さらに『少し興味がある』を選んだ生徒は 564 名となっている。これらを合計すると、大学・専門職大学志望する生徒の 3 割以上となる 722 名の生徒・学生が一定の興味を示していることがわかる。</p> <p>前述したように、ベネッセ教育情報サイ</p>	<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>第 1 クロス集計：卒業後の進路と本学への興味</p> <p>第 1 クロス集計によると、高校生と留学生の回答者数は 3,445 名である。その内、2,186 名が大学・専門職大学進学を選択した。</p> <p>さらに生徒のうち 27 名が『(本学に) とっても興味がある』を選び、131 名が『興味がある』を選んでいる。さらに『少し興味がある』を選んだ生徒は 564 名となっている。これらを合計すると、大学・専門職大学志望する生徒の 3 割以上となる 722 名の生徒・学生が一定の興味を示していることがわかる。</p>

トは大学生 620 名を対象に「志望大学を決めた時期」について調査した。その結果、高校 2 年生の 6 月までに志望大学を決めたのは 103 名 (16.61%) とした。約 85% が志望校を決めていない高校 2 年生に行ったアンケートにおいては、『興味がある』『少し興味がある』が多数を占めるのは当然であり、今後本学を志望校にする生徒が一定数出てくると考えられる。

他方今回の参加生徒は 3,445 名のうち、27 名が『大学・専門職大学進学』希望であり、『(本学に) とても興味がある』を選択している。3,445 名の参加者のうち、9 割程度が神奈川の高校に通っている。学校基本統計によると、神奈川県には神奈川県の高 2 年生数が、64,998 名 (男子学生 32,729 名、女子学生 32,269 名) いるとした。つまり、3,445 名の内、27 名がいると考えると、

$$3,445 : 27 = 64,998 : X$$

$$X = 509$$

となり、神奈川に『大学・専門職大学進学』かつ『(本学に) とても興味がある』を選ぶ生徒は 500 名程度いると算出することができる。500 名は、本学入学定員の約 5 倍となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあるといえる。(統計データ詳細については、vi. 補足説明 (3) においてまとめる。

2 ア～ク i～v (略)

vi. 補足説明 (3)

今回のアンケートの実施における、統計データを記述したい。当アンケートにおいて、誤差率 5%、信頼係数 95%、母変数 50%と

2 ア～ク i～v (略)

<p>してサンプルサイズを算出した。</p> <p>サンプル数\geq (信頼係数/誤差率)²母偏差 (1-母偏差)</p> <p>サンプル数\geq (1.96/0.05)²0.5 (1-0.5)</p> <p>サンプル数\geq384.16</p> <p>となる。385以上のサンプルの統計分析結果は上記条件において信頼することができる。当アンケートにおいては、3,445のサンプルをみつめたので、統計分析結果は上記条件において高い信頼のおけるデータと考える。</p> <p>入学意向アンケート参加者3,445名のうち9割程度が、神奈川の高校に通学する高校2年生(令和3年度:アンケート実施)である。学校基本統計によると、令和3年神奈川県の高校2年生数は、64,998名(男子学生32,729名、女子学生32,269名)であった。</p>	
--	--

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

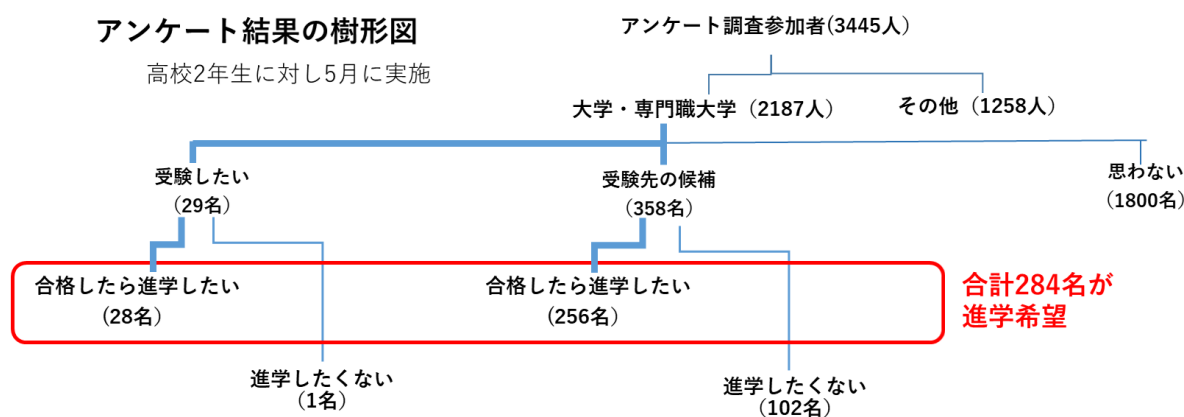
12. <全体計画審査意見30(3)の回答について>

依然として、精緻(せいち)な分析による学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できないことから、以下の点を踏まえ、アンケート調査項目における適切な設問をクロス集計すること等により、改めて真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるか客観的な根拠を示した上で、本学に係わる長期的かつ安定的な学生確保の見通しがあることを明確に説明するとともに、入学定員の設定の妥当性についても合わせて明確に説明すること。

(5) 卒業後の進路で「大学・専門職大学」を選択し、かつ「合格したら、入学したい」と回答した者が284名いることをもって、学生確保の見通しがあると説明されているが、「合格したら、入学したい」と回答した者の前提が「受験したいと思う」及び「受験先の候補として考える」と回答した者の合計と見受けられるため、真(しん)に本学に対する入学意向を示した者が何人いるかを示す客観的な根拠として妥当とは判断し難い。

(対応)

下樹形図が示すように、『大学・専門職大学進学』かつ『受験したいと思う』かつ『進学したい』を選んだ生徒は28名いる。



この28名とは、アンケート調査の3,445人のサンプルの中から出た学生数であり、回収可能なサンプルからの限定的な数値である。他方、アンケートの統計数値を使い、神奈川県における入学希望者数を算出することが可能である。

今回のアンケートの実施における、統計データを記述したい。当アンケートにおいて、誤差率5%、信頼係数95%、母変数50%としてサンプル数を算出した。

サンプル数 \geq (信頼係数/誤差率)²母偏差 (1-母偏差)

サンプル数 \geq (1.96/0.05)²0.5 (1-0.5)

サンプル数 \geq 384.16

となる。サンプルのランダム性が確保されたとき、385以上のサンプルの統計分析結果は上

記条件において信頼すること事ができる。当アンケートにおいては、3,445のサンプルをあつめたので、統計分析結果は上記条件において信頼すること事ができる。

入学意向アンケート参加者3,445名のうち9割程度が、神奈川の高校に通学する高校2年生（令和3年度：アンケート実施）である。学校基本統計によると、令和3年神奈川県の高2年生数は、64,998名（男子学生32,729名、女子学生32,269名）であった。

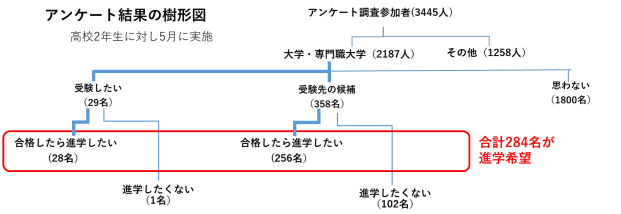
神奈川県の高2年生64,998名（令和3年度）なので、

$$3,445 : 28 = 64,998 : X$$

$$X = 528$$

つまり、信頼係数95%（誤差率5%）の確率で、神奈川県に『大学・専門職大学進学希望』かつ『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択する生徒が528名いることがわかる。528名は本学入学定員の5倍以上となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあるといえる。

新旧対照表 学生の確保の見通し等を記載した書類（14ページ）

新	旧
<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>第3クロス集計：卒業後の進路と入学意向</p> <p>入学意向について第3クロス集計を参照すると、大学・専門職大学を卒業後の進路に選択した生徒・学生の内、284名が（下樹形図が示すように）『(本学に) 入学したいと思う』を選んでいる。これは本学の入学定員98名の2.9倍であり、十分な入学定員の確保の見通しが立っていると考えられる。</p>  <p>『大学・専門職大学進学』かつ『受験したいと思う』かつ『進学したい』を選んだ生徒は、28名いる。この28名とは、アンケート調査の3,445人のサンプルの中から出た学生数である。今回の統計数値を使い、神奈川県でどの程度の学生が『大学・専門職大学進学』かつ『(本学を) 受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択するか算出するこ</p>	<p>2 ア～ク i～v (略)</p> <p>第3クロス集計：卒業後の進路と入学意向</p> <p>入学意向について第3クロス集計を参照すると、大学・専門職大学を卒業後の進路に選択した生徒・学生の内、284名が（下樹形図が示すように）『(本学に) 入学したいと思う』を選んでいる。これは本学の入学定員98名の2.9倍であり、十分な入学定員の確保の見通しが立っていると考えられる。</p>

とが可能である。

神奈川県の高校2年生 64,998名（令和3年度）
なので、

$$3,445 : 28 = 64,998 : X$$

$$X = 528$$

つまり、信頼係数95%（誤差率5%）の確率で、神奈川県に『大学・専門職大学進学希望』かつ『受験したいと思う』かつ『入学したいと思う』を選択する生徒が528名いることがわかる。528名は本学入学定員の5倍以上となる。さらに東京、静岡、埼玉、千葉などからの入学者がいることを考えると十分に学生確保の見通しがあるといえる。（統計データ詳細については、vi. 補足説明（3）においてまとめる。）

2 ア～ク i～v（略）

vi. 補足説明（3）

今回のアンケートの実施における、統計データを記述したい。当アンケートにおいて、誤差率5%、信頼係数95%、母変数50%としてサンプルサイズを算出した。

サンプル数 $\geq (\text{信頼係数} / \text{誤差率})^2 \text{母偏差} (1 - \text{母偏差})$

$$\text{サンプル数} \geq (1.96 / 0.05)^2 \cdot 0.5 (1 - 0.5)$$

$$\text{サンプル数} \geq 384.16$$

となる。385以上のサンプルの統計分析結果は上記条件において信頼することができる。当アンケートにおいては、3,445のサンプルをみつめたので、統計分析結果は上記条件において高い信頼のおけるデータと考える。

入学意向アンケート参加者3,445名のうち9割程度が、神奈川の高校に通学する高校2年生（令和3年度：アンケート実施）である。学校基本統計によると、令和3年神奈川県の高校2年生数は、64,998名（男子学生32,729名、女子学生32,269名）であった。

2 ア～ク i～v（略）

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(是正事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

13. <全体計画審査意見31の回答について>

全体計画審査において意見を付して、社会人の学生の確保について、客観的な根拠に基づき、社会人学生の確保に係る長期的かつ安定的な見通しがあることに説明を求めたが、その説明は、全国的な大学公開講座受講者数や、本学園が運営する専門学校に於ける社会人入学者の割合等にとどまっており、本学の学生確保の見通しに係る客観的な根拠が示されたと判断できない。このため、本学における社会人学生の確保について、客観的な根拠に基づき、長期的かつ安定的な見通しがあることを明確に説明すること。

(対応)

本学では、留学生・社会人を合計10名受け入れる。文部科学省のリカレント教育推進、また本学既設校において社会人の割合が高いことから、本学においても一定の社会人学生を想定している。

さらに本学は流通・物流・貿易分野において専門性が求められる職業を担う人材を養成し、運輸・郵便業に人材を輩出していく。同業界の就業者と売上はコロナ以降上昇を続けている。運輸業・郵便業の就業者数について、厚生労働省の産業別就業者数によると、平成27年から増加を続けている。336万人(平成27年)、339万人(同28年)、340万人(同29年)、341万人(同30年)、347万人(令和元年)、347万人(同2年)と報告されている。さらに運輸業・郵便業の売上については、総務省統計局の『サービス産業動向調査【資料32】』によると、4.7兆円(平成25年)、4.8兆円(同26年)、4.9兆円(同27年)、4.9兆円(同28年)、5.1兆円(同29年)、5.3兆円(同30年)、5.4兆円(令和元年)、4.5兆円(同2年)、4.7兆円(同3年)となっている。年々社会人のキャリア志向が高まっており、転職の際に同分野にキャリアチェンジする可能性が高い。また専門職大学は、社会人学生のニーズに応える内容となっている。こうした背景から、社会人学生が一定数あると考えられる。

新旧対照表 学生の確保の見通し等を記載した書類(7ページ)

新	旧
1 ⑦ 社会人学生の動向 本学では、留学生・社会人を合計10名受け入れる。 リカレント教育が推奨される昨今、日本において社会人学生が増加すると予測される。『文部科学省におけるリカレント教育	1 ⑦ 社会人学生の動向 リカレント教育が推奨される昨今、日本において社会人学生が増加すると予測される。『文部科学省におけるリカレント教育

の取組について』は以下のようにまとめている。厚生労働省、経済産業省、文部科学省の推進のもと社会人学生を支援する仕組みが創られている。その影響もあり、平成6年の大学公開講座受講者数は約62万人であったが、平成28年には134万人へと増加した。また私立専修学校に於ける社会人受講者数は、平成29年約20万人となった。

【資料22】

また身近な例として、本学園の運営している既設専門学校において、例年一定数の社会人が入学している背景がある。社会人学生（大学卒業後の入学も含む）は、令和元年に25%、令和2年に20%、令和3年に21%を占めている。

文部科学省は、社会人の大学（正規課程）における学習目的・動機の調査を実施、次の結果を示した。【資料27】1位は専門知識・基礎知識の復習、2位は実習・演習、3位はケーススタディ・グループワーク・ディスカッション、4位は企業等出身の講師や実務の最先端の講師による講義とした。つまり、前述2つの学校種の社会人学生数の増加理由は、社会人教育の上記内容によるものであり、また専門職大学においても学生数が見込めると考える。

社会人学生の学びへの意識は高まっており、今後も増える続けることが容易に予測でき、社会人学生の入学が見込まれる。

⑦ 運輸業・郵便業就業者・売上げの拡大

運輸業・郵便業の就業者数について、厚生労働省の産業別就業者数によると、平成27年から増加を続けている。336万人（平成27年）、339万人（同28年）、340万人

の取組について』は以下のようにまとめている。厚生労働省、経済産業省、文部科学省の推進のもと社会人学生を支援する仕組みが創られている。その影響もあり、平成6年の大学公開講座受講者数は約62万人であったが、平成28年には134万人へと増加した。また私立専修学校に於ける社会人受講者数は、平成29年約20万人となった。

【資料22】

また身近な例として、本学園の運営している既設専門学校において、例年一定数の社会人が入学している背景がある。社会人学生（大学卒業後の入学も含む）は、令和元年に25%、令和2年に20%、令和3年に21%を占めている。

社会人学生の学びへの意識は高まっており、今後も増える続けることが容易に予測でき、社会人学生の入学が見込まれる。

(同 29 年)、341 万人 (同 30 年)、347 万人 (令和元年)、347 万人 (同 2 年) と報告されている。さらに運輸業・郵便業の売上については、総務省統計局の『サービス産業動向調査【資料 28】』によると、4.7 兆円 (平成 25 年)、4.8 兆円 (同 26 年)、4.9 兆円 (同 27 年)、4.9 兆円 (同 28 年)、5.1 兆円 (同 29 年)、5.3 兆円 (同 30 年)、5.4 兆円 (令和元年)、4.5 兆円 (同 2 年)、4.7 兆円 (同 3 年) となっている。令和 2 年にコロナの影響により、大きく売り上げを減らしたようである。しかし令和 3 年 12 月の『「サービス産業動向調査」 2021 年 12 月分結果 (速報) のポイント【資料 29】』において、令和 3 年 3 月から 9 か月連続で売り上げを増加させている、と報じられた。

つまり、既設専門学校の社会人が確保されているのは、本学の提供する職業教育の就業者数及び売上の上昇という社会動向が一つの根拠と考察することができる。こうした中で、社会動向を見てキャリアチェンジする社会人 (高校卒業生のみならず) を一定数見込む事ができる。

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

(改善事項) グローバルビジネス学部グローバルビジネス学科

14. <全体計画審査意見 32 (3) の回答について>

企業対象のアンケート調査結果について、「本学最初の卒業生となる令和9年4月採用を前提として企業各社にアンケート調査の依頼をした」とあるが、アンケート調査の内容を見る限り、そのような定義付けは見受けられない。このため、回答者にも同様の認識があつて、示された本学の卒業生に対する採用意向が単年度のニーズを示すものであることを明確にするか、養成する人材に対する社会的需要が十分にあることを改めて説明すること。

(対応)

令和3年6月～7月に実施した企業対象のアンケート調査は、回答して下さる全ての企業にパンフレットを配布し、認可前の専門職大学のアンケートであることを説明した。そして認可後の令和5年4月に入学する学生の卒業に際して、概ね6年後の令和9年3月卒業生を対象にした採用計画調査であることを十分告知の上、採用意向アンケートを実施した。本学の専門職大学の開学に際しては、川崎商工会議所にもご支援を得ており、企業対象の採用アンケート調査では、川崎商工会議所会員の多数企業にもご協力をいただいた。商工会議所は、最も歴史のある経済団体であり、川崎商工会議所は、世界各国との経済交流の推進をしており、企業の国際化支援をしている。採用アンケート調査実施に際しては、貿易・流通・経済・IT等のいずれかの業務をしている国際的企業を主としてアンケート対象として依頼した。川崎商工会議所からの企業採用アンケート調査の状況報告を資料として添付する。

【資料5】グローバル Biz. 専門職大学の学生（令和9年3月卒業）に対する企業採用アンケートの状況報告

新旧対照表 学生の確保の見通し等を記載した書類(19 ページ)

新	旧
iv. 調査方法 令和3年6月～7月に実施した企業対象のアンケート調査は、回答して下さる全ての企業にパンフレットを配布し、認可前の専門職大学のアンケートであることを説明した。そして認可後の令和5年4月に入学する学生の卒業に際して、概ね6年後の令和9年3月卒業生を対象にした採用計画調査であることを十分告知の上、採用意向アンケートを実施した。本学の専門職大学の	iv. 調査方法 学校法人深堀学園が各企業・団体へ配布し、株式会社八千代統計がアンケートの集計・分析を行った。

開学に際しては、川崎商工会議所にもご支援を得ており、企業対象の採用アンケート調査では、川崎商工会議所会員の多数企業にもご協力をいただいた。商工会議所は、最も歴史のある経済団体であり、川崎商工会議所は、世界各国との経済交流の推進をしており、企業の国際化支援をしている。採用アンケート調査実施に際しては、貿易・流通・経済・IT等のいずれかの業務をしている国際的企業を主としてアンケート対象として依頼した。川崎商工会議所からの企業採用アンケート調査の状況報告を資料として添付する。【資料 30】

なお、株式会社八千代統計がアンケートの集計・分析を行った。

審査意見への対応を記載した書類（6月）（資料）

（目次） グローバル Biz 専門職大学
グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

- 【資料1】 DX 論 I、II、III シラバス 新・旧
- 【資料2】 学則 新・旧
- 【資料3】 追加整備する図書一覧.
- 【資料4】 教育課程連携協議会の設置、所掌に関する規定
- 【資料5】 グローバル Biz. 専門職大学の学生（令和9年3月卒業）に対する企業採用アンケートの状況報告

授業科目の名称	DX論 I		
授業科目の名称 (英語)	Digital Transformation I		
担当教員	武藤 彰英		
配当年次	2	配当学期	前期
年間開講数	15	単位数	2
必修・選択等の別	必修	授業の方法	演習
1. 授業の概要 本講義では、はじめにデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）を学習する意義を確認し、自らが目指すべき人材像を明確にします。その後、歴史的にどのように技術が変遷し、新たな技術が生み出されることによって社会がどのように変わっていったかについて学んでいきます。後半では、企業内、企業間で扱われているシステムについて、具体例をもとに学びを深めます。また、システムがどのように実現、実装されるかについて学びます。システム開発の出発点となる要求仕様書を実際に作成することで、システムの全体像を把握し、システムが解決すべき課題は何かを明確化する力を養うものとします。学生は毎回の課題を事前準備し授業に臨み、授業において見解を述べるなど双方向での演習形式で授業を進めます。			
2. 到達目標 <ul style="list-style-type: none"> ・自らの考えにもとづくDXの定義を述べることができる ・自らが目指すべきDX人材像を明確にしている ・DXを推進するうえで必要な要素技術を挙げるができる ・情報技術の歴史的な変遷を知識として身につけている ・情報技術の変遷を踏まえ社会にどのような影響を与えたか自らの考えを述べるができる ・企業や企業間におけるビジネスシステムの概要について理解している ・システム開発の流れを理解している ・システム開発における要求仕様書の位置づけを理解し作成できる ・情報技術を用いて解決すべき課題についてのシステムの提案ができる 			
3. 授業の計画と内容			
回数	内容		
1	デジタルトランスフォーメーション（以下、DX）について考える DXの定義、DXとIT化の違い、企業におけるDXの定義を確認する。		
2	DXを推進する上での現状と課題 DXを推進する上での現状と課題を最新事例で考察する。また、推進にあたって、どのような人材が必要されるかを確認し、自らの進む方向性について考える。データサイエンティスト、AIエンジニア、UXデザイナー、ITアーキテクト、プログラマーといった技術系の人材だけではなく、ビジネスプランナー、全体を統括するプロデューサーが含まれることを理解し、DX論を学ぶ必要性を確認する。		
3	DX人材がカバーすべき領域について考える DXが推進された事例を通して、どのような要素技術が必要とされるかを鳥観し、今後、学ぶべき領域を明確化する。		
4	コンピューティング・通信・ネットワーク①：コンピューティング 『コンピューティングとは』という問いについて考え、コンピュータというものはどのようなものかについて理解を深める。		
5	コンピューティング・通信・ネットワーク②：通信、ネットワークとは 通信とネットワークが実現する具体例などから、通信、ネットワークが何であるかの理解を深める。		
6	コンピューティング・通信・ネットワーク③：OSIモデル、TCP/IP OSIモデルとは何か、OSIモデルの各層の役割について理解する。TCP/IPの各層の役割について理解し、実際のネットワークサービスとの対比で理解を深める。		
7	情報技術の変遷、社会へもたらした影響①：コンピュータの誕生 コンピュータ誕生のきっかけ、その後、ビジネスをどのように変革されたかを学ぶ。		

8	情報技術の変遷、社会へもたらした影響②：プロセッサの誕生、パーソナルコンピュータの普及 プロセッサが誕生しパーソナルコンピュータが普及することでビジネスに与えた変化について学ぶ。
9	情報技術の変遷、社会へもたらした影響③ネットワークとコンピュータの融合 i-modeサービス、SNSなどのサービスの変遷、それがもたらした社会の変化について学ぶ。
10	企業におけるビジネスシステム①：社内業務支援システム 企業における業務においてどのような場面で情報技術が使われるいるかについて解説する。さらにDX化に向けた業務システムのあり方を討論を通して意見交換し、DXの必要性について理解を深める。
11	企業におけるビジネスシステム②：基幹業務支援システム 企業における基幹業務を理解するために経理システムを中心に解説する。さらにDX化に向けた基幹業務のあり方を討論を通して意見交換し、DXの必要性について理解を深める。

12	企業におけるビジネスシステム③：電子受注システム、電子決済システム、生産システム 商社、製造業に注目し、どのようなシステムが構築され運用されているかについて解説する。 さらにDX化に向けたシステムのあり方を討論を通して意見交換し、DXの必要性について理解を深める。
13	システムの開発手法①：システムの開発の全体像 ウォーターフォールを例に開発における具体例を通してシステム開発の理解を深める。
14	システムの開発手法②：DX化に向けた要件仕様書の作成 開発の出発点となる要件仕様書には何を記載すべきかなど、具体例を通して学びを深める。
15	システムの開発手法③：DX化に向けた要求仕様書の作成の実践 与えられた課題について要求仕様書を作成し、グループでの討論で発表する。
4. テキスト・参考図書 教科書：必要な資料を随時配布する 参考図書：①はじめてのAIリテラシー 岡嶋 裕史、吉田 雅裕【共著】（技術評論社） ②情報通信概論 諏訪敬祐、渥美幸雄、山田豊通【共著】（丸善出版） ③マスタリングTCP/IP 入門編（第6版） 竹下隆史、村山公保、新井透、荻田幸雄【共著】（オーム社） ④IT全史—情報技術の250年を読む 中野 明【著】（祥伝社） ⑤平成ネット史 永遠のベータ版 NHK『平成ネット史（仮）』取材班【著】 （幻冬舎）	
5. 成績評価の方法 授業への貢献度（発言、質問など）：20% 各回の課題の提出状況とその内容評価：30% 期末試験による評価：50%	
6. 履修の条件 特になし	
7. その他 毎回出題される課題について取り組んだうえで授業に出席する。 課題に取り組み学習内容の理解を深めることを期待する。 参考図書は必要に応じて通読し自らの考えを整理するために活用する。	

授業科目の名称	DX論 II			新
授業科目の名称 (英語)	Digital Transformation II			
担当教員	平岩 賢志			
配当年次	2	配当学期	後期	
年間開講数	15	単位数	2	
必修・選択等の別	選択	授業の方法	講義	
1. 授業の概要				
<p>本学では、デジタルトランスフォーメーションを外部環境（市場や顧客）の変化に対応しつつ、内部環境（組織や文化）の変革を牽引しながら、IT技術やそれによる新たなプラットフォームを利用して、生産性の向上を含む新たな価値を創出することと位置付けている。DX論 I で学んだ内容を踏まえ、デジタルトランスフォーメーションについて、IT技術に求められる要件、課題と取り組みの観点で学ぶ。具体的には、社会システム、企業システムのプラットフォームとなっているクラウドサービスに焦点をあて、サービス面、仕組み面から理解を進める。サービス面では、クラウドサービスの構築、運用、品質について現状の課題を考える。仕組み面では、クラウドサービスを実現しているネットワークサービス（固定網、モバイル網）、仮想化技術について学ぶ。また、クラウドサービスの進展により適用が広がるIoT技術を活用したサービスについてそのビジネスモデルを考察する。情報技術によるサービス、仕組みの理解、ビジネスモデルの考察を通し今後の方向性を考えつつ、新たな改善に繋がる自らの発想力を育み、将来に対する使命感を滋養する。</p>				
2. 到達目標				
<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルトランスフォーメーションについて、情報技術に求められる要件、課題、取り組みについて理解し、自ら考える姿勢を身に付けている。 ・社会システム、企業システムの基盤となるクラウドサービスについて、実現する技術、課題、取り組みについて理解している。 				
3. 授業の計画と内容				
回数	内容			
1	デジタルトランスフォーメーションとは (社会システム・企業システムで情報技術に求められる要件を考える。)			
2	デジタルトランスフォーメーションとは (システムを提供する側、運用する側から現状の課題と取り組みを理解する。)			
3	クラウドサービス (社会システム・企業システムでの現状の利用の広がりを理解する。)			
4	クラウドサービス (クラウドシステムの構築、運用面で、現状の課題と取り組みを理解する。)			
5	クラウドサービス (サービス品質を担保するための運用規約、これを実現する品質管理技術を理解する。)			
6	クラウドサービス (汎用サービスを提供するための仕組み（サービス基盤、仮想化技術）を理解する。)			
7	ネットワークサービス (固定網（光トランスポート 多重化、大容量化技術とサービスを理解する。)			
8	ネットワークサービス (固定網（IPトランスポート QoS、帯域制御技術とサービスを理解する。)			
9	ネットワークサービス (モバイル網（帯域有効利用技術とサービスを理解する。)			
10	ネットワークサービス (モバイル網（帯域制御、トラフィック制御技術とサービスを理解する。)			
11	IoT技術・サービスモデル (ネットワークサービスを活用した外部環境の監視、収集、分析技術を理解する。)			
12	クラウドシステムのケーススタディープラットフォームビジネスモデル(1) (社会システムとビッグデータ利活用ーセンサによる社会インフラの稼働管理)			
13	クラウドシステムのケーススタディープラットフォームビジネスモデル(2) (企業システムとビッグデータ利活用ー人流管理とマーケティングへの応用)			

14	クラウドシステムのケーススタディープラットフォームビジネスモデル(3) (サプライチェーンとビッグデータ利活用ー物流システムでの倉庫管理への適用)
15	総括 (クラウドシステムの現状を踏まえ、ニーズ、シーズ面で今後の方向性を考える。)
4. テキスト・参考図書 自作の教材	
5. 成績評価の方法 各回の課題の提出状況とその内容評価：50% 期末課題の評価：50%	
6. 履修の条件 特になし	
7. その他 DX論 I を履修済みであることが望ましい。 毎日出題される課題について取り組んだうえで授業に出席する。	

授業科目の名称	DX論Ⅲ			新
授業科目の名称 (英語)	Digital Transformation Ⅲ			
担当教員	佐藤 悦美			
配当年次	4	配当学期	後期	
年間開講数	15	単位数	1	
必修・選択等の別	選択	授業の方法	演習	
1. 授業の概要				
<p>DXを進めていく上では様々なデジタル技術を利用して、これまでにない新たなビジネスモデルを構築し、利用者に対して効果的なITサービスを提供する必要がある。</p> <p>またDXでは、これまで以上にデジタルへの依存度が高くなるビジネスの継続性（事業継続性）を維持するために、安定的なIT運用を実現する管理手法が求められる。</p> <p>本講義では、プロセス改善や効果的なIT運用管理を実現するための手法であるITサービスマネジメント（ITSM）を中心に学び、更にITシステムの安全性を実現する際に重要となる情報セキュリティマネジメントを学び、それを通してリスクマネジメントについても学ぶ。</p> <p>ITSM、情報セキュリティマネジメント、リスクマネジメントについては理論だけではなく、ケーススタディ形式の演習を通して既存の課題を発見し、解決法を考え、相手に対し改善案を分かりやすく説明できるスキルを身に着ける。</p>				
2. 到達目標				
<ul style="list-style-type: none"> ・DX実現の上でビジネスプロセスの見直しの必要性を理解する。 ・DXを実現し効果的なITサービスを提供する必要性や手法を理解する。 ・DX化されたシステムを安定的に稼働させるためのIT運用管理手法を理解する。 ・DX化されたシステムの安全性の実現に必要な情報セキュリティマネジメントを理解する。 ・デジタル依存度の高いビジネスが停止した場合の損害の大きさを理解し、費用対効果の高い最適な対応を検討するためのリスク管理手法を理解する。 ・演習を通し、課題を発見し解決法を考え、相手に説明できるスキルを身に着ける。 				
3. 授業の計画と内容				
回数				
1	ガイダンス 授業の進め方と目的を理解する ITサービスとDXの関係を理解する			
2	DX時代に対応するために重要となるITサービスマネジメント（ITSM）のデファクトスタンダードであるITIL（Information Technology Infrastructure Library）の位置づけの理解する			
3	ITILの概要と全体像を理解する			
4	「DXを通し価値あるITサービスを提供」するためにITILを導入する必要性について理解する			
5	ITILのプロセスとライフサイクルの関係を理解する			
6	ITILの各プロセスを理解する			
7	ITILの各プロセスを理解する			
8	ITサービスマネジメント演習 ケーススタディを通したプロセス改善とレポート作成			
9	ITサービスマネジメント演習 レポート作成と発表			

10	情報セキュリティマネジメントとリスクマネジメントの必要性を理解する
11	情報セキュリティに関する各種の法規定を理解する
12	情報セキュリティマネジメントを理解する 情報セキュリティマネジメントを効果的に実現するための標準的手法である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を理解する

13	リスクマネジメントの手法を理解する
14	情報セキュリティマネジメントにおけるリスクマネジメントの演習 ケーススタディを通しリスクの分析とレポート作成
15	情報セキュリティマネジメントにおけるリスクマネジメントの演習 レポート作成と発表
4. テキスト・参考図書	
<ul style="list-style-type: none"> ・『ITIL 4の教本（ベストプラクティスで学ぶサービスマネジメントの教科書）』 （最上千佳子著、翔泳社） ・自作の資料 	
5. 成績評価の方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・演習レポートの評価（50%） ・期末試験による評価（50%） 	
6. 履修の条件	
DX論 I を履修していることが望ましい。	
7. その他	
特になし	

授業科目の名称	DX論 I		
授業科目の名称 (英語)	Digital Transformation I		旧
担当教員	武藤 彰英		
配当年次	2	配当学期	前期
年間開講数	15	単位数	2
必修・選択等の別	必修	授業の方法	演習

1. 授業の概要

本講義ではデジタルトランスフォーメーションの根幹をなす情報技術の基礎の習得を狙いとし、はじめに情報を扱うための基礎理論、コンピュータの仕組みについて学び、その後、歴史的にどのように技術が変遷し、新たな技術が生み出されることによって社会がどのように変わっていったかについて学んでいきます。後半では、企業内、企業間で扱われているシステムについて、具体例をもとに学びを深めます。また、システムがどのように実現、実装されるかについて学べます。システム開発の出発点となる要求仕様書を実際に作成することで、システムの全体像を把握し、システムが解決すべき課題は何かを明確化する力を養うものとします。

2. 到達目標

- ・情報技術の理解を深めるうえで必要となる離散数学、情報理論、符号理論を理解している
- ・情報技術の歴史的な変遷を知識として身につけている
- ・情報技術の変遷を踏まえ社会にどのような影響を与えたか自らの考えを述べるができる
- ・企業や企業間におけるビジネスシステムの概要について理解している
- ・システム開発の流れを理解している
- ・システム開発における要求仕様書の位置づけを理解し作成できる
- ・情報技術を用いて解決すべき課題についてのシステムの提案ができる

3. 授業の計画と内容

回数	内容
1	情報技術の基礎①: 離散数学(基数、数値表現、集合と命題、論理演算) コンピュータやネットワークにおいて数値やデータをどのように扱っているかについて理解する。
2	情報技術の基礎②: 情報理論、符号理論 情報量の表し方、情報のデジタル化、文字の表現について理解する。
3	情報技術の基礎③: コンピュータの種類と構成、プロセッサの種類、プロセッサの動作原理 コンピュータの構成要素、仕組み、機能について理解する。
4	通信・ネットワーク①: 通信、ネットワークとは 通信とネットワークが実現する具体例などから、通信、ネットワークが何であるかの理解を深める。
5	通信・ネットワーク②: OSIモデル OSIモデルとは何か、OSIモデルの各層の役割について理解する。
6	通信・ネットワーク③: TCP/IP TCP/IPの各層の役割について理解し、実際のネットワークサービスとの対比で理解を深める。
7	情報技術の変遷、社会へもたらした影響①: コンピュータの誕生 コンピュータ誕生のきっかけ、その後、ビジネスをどのように変革されたかを学ぶ。
8	情報技術の変遷、社会へもたらした影響②: プロセッサの誕生、パーソナルコンピュータの普及 プロセッサが誕生しパーソナルコンピュータが普及することでビジネスに与えた変化について学ぶ。
9	情報技術の変遷、社会へもたらした影響③ ネットワークとコンピュータの融合 i-modeサービス、SNSなどのサービスの変遷、それがもたらした社会の変化について学ぶ。
10	企業におけるビジネスシステム①: 社内業務支援システム 企業における業務においてどのような場面で情報技術が使われるかについて解説する。
11	企業におけるビジネスシステム②: 基幹業務支援システム 企業における根幹業務を理解するために経理システムを中心に解説する。

12	企業におけるビジネスシステム③:電子受注システム、電子決済システム、生産システム 商社、製造業に注目し、どのようなシステムが構築され運用されているかについて解説する。
13	システムの開発手法①:システムの開発の全体像 ウォーターフォールを例に開発における具体例を通してシステム開発の理解を深める。
14	システムの開発手法②:要件仕様書の作成 開発の出発点となる要件仕様書には何を記載すべきかなど、具体例を通して学びを深める。
15	システムの開発手法③:要件要素の作成の実践 与えられた課題について要求仕様書を作成し、グループでの討論で発表する。
4. テキスト・参考図書 教科書：必要な資料を随時配布する 参考図書：①はじめてのAIリテラシー 岡嶋 裕史、吉田 雅裕【共著】（技術評論社） ②情報通信概論 諏訪敬祐、渥美幸雄、山田豊通【共著】（丸善出版） ③マスタリングTCP/IP 入門編（第6版） 竹下隆史、村山公保、新井透、荻田幸雄【共著】（オーム社） ④IT全史—情報技術の250年を読む 中野 明【著】（祥伝社） ⑤平成ネット史 永遠のベータ版 NHK『平成ネット史（仮）』取材班【著】 （幻冬舎）	
5. 準備学修 毎回出題される課題について取り組んだうえで授業に出席する。	
6. 成績評価の方法 各回の課題の提出状況とその内容評価：50% 期末試験による評価：50%	
7. 履修の条件 特になし	
8. その他 課題に取り組み学習内容の理解を深めることを期待する。 参考図書は必要に応じて通読し自らの考えを整理するために活用する。	

授業科目の名称	DX論 II		
授業科目の名称 (英語)	Digital Transformation II		旧
担当教員	平岩 賢志		
配当年次	2	配当学期	後期
年間開講数	15	単位数	1
必修・選択等の別	選択	授業の方法	講義

1. 授業の概要

DX論 I で学んだ内容を踏まえ、「進化したデジタル技術を浸透させることで、我々の生活をより良いものへと変革する」デジタルトランスフォーメーションについて、情報技術に求められる要件、課題と取り組みの観点で学ぶ。具体的には、社会システム、企業システムの基盤となっているクラウドサービスに焦点をあて、サービス面、仕組み面から理解を進める。サービス面では、クラウドサービスの構築、運用、品質について現状の課題を考える。仕組み面では、クラウドサービスを実現しているネットワークサービス（固定網、モバイル網）、仮想化技術について学ぶ。また、クラウドサービスの進展により適用が広がるIoT技術を活用したサービスについて具体事例で考察する。情報技術によるサービス、仕組みを理解し、今後の方向性を考えつつ、新たな改善に繋がる自らの発想力を育み、将来に対する使命感を滋養する。

2. 到達目標

- ・デジタルトランスフォーメーションについて、情報技術に求められる要件、課題、取り組みについて理解し、自ら考える姿勢を身に付けている。
- ・社会システム、企業システムの基盤となるクラウドサービスについて、実現する技術、課題、取り組みについて理解している。

3. 授業の計画と内容

回数	内容
1	デジタルトランスフォーメーションとは (社会システム・企業システムで情報技術に求められる要件を考える。)
2	デジタルトランスフォーメーションとは (システムを提供する側、運用する側から現状の課題と取り組みを理解する。)
3	クラウドサービス (社会システム・企業システムでの現状の利用の広がりを理解する。)
4	クラウドサービス (クラウドシステムの構築、運用面で、現状の課題と取り組みを理解する。)
5	クラウドサービス (サービス品質を担保するための運用規約、これを実現する品質管理技術を理解する。)
6	クラウドサービス (汎用サービスを提供するための仕組み(サービス基盤、仮想化技術)を理解する。)
7	ネットワークサービス (固定網(光トランスポート 多重化、大容量化技術とサービスを理解する。))
8	ネットワークサービス (固定網(IPトランスポート QoS、帯域制御技術とサービスを理解する。))
9	ネットワークサービス (モバイル網(帯域有効利用技術とサービスを理解する。))
10	ネットワークサービス (モバイル網(帯域制御、トラフィック制御技術とサービスを理解する。))

11	IoT技術・サービス (ネットワークサービスを活用した外部環境の監視、収集、分析技術を理解する。)
12	クラウドシステムのケーススタディ(1) (社会システムとビッグデータ利活用－センサによる社会インフラの稼働管理)
13	クラウドシステムのケーススタディ(2) (企業システムとビッグデータ利活用－人流管理とマーケティングへの応用)
14	クラウドシステムのケーススタディ(3) (サプライチェーンとビッグデータ利活用－物流システムでの倉庫管理への適用)
15	総括 (クラウドシステムの現状を踏まえ、ニーズ、シーズ面で今後の方向性を考える。)
4. テキスト・参考図書	
自作の教材	
5. 準備学習	
毎回出題される課題について取り組んだうえで授業に出席する。	
6. 成績評価の方法	
各回の課題の提出状況とのその内容評価：50% 期末課題の評価：50%	

授業科目の名称	DX論Ⅲ			旧
授業科目の名称 (英語)	Digital Transformation Ⅲ			
担当教員	風間 敏明			
配当年次	4	配当学期	後期	
年間開講数	15	単位数	2	
必修・選択等の別	選択	授業の方法	演習	

1. 授業の概要

情報セキュリティの確保は組織にとって大きな経営課題だが、そのためには技術面だけでなく、従業員による適切な情報管理やコンプライアンス意識の向上といった、管理面の対策についても取り組む必要があります。

本講義は情報ビジネスのDX化を考えるうえで特に「WEBセキュリティの概念理解」を中心に、サイバーセキュリティの基本的な考え方と脅威の講義を実施し、セキュリティ技術（暗号技術、認証技術、アクセス制御技術）といった対策技術の理解を深めていきます。また、ネットワークセキュリティのクラウド技術の概念も講義の内容に含まれます。最終的にはセキュリティ対策とセキュリティ関連法律の説明を本講義に組み込んでいきます。

2. 到達目標

- ①DXの業務に関わる際、ビジネスレベルで求められるセキュリティ関連の概念を理解します。
- ②情報資産管理、リスクアセスメントなどセキュリティ関連の人的管理の側面を理解します。
- ③ビジネス現場におけるセキュリティ保守事例や漏洩事例などを学びます。
- ④情報セキュリティ教育・訓練などのケーススタディを学び、情報セキュリティ管理の実践力を身につけます。

3. 授業の計画と内容

回数

1	ガイダンス 授業の進め方と目的を理解する
2	情報セキュリティの今を知る 世界における新技術を取り巻くセキュリティのリスク事例を知る
3	情報セキュリティ 1 脅威、攻撃者の種類、サイバー攻撃手法を理解するために知っておきたい技術
4	情報セキュリティ 2 セキュリティにおけるパスワードを理解する
5	情報セキュリティ 3 情報セキュリティ技術（暗号技術・認証技術など）を理解する
6	情報セキュリティ 4 情報セキュリティ技術における暗号の基本を理解する
7	情報セキュリティ 5 情報セキュリティ技術における暗号を利用する技術を理解する
8	総括 1 情報セキュリティに関する総括 1
9	情報セキュリティ管理 リスク分析と情報セキュリティリスクアセスメントを理解する
10	セキュリティ関連法規 1 情報セキュリティに関する各種の法規を理解する
11	セキュリティ関連法規 2 ビジネス現場における情報資産の管理を理解する

12	情報セキュリティリスクアセスメント及びリスク対応 リスクの特定・分析・評価方法を理解する
13	サイバー攻撃の仕組み サイバー攻撃の事例とビジネス現場における対処法を理解する
14	インシデント対応 インシデント事例と対処法を理解する
15	総括2 DXを促進するうえでのリスクマネジメントに関するレポート提出
4. テキスト・参考図書 情報セキュリティの基礎知識（中村 行宏・技術評論社）	
5. 準備学習 必要に応じて、行うこと。	
6. 成績評価の方法 ・総括1（30%） ・総括2（70%）	
7. 履修の条件 特になし	
8. その他 特になし	

グローバル Biz 専門職大学 学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 グローバル Biz 専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、「理論に裏付けられた高度な実践力を重んじ、国際社会において真に活躍する人材の育成」という創立理念の下、IT 知識と技能を有し、語学力と国際感覚を備えた専門職の人材を養成し、産業界において、その推進を支え、発展に貢献できることを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、その教育研究の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を点検し評価を行い、公表するものとする。

（情報の公表）

第3条 本学は、大学としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、本学における教育研究活動等の状況について情報を公表する。

第2章 組織

（学部・学科）

第4条 本学に次の学部・学科を置く。

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

（人材養成等教育研究上の目的）

第4条の2 本学における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

本学は、4年間を通して、グローバルビジネスの現場において求められる経営力、語学力、コミュニケーション能力を身につけ、斬新な発想力（Inspiration）と豊かな想像力（Imagination）をもって、リーダーシップを発揮し、イノベーション（Innovation）を起こすことのできる人材の養成を目的としている。

（図書室）

第5条 本学に図書室を置く。

(事務局)

第6条 本学に、大学の事務を管理するため、事務局を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2 前項に定める者のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学長)

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第8条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

(図書室長)

第9条 図書室に室長を置き、本学の教員をもって充てる。

(事務局長)

第10条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

第4章 教授会及び委員会

(教授会)

第11条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師
- (4) 助教

3 教授会は、必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- (9) その他、研究および教学に関する事項

7 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

8 この学則に定めるものの他、教授会の組織、運営等に関する事項は、教授会規程に定める。

(委員会)

第12条 本学に、大学全体に関する事項について審議するため、入試委員会、広報企画委員会 その他の委員会を置くことができる。

(教育課程連携協議会)

第13条 本学に教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告する。

3 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、教育課程連携協議会規程（案）に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 16 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
 - (4) 春季休業 3 月 20 日から 4 月 5 日まで
 - (5) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 15 日まで
 - (6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 5 日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 6 章 収容定員、修業年限・学位 及び在学年限

(収容定員)

第 17 条 収容定員は次のとおりとする。

学部名・学科名	入学定員 (人)	編入学 定員 (人)	収容定員 (人)
グローバルビジネス学部 (英訳名 : Faculty of Global Business) グローバルビジネス学科 (英訳名 : Department of Global Business)	98	-	392

(修業年限・学位)

第 18 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(学位名)

グローバルビジネス学士（専門職）
(英訳名 : Bachelor of Global Business)

(在学年限)

第 19 条 学生は、8 年を超えて在学できない。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学できない。

第 7 章 入学

(入学の時期)

第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第 3 号から第 5 号までに該当する者（第 5 号にあっては、国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で満 18 歳に達した者に限る。）並びに第 25 条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

（入学の志願）

第 22 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別表 2 に定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 23 条 前条の入学志願者については、別表 2 に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第 25 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、若干名に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) その他大学において、相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 26 条 本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 前項の規定による授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の実施に努めるものとする。

(授業科目)

第 27 条 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、プロジェクト研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 29 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則

とする。

(履修方法)

第 30 条 履修する授業科目は毎学年所定の期間に履修登録を行わなければならない。履修科目として登録することのできる単位数は、別表 1 に定める履修単位数上限のとおりとする。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。ただし、第 30 条に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(試験の方法)

第 32 条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口頭によって行う。

(他大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、教授会の議に基づき、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）第 28 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第 2 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学省告示第 109 号（平成 29

年 9 月) 第 4 条により、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

4 前 3 項によって修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学等の場合を除き、教授会の議に基づき、第 36 条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 35 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修生規程(案)により、その計画的な履修を認めることができる。

(成績の評価)

第 36 条 授業科目の試験の成績は、S (90 点～100 点)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、D (59 点以下) の評語をもって表し、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業)

第 37 条 本学に 4 年(第 25 条第 1 項の規定により入学した者は、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表 1 に定める授業科目を履修して、次に定める科目ごとの単位数及び卒業必要単位数以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

	基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	卒業必要単位
グローバル ビジネス学科	20 単位以上	80 単位以上 (臨時実務実 習 20 単位を 含む)	20 単位以上	4 単位以上	124 単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第 38 条 学長は、前条の規定により、卒業を認定した者にグローバルビジネス学士(専門職)の学位を授与する。

第 10 章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない事由により 1 カ月以上就学することが出来ない者は、保証人連署の休学願に医師の診断書または理由書を添えて、学長に提出し許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由により就学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 40 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 22 条の在学期間には算入しない。

(復学)

第 41 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、各学期の始めとする。

(転学)

第 42 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の転学願を学長に提出し、転学の許可を得なければならない。

(留学)

第 43 条 外国の大学又は短期大学への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 37 条に定める在学期間に含めることができる。

3 第 34 条の規定は、第 1 項の規定により外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 44 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて学長に提出し、退学の許可を得なければならない。

(除籍)

第 45 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 19 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 40 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みが無いと認められた者

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 46 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 47 条 本学の規則に違反し、又は学生として本分に反する行為をした者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

第 12 章 研究生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 48 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学長は教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。
- 3 研究生には試験は行わない。

(科目等履修生)

第 49 条 本学において、本学所定の授業科目のうち 1 科目または複数科目の履修を志願する者がいるときは、学長は教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 34 条の規定を準用する。

(聴講生)

第 50 条 本学において、本学所定の授業科目のうち 1 科目または複数科目の聴講を志願する者があるときは、本学学生の教育に支障のない範囲において、学長は教授会の意見を聴いて、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。

3 聴講生には試験を行わない。

(特別聴講学生)

第 51 条 他の大学等（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 52 条 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本学に留学を志願する者があるときは、学長は選考のうえ当該学部の教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 30 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第 13 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金)

第 54 条 入学検定料、入学金、授業料等、その他臨時に定める学納金の額は、別表 3 のとおりとする。

(授業料の納付)

第 55 条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金は、本学の指定する期日までに納付しなければならない。

(復学の場合の授業料)

第 56 条 春学期又は秋学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。また、後期再入学者は、前期入学時に納付した学納金の差額のみを納入するものとする。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 57 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 58 条 春学期又は秋学期の中途において休学、退学、転学又は除籍した者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が春学期又は秋学期の全期間にわたるときは、審査の上その期分の授業料を減免出来る。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料等の減免等)

第 59 条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料等を分割して納付させることができる。

(入学金等の納付)

第 60 条 入学金、研究料及び聴講料は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料は、指定された期日までに納付しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第 61 条 既納の授業料等は、還付しない。

第 14 章 大学開放

(大学開放)

第 62 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、大学開放事業を行うことができる。

第 15 章 雑則

(委任)

第 63 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(既定の改廃)

第64条 既定の改廃は、評議会に諮り理事会で決定する。

(附則)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

別表1(第27条、第30条、第37条第1項関係)						
グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科						
科目 区分	授業科目の名称	単位数		履修 方法	卒業要 件	
		必 修	選 択			
基礎科目	スタディスキルズ	1		必修科目 8 単位 選択科目 12 単位 以上	【卒業要件】 次により 必修科目 73 単位、選択科目 51 単位以上、計 124 単位以上を取得すること	
	ICT 演習		2			
	キャリアディベロップメント I	1				
	キャリアディベロップメント II	1				
	キャリアディベロップメント III	1				
	グローバルキャリアディベロップメント		1			
	法学 I	2				
	法学 II		2			
	次世代 SDGs I	2				
	次世代 SDGs II		2			
	English and Current Issues		2			
	English and Popular Culture		2			
	中国語・中国事情 I		1			
	中国語・中国事情 II		1			
国際メディア		2				
国際関係論		2				
職業専門科目	実習科目群	臨地実務実習 I	5		20 単位	基礎科目 20 単位以上 基礎科目の選択科目 17 単位から、12 単位以上取得する
		臨地実務実習 II	5			
		臨地実務実習 III	5			
		臨地実務実習 IV	5			
	国際コミュニケーション科目群	English Fundamentals I	1		必修単位 国際コミュニケーション科目群より 9 単位	
		English Fundamentals II		1		
		English for Global Business I	1			
		English for Global Business II	1			
		English for Global Business III		1		
		English for Global Business IV		1		
		Discussion for Global Business	1			
Presentation for Global Business		1				

専門基礎科目群	応用英語コミュニケーションⅠ	2		専門基礎科目群より 12単位	職業専門科目 80単位以上 職業専門科目 の選択科目45 単位から、21単 位以上取得す る 展開科目20単 位以上 展開科目の選 択科目から30 単位から、18単 位以上取得す る 履修の 単位の 上限:48 単位(年間)
	応用英語コミュニケーションⅡ		2		
	米英ビジネスジャーナル読解		2		
	English Writing SkillsⅠ	2			
	English Writing SkillsⅡ		2		
	貿易実践英語	1			
	マーケティング概論	2		16単位 選択科目	
	流通論	2			
	グローバルマーケティング実習	2			
	経営とDX		2	職業専門 科目全体 より 21単位 以上 合計 60単位以 上	
	経営	2			
	イノベーションマネジメント	2			
	プロジェクトリーダー養成実習	2			
	経営組織論		2		
経済学Ⅰ	2				
経済学Ⅱ		2			
国際経済学総論		2			
ビジネスファイナンス		2			
国際金融論		2			
専門基礎科目群	グローバルサプライチェーンマネジメント 総論	2			
	グローバルサプライチェーンマネジメント Ⅰ	2			
	グローバルサプライチェーンマネジメント Ⅱ		1		
	グローバルサプライチェーンマネジメント 実習		2		
	貿易概論	2			
	貿易実務論		2		
	貨物輸送論	2			
	貨物輸送実習		2		
	通関概論		2		
	通関論		2		
eコマース実践	2				
アジアビジネス	2				

	グローバルロジスティクスⅠ		2		
	グローバルロジスティクスⅡ		1		
	最新物流戦略		2		
	国際通商協定		2		
	IT 概論	2			
	データ解析		2		
	DX 論Ⅰ	2			
	DX 論Ⅱ		2		
	DX 論Ⅲ		1		
展開科目	デザイン設計	2		必修科目 2 単位	
	メディアデータベース		2		
	メディア戦略Ⅰ		2		
	メディア戦略Ⅱ		3		
	メディア戦略Ⅲ		3		
	メディア戦略実践Ⅰ		1		
	メディア戦略実践Ⅱ		2		
	メディア戦略実践Ⅲ		2		
	メディアプログラムⅠ		2	選択科目 18 単位 以上	
	メディアプログラムⅡ		2		
	国際観光ビジネスⅠ		2		
	国際観光ビジネスⅡ		2		
	翻訳制作		1		
	日米言語比較		2		
	国際ビジネスリサーチ		2		
異文化理解		2			
総合科目	事業創生実習	4		必修 4 単位	

別表 2(第 22 条、第 23 条関係)

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

入学者の選抜の種類と方法

選抜名称	対象	選抜方法	出願資格	提出書類
① 一般選抜		学力検査 (英語、 小論文) 書類審査	次の項のいずれかに該当する者 1. 高等学校 (特別支援学校の高等部を含む) または中等教育学校を卒業した者および 2023 年 3 月までに卒業見込みの者 2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者および 2023 年 3 月までに修了見込みの者 3. 学校教育法の規定または本学の審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および 2023 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者で、2023 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者	①志願票 ②志望理由書 ③検定料振込証明 ④調査書・成績証明書 (出身高校や大学など)
② 学校推薦型選抜		面接 書類審査	・指定校制度・については以下の要件を満たす者 1. 高等学校または中等教育学校を 2022 年 3 月までに卒業見込みの者 2. 人格・識見に優れ、高等学校長または中等教育学校長による推薦が受けられる者 3. グローバルビジネス学	①志願票 ②志望理由書 ③検定料振込証明書 ④調査書 ⑤推薦書

			部グローバルビジネス学科を専願とする者 4. 出願時の評定平均 3.2 以上の者	
③ 総合型選抜		面接書類審査	次の項のいずれかに該当する者 1. 高等学校または中等教育学校を卒業した者 2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 3. 学校教育法の規定または本学の審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および 2023 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者で、2023 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者	①志願票 ②志望理由書 ③検定料振込証明 ④調査書 ⑤推薦書
④ 特別選抜	社会人	面接書類審査	以下の 1、2 の要件を満たす者 1. (1)～(3)の項のいずれかに該当する者(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(3) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 2. 通算して 3 年以上の職務経験(家事専従を含む)を有す	①志願票②志望理由書 ③検定料振込証明④調査書・成績証明書(出身高校や大学など)
	留学生	学力検査(英語、	次の項のすべてに該当する者	①志願票 ②志望理由書

		<p>小論文) 面接 書類審査</p>	<p>1. 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した(見込みのもの、または、その国において大学入学資格を有する者</p> <p>2. 日本国以外の国籍を有し、入学時に 18 歳に達する者</p> <p>3. 日本語能力の基準について、以下のいずれかを受験資格として定める。 ア) 日本語能力試験 (JLPT) の N2 以上に合格している。 イ) 日本留学試験 (EJU) の日本語科目で、読解、聴解・聴読解の合計が 200 点以上を取得している。</p> <p>4. 本学の学生として「出入国管理及び難民認定法」による在在留資格「留学」を取得または更新できる者</p>	<p>③検定料振込証明書 ④最終出身校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び学業証明書 ⑤最終学校長又は指導教授の推薦書 ⑥日本語能力証明書 ⑦日本入国後の身元保証人の氏名、年齢、職業、住所等を記載した書類 ⑧授業料等の支弁能力証明書 ⑨健康診断書 ⑩旅券の写し ⑪日本での最終校の出席状況証明書 ※日本国内で学校(日本語学校、専門学校等)に在籍した、又は在籍している者のみ ⑫住民票の写し ⑬在留カードのコピー ⑭その他必要に応じて本学が指定する書類</p>
--	--	-----------------------------	---	---

別表 3(第 22 条、第 24 条、第 54 条関係)

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科 入学検定料及び学生納付金

区分		金額
入学検定料		20,000 円
学生納付金	入学金(入学時のみ)	200,000 円
	授業料等	1,150,000 円

教育課程連携協議会規程

(第13条関係)

グローバル Biz 専門大学教育課程連携協議会規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、専門職大学設置基準第11条及び学則第41条に基づき、グローバル Biz 専門職大学（以下「本学という。」）と産業界及び地域社会との連携により、本学の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために設置する教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 連携協議会は、次の各号に掲げる構成員で組織する。

(1) 学長が指名する教員、その他の職員1名以上

(2) 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であり、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するもので、学長が認めたもの1名以上

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者で、学長が認めたもの1名以上

(4) 臨地実務実習（専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者又はその事業所に所属し、責任のある職位のもので、学長が認めたもの1名以上

(5) 本学の教員、その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの1名以上

2 構成員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(議長)

第3条 連携協議会に議長を置く。

2 議長は、構成員の互選により選出するものとする。

3 議長が連携協議会を招集する。

(審議事項)

第4条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項

(2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(連携協議会の開催)

第5条 連携協議会は、原則年2回開催するほか、議長が必要と認めた場合に開催する。

2 連携協議会の開催は、過半数の協議員の出席を必要とする。

(連携協議会録の作成)

第6条 大学事務局は議事録を作成する。

(連携協議会の事務)

第7条 連携協議会に関する事務は、大学事務局で行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、協議会及び理事会の意見を聴いて、学長が行う。

(附則)

この規程は令和5年4月1日より施行する。

長期履修生規程
(第 35 条関係)

学校法人 深堀学園
グローバル Biz 専門職大学 (仮)
長期履修生規程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、グローバル Biz 専門職大学 (以下「本学」という。) の学則 35 条 (長期履修生) に基づき、長期履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、通常の学生に比べて時間的に履修や研究に制限があるものとして、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者 (自営業や臨時雇用を含む)。ただし、履修や研究に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者については、適用は認められない。
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要のある者
- (3) その他疾病等により、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認められた者

(長期履修機関および在学年限)

第3条 長期履修の期間は、本学学則第 18 条 (修業年限) に定める年限に、2 年を超えない範囲内で学長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限 (長期履修を行う期間以外の期間を含む。) は、修業年限の 2 倍の年数に、学長が許可した期間を加えた年数とする。

(申請手続き)

第4条 長期履修の適用を希望する者は、入学予定者においては学生募集要項等で定めた時期、在学生においては毎年度末 1 月末までに、それぞれ次の書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- ① 長期履修学生申請書 (本学所定の様式)
- ② 第2条第1項の各号に定める申請資格を証明する書類
- ③ その他、学長が必要と認める書類

(決定)

第5条 長期履修の適用は、前条の申請に基づき、教授会の議を経て、学長が決定する。

(授業料等)

第6条 授業料を標準修業年限で乗じ長期履修期間で除した額を、年度ごとに納入、なお、授業料以外の学費（施設設備費など）については、通常額となる。

(長期履修期間の変更)

第7条 長期履修認可学生が、認可された長期履修機関の延長または短縮を希望する場合は、認可を受けようとする学年開始の2か月前までに、本学所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、修了する予定の Semester における延長の申請はできない。

2 前項の申請については、長期履修学生として入学した者のみ受け付けることとし、教授会の議を経て、学長が許可する。

3 長期履修期間の変更は1年単位で申請できるものとし、本学在学中1回に限り許可することができる。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第8条 長期履修認可学生が本学学則および諸規定に違反したとき、または長期履修に関し虚偽の申請をしたとき、学長は、教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教務委員会の意見を聴き、教授会の議を経て、学長が定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で定める。

2 前項の運用細則の定めた場合は、運営会議に報告するものとする。

附

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

グローバル Biz 専門職大学 学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 グローバル Biz 専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、「理論に裏付けられた高度な実践力を重んじ、国際社会において真に活躍する人材の育成」という創立理念の下、IT 知識と技能を有し、語学力と国際感覚を備えた専門職の人材を養成し、産業界において、その推進を支え、発展に貢献できることを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、その教育研究の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を点検し評価を行い、公表するものとする。

（情報の公表）

第3条 本学は、大学としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、本学における教育研究活動等の状況について情報を公表する。

第2章 組織

（学部・学科）

第4条 本学に次の学部・学科を置く。

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

（人材養成等教育研究上の目的）

第4条の2 本学における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

本学は、4年間を通して、グローバルビジネスの現場において求められる経営力、語学力、コミュニケーション能力を身につけ、斬新な発想力（Inspiration）と豊かな想像力（Imagination）をもって、リーダーシップを発揮し、イノベーション（Innovation）を起こすことのできる人材の養成を目的としている。

（図書室）

第5条 本学に図書室を置く。

(事務局)

第6条 本学に、大学の事務を管理するため、事務局を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2 前項に定める者のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学長)

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第8条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

(図書室長)

第9条 図書室に室長を置き、本学の教員をもって充てる。

(事務局長)

第10条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

第4章 教授会及び委員会

(教授会)

第11条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師
- (4) 助教

3 教授会は、必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- (9) その他、研究および教学に関する事項

7 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

8 この学則に定めるものの他、教授会の組織、運営等に関する事項は、教授会規程に定める。

(委員会)

第12条 本学に、大学全体に関する事項について審議するため、入試委員会、広報企画委員会 その他の委員会を置くことができる。

(教育課程連携協議会)

第13条 本学に教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告する。

3 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 16 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
 - (4) 春季休業 3 月 20 日から 4 月 5 日まで
 - (5) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 15 日まで
 - (6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 5 日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 6 章 収容定員、修業年限・学位 及び在学年限

(収容定員)

第 17 条 収容定員は次のとおりとする。

学部名・学科名	入学定員 (人)	編入学 定員 (人)	収容定員 (人)
グローバルビジネス学部 (英訳名 : Faculty of Global Business) グローバルビジネス学科 (英訳名 : Department of Global Business)	98	-	392

(修業年限・学位)

第 18 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(学位名)

グローバルビジネス学士（専門職）
(英訳名 : Bachelor of Global Business)

(在学年限)

第 19 条 学生は、8 年を超えて在学できない。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学できない。

第 7 章 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号から第5号までに該当する者（第5号にあっては、国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で満18歳に達した者に限る。）並びに第25条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の志願）

第22条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第 25 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、若干名に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) その他大学において、相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 26 条 本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 前項の規定による授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の実施に努めるものとする。

(授業科目)

第 27 条 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で、別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、プロジェクト研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 29 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(履修方法)

第 30 条 履修する授業科目は毎学年所定の期間に履修登録を行わなければならない。履修科目として登録することのできる単位数は、別表 1 に定める履修単位数上限のとおりとする。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。ただし、第 30 条に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(試験の方法)

第 32 条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口頭によって行う。

(他大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、教授会の議に基づき、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）第 28 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第 2 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学省告示第109号（平成29年9月）第4条により、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより、30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

4 前3項によって修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学等の場合を除き、教授会の議に基づき、第36条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第35条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（成績の評価）

第36条 授業科目の試験の成績は、S（90点～100点）、A（80点～89点）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（59点以下）の評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

第9章 卒業及び学位

（卒業）

第37条 本学に4年（第25条第1項の規定により入学した者は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別表1に定める授業科目を履修して、次に定める科目ごとの単位数及び卒業必要単位数以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

	基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	卒業必要単位
グローバル ビジネス学科	20単位以上	80単位以上 (臨時実務実 習20単位を 含む)	20単位以上	4単位以上	124単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第 38 条 学長は、前条の規定により、卒業を認定した者にグローバルビジネス学士（専門職）の学位を授与する。

第 10 章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない事由により 1 カ月以上就学することが出来ない者は、保証人連署の休学願に医師の診断書または理由書を添えて、学長に提出し許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由により就学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 40 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 22 条の在学期間には算入しない。

(復学)

第 41 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、各学期の始めとする。

(転学)

第 42 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の転学願を学長に提出し、転学の許可を得なければならない。

(留学)

第 43 条 外国の大学又は短期大学への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 37 条に定める在学期間を含めることができる。

3 第 34 条の規定は、第 1 項の規定により外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 44 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて学長に提出し、退学の許可を得なければならない。

(除籍)

第 45 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 19 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 40 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みが無いと認められた者

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 46 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 47 条 本学の規則に違反し、又は学生として本分に反する行為をした者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

第 12 章 研究生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 48 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学長は教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。

- 3 研究生には試験は行わない。

(科目等履修生)

第 49 条 本学において、本学所定の授業科目のうち 1 科目または複数科目の履修を志願する者がいるときは、学長は教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 34 条の規定を準用する。

(聴講生)

第 50 条 本学において、本学所定の授業科目のうち 1 科目または複数科目の聴講を志願する者があるときは、本学学生の教育に支障のない範囲において、学長は教授会の意見を聴いて、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。

3 聴講生には試験を行わない。

(特別聴講学生)

第 51 条 他の大学等（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 52 条 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本学に留学を志願する者があるときは、学長は選考のうえ当該学部の教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 30 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第 13 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金)

第 54 条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第 55 条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金は、本学の指定する期日までに納付しなければならない。

(復学の場合の授業料)

第 56 条 春学期又は秋学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末まで

の授業料を、復学した月に納付しなければならない。また、後期再入学者は、前期入学時に納付した学納金の差額のみを納入するものとする。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 57 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 58 条 春学期又は秋学期の中途において休学、退学、転学又は除籍した者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が春学期又は秋学期の全期間にわたるときは、審査の上その期分の授業料を減免出来る。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料等の減免等)

第 59 条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料等を分割して納付させることができる。

(入学金等の納付)

第 60 条 入学金、研究料及び聴講料は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料は、指定された期日までに納付しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第 61 条 既納の授業料等は、還付しない。

第 14 章 大学開放

(大学開放)

第 62 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、大学開放事業を行うことができる。

第 15 章 雑則

(委任)

第 63 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(附則)

この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
1	経済学・入門 第3版	塩澤修平	有斐閣アルマ
2	経済学講義	飯田泰之	筑摩書房
3	経済学入門 ミクロ編	ティモシー・テイラー	かんき出版
4	経済学入門・マクロ編	ティモシー・テイラー	かんき出版
5	経済学の歴史ー市場経済を読み解く	中村達也・八木紀一郎 他	有斐閣
6	現代経済学への招待	根井雅弘	丸善ライブラリー
7	行動経済学の使い方	大竹文雄	岩波新書
8	この世で一番おもしろいミクロ経済学	ヨラム・パウマン	ダイヤモンド社
9	実践行動経済学	リチャード・セイラー、 キャス・サンスティーン	日経BP社
10	ゼミナール 経営学入門	伊丹敬之 加護野 忠男	日本経済新聞出版
11	ゼロから始める経済入門	横浜国立大学経済学部テキ ストプロジェクトとチーム/ 編	有斐閣
12	入門 経済学	伊藤元重	日本評論社
13	入門書を読む前の経済学入門	中矢俊博	同文館出版
14	Principle of Economics	N. G. Mankiw	South-Western Pub
15	Principle of Macroeconomics	N. G. Mankiw	South-Western Pub
16	Principle of Microeconomics	N. G. Mankiw	South-Western Pub
17	アウトソーシングの国際経済学	富浦英一	日本評論社
18	アメリカ航空宇宙産業でまなぶミクロ経済学	宮田由紀夫	関西学院大学出版会
19	エレメンタルマクロ経済理論	庭田文近	晃洋書房
20	クルーグマンの国際経済学：理論と政策 上	P. R. クルーグマン 他	丸善出版
21	クルーグマンの国際経済学：理論と政策 下	P. R. クルーグマン 他	丸善出版
22	クルーグマンマクロ経済学 マクロ編 第2版	ポール・クルーグマン, ロ ビン・ウェルス	東洋経済新報社
23	コア・テキスト国際経済学 第2版	大川昌幸	新世社
24	どうなる世界経済：入門国際経済学	伊藤元重	光文社
25	ネットニュースではわからない本当の日本経済入門	伊藤元重	東洋経済新報社
26	ビギナーのための国際経済学 改訂版	井手豊也	晃洋書房
27	マクロ経済学：入門の「一歩前」から応用まで	平口良司 他	有斐閣
28	マクロ経済学・入門	福田慎一、照山博司	有斐閣
29	マクロ経済学の核心	飯田泰之	光文社
30	やさしいマクロ経済学	塩路悦朗	日本経済新聞出版社
31	例題から学ぶマクロ経済学の理論	武隈 慎一	新世社
32	マンキュー経済学 マクロ編 第4版	N・グレゴリー・マンキュー	東洋経済新報社
33	マンキュー入門経済学 第3版	N・グレゴリー・マンキュー	東洋経済新報社
34	マンキュー経済学 ミクロ編 第4版	N・グレゴリー・マンキュー	東洋経済新報社
35	ミクロ経済学の力	神取道宏	日本評論社
36	ミクロ経済学 第3版	伊藤元重	日本評論社
37	ミクロ経済学・入門： ビジネスと政策を読みとく	柳川隆 他	有斐閣
38	ミクロ経済学とは：資源の配分を考える	浅子和美, 山澤成康	サン・エデュ ケーションナル
39	ミクロ経済学の第一歩：First steps in microeconomics 新版	安藤至大	有斐閣
40	ミクロ経済学入門 第2版	金栄緑, 坂上紳	日本評論社

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
41	読むミクロ経済学	井上義朗	新世社
42	入門マクロ経済学 第6版	中谷巖, 下井直毅, 塚田裕昭	日本評論社
43	入門ミクロ経済学	井堀 利宏	新世社
44	ミクロ経済分析: はじめて学ぶ人へ	佐々木浩二	創成社
45	マンガでわかるミクロ経済学	滝川好夫	新星出版社
46	演習問題で学ぶ国際経済学へのいざないコンパクト	友原章典	ミネルヴァ書房
47	国際経済をつかむ 第2版	石川城太 他	有斐閣
48	国際経済学の基礎「100項目」 第5版	多和田眞	創成社
49	職をめぐる日中経済関係: 国際経済学からの検証	姚国利	批評社
50	新しい農業経済論: マクロ・ミクロ経済学とその応用 新版	山口三十四 他	有斐閣
51	水資源の国際経済学—気候・人口問題と水利用のネットワーク化	佐藤正弘	慶應義塾大学出版会
52	世界のエリートが学ぶマクロ経済学: ハーバード・ビジネススクール教授の実践講座	デヴィッド・モス	日本経済新聞出版社
53	1からの経営学	加護野 忠男	碩学舎
54	1からのリテール・マネジメント	清水信年	碩学舎
55	21世紀のマーケティング戦略	近藤文雄・陶山計介 他	ミネルヴァ書房
56	ASEANマーケティング	コトラー, P.ほか	日本出版貿易
57	MBAマーケティング	楳グロービス	ダイヤモンド社
58	アジア発・グローバル小売競争	ロス・デービス/矢作敏行編	日本経済新聞社
59	アメリカ・マーケティング史研究	薄井和夫	大月書店
60	アメリカの高校生が読んでいる経済の教科書	山田道男、浅野忠克	アスペクト文庫
61	アメリカ大企業の海外マーケティング	日本セールス幹部協会	日本生産性本部
62	アンゾフ 戦略経営論	H. I. アンゾフ	中央経済社
63	イノベーションのDNA	クリステンセン	翔泳社
64	イノベーションの最終解	クリステンセン	翔泳社
65	イノベーションのジレンマ	クリステンセン	翔泳社
66	競争戦略論 I	M. E. ポーター	ダイヤモンド社
67	競争戦略論 II	M. E. ポーター	ダイヤモンド社
68	競争優位の終焉	リタ・マグレイス	日本経済新聞出版
69	教養としての経済学	一橋大学経済学部/編	有斐閣
70	グローバル・マーケティング	諸上茂登・藤澤武史	中央経済社
71	グローバル・マーケティング戦略	三浦俊彦	有斐閣
72	グローバル・マーケティングの進化と課題	高井眞編	同文館
73	グローバルSCM	山下洋史 諸上茂登 村田潔編	有斐閣
74	グローバルビジネス戦略	小田部正明/クリスチアン・ヘンセン	同文館
75	経営戦略の論理	伊丹敬之	日本経済新聞出版
76	ケースで学ぶ マーケティング	井原久光	ミネルヴァ書房
77	ケースブック 経営戦略の論理	伊丹敬之 西野和美	日本経済新聞主版
78	コア・コンピタンス経営	ゲイリー・ハメル/C・K・プラハード	日本経済新聞出版
79	コトラー 競争力を高めるマーケティング	フィリップ・コトラー	丸善出版
80	コトラーのマーケティング4.0	フィリップ・コトラー	朝日新聞出版
81	コモディティ化市場のマーケティング論理	恩蔵直人	有斐閣
82	実践的グローバル・マーケティング	大石芳裕	ミネルヴァ書房
83	事例で学ぶ BtoBマーケティングの戦略と実践	栗原康太	ずばる舎
84	新訂 競争の戦略	M. E. ポーター	ダイヤモンド社
85	世界標準の経営理論	入山章栄	ダイヤモンド社
86	ゼミナール マーケティング入門	石井淳蔵	日本経済新聞

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
87	ゼロからの経営戦略	沼上 幹	ミネルヴァ書房
88	戦略サファリ 第2版	ヘンリー・ミンツバーグ	東洋経済新報社
89	ダイナミック・ケイパビリティ戦略	デビッド・J・ティース	ダイヤモンド社
90	知識創造企業	野中郁次郎	東洋経済新報社
91	知識創造の方法論ーナレッジワーカーの作法	野中郁次郎	東洋経済新報社
92	テキスト経営学 第3版	井原久光	ミネルヴァ書房
93	テキストブック 現代マーケティング<新版>	木綿良行・懸田豊・三村優美子	有斐閣ブックス
94	ドラッカー名著集 1	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
95	ドラッカー名著集 2	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
96	ドラッカー名著集 3	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
97	ドラッカー名著集 4	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
98	ドラッカー名著集 5	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
99	ドラッカー名著集 6	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
100	ドラッカー名著集 7	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
101	ドラッカー名著集 8	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
102	ドラッカー名著集 9	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
103	ドラッカー名著集 10	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
104	ドラッカー名著集 11	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
105	ドラッカー名著集 12	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
106	ドラッカー名著集 13	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
107	ドラッカー名著集 14	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
108	ドラッカー名著集 15	ピーター・ドラッカー	ダイヤモンド社
109	ナッジで、人を動かす	キャス・サンステイーン	NTT出版
110	はじめて学ぶマーケティング 基礎編 現代マーケティング戦略	薄井和夫	大月書店
111	はじめて学ぶマーケティング 応用編 マーケティングと現代社会	薄井和夫	大月書店
112	ビジネススクールでは学べない世界最先端の経営学	入山章栄	日経BP社
113	ビジネスモデル全史	三谷宏治	ディスカバー・ウエンティワン
114	さあ、才能(じぶん)に目覚めよう 新版 ストレngthス・ファインダー2.0	トム・ラス	日本経済新聞出版
115	ビジョナリーカンパニー	ジム・コリンズ	日経BP社
116	ファスト&スロー 上	ダニエル・カーネマン	早川書房
117	ファスト&スロー 下	ダニエル・カーネマン	早川書房
118	ベーシック・マーケティング	日本マーケティング協会	同文館
119	ベトナム現地化の国際経営比較	丹野勲・原田仁丈	文真堂
120	マーケティング	上田隆穂・江原淳	新世社
121	マーケティング	小原 博	新世社
122	マーケティング	恩蔵直人	日本経済新聞出版
123	マーケティング・エッセンシャルズ	P.コトラー	東海大学出版会
124	マーケティング・マネジメント	P.コトラー	プレジデント社
125	マーケティング原理	P.コトラー	ダイヤモンド社
126	マーケティング戦略<新版>	和田充夫・恩蔵直人・三浦俊彦	有斐閣アルマ
127	マーケティングに強くなる	恩蔵直人	ちくま新書
128	マーケティングの神話	石井淳蔵	日本経済新聞社
129	マーケティング力: 大量集中から機動集中へ	田村正紀	千倉書房
130	マーケティング論 (増補改訂版)	深見義一編	有斐閣
131	マーケティングを学ぶ	石井淳蔵	ちくま新書
132	マーケティング革新の時代 第1巻 顧客創造	嶋口充輝ほか	有斐閣
133	マーケティング革新の時代 第2巻 製品開発革新	嶋口充輝ほか	有斐閣
134	マーケティング革新の時代 第3巻 ブランド構築	嶋口充輝ほか	有斐閣
135	マーケティング革新の時代 第4巻 営業・流通革新	嶋口充輝ほか	有斐閣

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
136	マーケティング学説の発展	R. バーテルズ	ミネルヴァ書房
137	マーケティング学説史 アメリカ編	マーケティング史研究会編	同文館
138	マーケティング学説史 日本編	マーケティング史研究会編	同文館
139	マーケティング研究の新地平	田村正紀・石原武政・石井淳蔵編	千倉書房
140	マーケティング読本	久保村隆祐・出牛正芳・吉村寿	東洋経済
141	マーケティング論の源流	光澤滋朗	千倉書房
142	マイケル・ポーターの競争戦略	ジョアン・マグレッタ	早川書房
143	マス・マーケティング史	R. S. テドロウ	ミネルヴァ書房
144	メーカーのための海外マーケティング	蔭山敦	ダイヤモンド社
145	柔らかいマーケティングの論理	嶋口充輝	ダイヤモンド社
146	良い戦略 悪い戦略	ルメルト	日本経済新聞出版
147	予想通りに不合理	ダン・アリエリー	早川書房
148	ロシア市場戦略論	富山栄子	ミネルヴァ書房
149	ワールド・マーケティング	村田昭治編	日本生産性本部
150	わかりやすいマーケティング戦略	沼上 幹	有斐閣アルマ
151	欧州の小売りイノベーション	矢作敏行	白桃書房
152	海外マーケティング	日本商業学会編	千倉書房
153	海外市場と輸出マーケティング	前田昌利	精文館
154	関係性マーケティングの構図	和田充夫	有斐閣
155	企業のパラダイム変革	加護野 忠男	講談社
156	経営革新と流通支配	G. ポーター/H. リブセイ	ミネルヴァ書房
157	現代のマーケティング① 「製品・ブランド戦略」	青木幸助・恩蔵直人編	有斐閣
158	現代のマーケティング② 「価格・プロモーション戦略」	上田隆徳・守口剛編	有斐閣
159	現代のマーケティング③ 「流通・営業戦略」	小林哲・南知恵子編	有斐閣
160	現代のマーケティング④ 「消費者・コミュニケーション戦略」	田中洋・清水聰	有斐閣
161	顧客ロイヤルティの時代	嶋口充輝/内田和成	同文館出版
162	顧客満足マーケティングの構図	嶋口充輝	有斐閣
163	国境を越えるマーケティングの移転	林 廣茂	同文館
164	国際マーケティング	竹田志郎	日経新書
165	国際マーケティング	クリスチアン・ヘンセン	中央経済社
166	国際マーケティング (マーケティング講座第7巻)	深見義一他編	有斐閣
167	国際マーケティング政策	生島広治郎編	中央経済社
168	国際マーケティング体系	角松正雄・大石芳裕編著	ミネルヴァ書房
169	新版 マーケティング	三浦信・来住元朗・市川貢	ミネルヴァ書房
170	神話のマネジメントーコカ・コーラの経営史ー	河野昭三/村山貴俊	まほろば書房
171	日本マーケティング史	森田克徳	慶応義塾大学出版
172	輸出マーケティング戦略論	生島広治郎編	千倉書房
173	ESG財務戦略	保田 隆明 他	ダイヤモンド社
174	経営戦略としての異文化適応力ホフステッドの6次元モデル実践的活用法	宮森 千嘉子 他	日本能率協会マネジメントセンター
175	GDPR and Biobanking Individual Rights, Public Interest and Research Regulation across Europe	Slokenberga, Tzortzatou&Reichel	Springer
176	BASIC MARKETINGベーシックマーケティング	恩蔵直人・三浦俊彦他	日本マーケティング協会 同文館
177	BLUE OCEAN SHIFT BEYOND COMPETINGブルー・オーシャン・シフト	W. チャン, キム・レネ, モボルニュ	ダイヤモンド社

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
178	Harvard Business Review プロジェクトマネジメント	ハーバードビジネスレビュー編集部	ダイヤモンド社
179	Harvard Business Review 戦略の教科書	ハーバードビジネスレビュー編集部	ダイヤモンド社
180	ダイレクトレスポンスマーケティングの教科書	クロード. C. ホブキンス	ダイレクト出版
181	プロジェクトマネジメント実践講座	伊藤大輔	日本実業出版社
182	マーケティング Marketing: Consumer Behavior and Strategy	池尾恭一	有斐閣
183	マーケティングの理論・新展開	松井温文	五紘舎
184	マーケティング概論	奥本勝彦	中央大学出版部
185	マーケティング戦略 (第6版)	和田充夫	有斐閣
186	マネジメントー基本と原則 MANAGEMENT: TASKS, RESPONSIBILITIES, PRACTICES	P. F. ドラッカー	ダイヤモンド社
187	開発プロセスー本当に使える開発プロセス	岡大勝、三宅和之	日経BP
188	経営戦略 環境適応から環境創造へ	伊藤賢次	創成社
189	経営戦略の基本	日本総合研究所経営戦略研究会	日本実業出版社
190	差異としてのマーケティング	片山富弘	五紘舎
191	入門・マーケティング戦略	池尾恭一	有斐閣
192	DX経営図鑑	金澤一央 他	アルク
193	DX戦略立案書	デビッド ロジャース	白桃書房
194	(ライブラリ経済学コア・テキスト&最先端) コア・テキスト統計学 (第3版)	大屋 幸輔	新世社
195	Excelで学ぶ統計解析本格入門	日花弘子	SBクリエイティブ
196	Pythonで学ぶ実験計画法入門 ベイズ最適化によるデータ解析	金子弘昌	講談社 サイエンスティフィク
197	データ解析のための統計モデリング入門ー一般化線形モデル・階層ベイズモデル・MCMC	久保 拓弥	岩波書店
198	はじめての統計学	鳥居 泰彦	日経BPM
199	問題解決のためのデータ分析 ~小売業編~	齋藤健太	クロスメディア・パブリッシング
200	問題解決のためのデータ分析 BotB事業編	齋藤健太	クロスメディア・パブリッシング
201	問題解決のためのデータ分析 EC編	齋藤健太	クロスメディア・パブリッシング
202	確率思考の戦略論 USJでも実証された数学マーケティングの力	森岡 毅、今西 聖貴	角川書店
203	確率統計キャンパス・ゼミ 改訂7	馬場敬之	マセマ出版社
204	基本統計学 [第5版]	宮川 公男	有斐閣
205	現代数理統計学の基礎	久保川 達也・新井 仁之・小林 俊行 他	共立出版
206	新装版 問題解決のためのデータ分析	齋藤健太	クロスメディア・パブリッシング
207	統計学が最強の学問である“数学編”ーデータ分析と機械学習のための新しい教科書	西内 啓	ダイヤモンド社
208	統計学が最強の学問であるーデータ社会を生き抜くための武器と教養	西内 啓	ダイヤモンド社
209	統計学演習	村上正康、安田正實	培風館
210	統計学入門 (基礎統計学 I)	東京大学教養学部統計学教室	東京大学出版会
211	入門 統計学(第2版): 検定から多変量解析・実験計画法・ベイズ統計学まで	栗原 伸一	オーム社

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
212	入門統計解析	倉田 博史 , 星野 崇宏	新世社
213	Amazon Effect アマゾンエフェクト	鈴木康弘	プレジデント社
214	ケースに学ぶマーケティング	青木幸弘	有斐閣
215	商業・経営のマーケティング 理論解釈から実態分析まで	中原龍輝	創成社
216	SAVE THE CAT の法則	ブレイク・スナイダー	フィルムアート社
217	(講座 日本経営史) 「経済大国」への軌跡	-	ミネルヴァ書房
218	(講座 日本経営史) グローバル化と日本型企业システムの変容	-	ミネルヴァ書房
219	(講座 日本経営史) 経営史・江戸の経験	-	ミネルヴァ書房
220	(講座 日本経営史) 産業革命と企業経営	-	ミネルヴァ書房
221	(講座 日本経営史) 制度転換期の企業と市場	-	ミネルヴァ書房
222	(講座 日本経営史) 組織と戦略の時代	-	ミネルヴァ書房
223	新装改訂版 現代数理統計学	竹村彰通	学術図書出版社
224	メタバースとは何か	岡嶋 裕史	光文社
225	たった4年で100店舗の美容室を作った僕の考え方	北原孝彦	サンクチュアリ出版
226	カール教授のビジネス集中講義 マーケティング	平野敦士カール	朝日新聞出版
227	D2C 「世界観」と「テクノロジー」で勝つブランド戦略	佐々木 康裕	ニューズピックス
228	販促の設計図	中野道良	翔泳社
229	マーケティングオートメーションに落とせるカスタマージャーニーの書き方	小川共和	クロスメディア・マーケティング(インプレス)
230	マーケティング用語図鑑	野上 眞一	新星出版社
231	#HOOKED 消費者心理学者が解き明かす「つい、買ってしまった。」の裏にあるマーケティングの技術	パトリック・ファーガン	TAC出版
232	シュガーマンのマーケティング30の法則	ジョセフ・シュガーマン	フォレスト出版
233	S a l e s i s 科学的に「成果をコントロールする」営業術	今井晶也	扶桑社
234	デジタル時代の基礎知識 SNSマーケティング	林 雅之	翔泳社
235	成果を上げるライブコマースの教科書	武者慶佑	翔泳社
236	スタートアップ・マネジメント	マット・ブランバーグ	ダイヤモンド社
237	超入門 ストーリーでわかる「起業の科学」	田所雅之	朝日新聞出版
238	この一冊で全部わかる ビジネスモデル 基本・成功パターン・作り方が一気に学べる	根来龍之	SBクリエイティブ
239	2025年、人は「買い物」をしなくなる	望月智之	クロスメディア・パブリッシング(インプレス)
240	孫正義 300年王国への野望	杉本貴司	日本経済新聞出版
241	現役・東大生社長の勉強法	みかみ	KADOKAWA
242	コンセプトのつくりかた	玉樹真一郎	ダイヤモンド社
243	リ・デザイン思考法	山方健士	実務教育出版
244	世界一シンプルな「戦略」の本	長沢 朋哉	PHP研究所
245	大学4年間の経営学が10時間でざっと学べる	高橋 伸夫	KADOKAWA
246	逆・タイムマシン経営論	楠木建	日経BP
247	外資系コンサルが教えるプロジェクトマネジメント	山口周	大和書房
248	世界一楽しい決算書の読み方	大手町のランダムウォーカー	KADOKAWA
249	図解・やるべきことがよくわかるドラッカー式マネジメント入門	竹石健	イースト・プレス
250	MBAが会社を滅ぼす	ヘンリー・ミンツバーグ	日経BP

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
251	イノベーションと企業家精神	P・F・ドラッカー、上田惇生訳	ダイヤモンド社
252	ザ・ゴール	エリヤフ・ゴールドラット、三本木 亮訳	ダイヤモンド社
253	サプライチェーン18の法則	今岡善次郎	日本経済新聞出版
254	サプライチェーンマネジメント	今岡善次郎	工業調査会
255	トヨタ生産方式	大野耐一	ダイヤモンド社
256	技術とイノベーションの戦略的マネジメント 上	ロバート・バーゲルマン、クレイトン・クリステンセン	翔泳社
257	技術とイノベーションの戦略的マネジメント 下	ロバート・バーゲルマン、クレイトン・クリステンセン	翔泳社
258	経営力学	今岡善次郎	大手町ブックス
259	現代の経営 上	P・F・ドラッカー、上田惇生訳	ダイヤモンド社
260	現代の経営 下	P・F・ドラッカー、上田惇生訳	ダイヤモンド社
261	時間をキャッシュに変えるモノづくり：製造業勝ち残りの方程式	今岡善次郎	日刊工業新聞社
262	日本 成功の代償	P・F・ドラッカー、上田惇生訳	ダイヤモンド社
263	SDGs (接続可能な開発目標)	蟹江憲史	中公新書
264	SDGs大国ニッポンになろう!	土井隆司	知道出版
265	これだけは押さえておこう 海外取引の経理実務ケース50(第2版)	佐和周	中央経済社
266	国際コンテナ輸送の基礎知識	オーシャンコマース	オーシャンコマース
267	国際物流用語辞典	JIFFA	オーシャンコマース
268	国際貿易理論の現代的諸問題(中京大学経済研究所研究叢書)	近藤健児, 寶多康弘, 須賀宣仁	勁草書房
269	自由貿易はなぜ必要なのか	椋寛	有斐閣
270	詳解 外為法 貿易管理編——外国法令も踏まえた理論と実務	風木淳, 大川 信太郎	商事法務
271	新々貿易理論とは何か: 企業の異質性と21世紀の国際経済	田中鮎夢	ミネルヴァ書房
272	グローバル物流戦略	和多田作一郎	産能大学出版部
273	1からの流通論 第2版	石原武政	碩学舎
274	現代の流通経済	橋本勲・阿部真也編	有斐閣選書
275	サクッとわかる 図解 流通のしくみ	大石芳裕監修	PHP文庫
276	知識ゼロからわかる物流の基本	刈谷大輔	ソシム
277	日本的流通の経営史	佐々木聡	有斐閣
278	ヨーロッパの大規模流通業	エンリコ・コッラ	ミネルヴァ書房
279	流通研究の現状と課題	阿部真也他編	ミネルヴァ書房
280	オムニチャネル戦略	角井 亮一	日経文庫
281	通勤大学実践MBA 戦略物流	角井 亮一	総合法令出版
282	物流がわかる<第2版>	角井 亮一	日経文庫
283	物流改善の進め方	角井 亮一	かんき出版
284	エンジニアが学ぶ物流システムの「知識」と「技術」 第2版	石川和幸	翔泳社
285	テクノロジー×プラットフォームで実現する 物流DX革命	北川寛樹	日経BPマーケティング
286	カラーコレクションハンドブック(第2版)	Alexis Van Hurkman	ポーンデジタル
287	コピー年鑑2016	-	宣伝会議

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
288	コピー年鑑2017	-	宣伝会議
289	コピー年鑑2018	-	宣伝会議
290	コピー年鑑2019	-	宣伝会議
291	コピー年鑑2020	-	宣伝会議
292	コピー年鑑2021	-	宣伝会議
293	体系・パブリック・リレーションズ	スコット・M・カトリップ	ピアソンエデュケーション
294	オードリー・タン デジタルとAIの未来を語る	オードリー・タン	プレジデント社
295	多文化世界	ホフステード, G.	有斐閣
296	異文化インターフェイス管理	林吉郎	有斐閣
297	AI VS. 教科書が読めない子どもたち	新井紀子	東洋経済新報社
298	Beyond Culture	Hall, Edward. T.	Doubleday and Company.
299	Big Data, How the Information Revolution is Transforming Our Lives	Brian Clegg	Icon Books
300	Big Ideas 150 Concepts and Breakthroughs that Transformed History	Daniel Smith	Michael O'Mara Books
301	Christianity	Linda Woodhead	Oxford University Press
302	Communicative styles of Japanese and Americans: Images and Realities	Barnlund, D.C.	Wadsworth
303	Creative Solutions to Global Business Negotiations	Claude Cellich, Subhash, G Jain	Business Expert Press
304	From AI to Robotics, Mobile, Scocial, and Sentinent Robots	Arkapravo Bhaumik	CRC Press
305	How the wrold works, Philosophy	Anne Rooney	ARCTURUS
306	Human Machine 人間+マシン AI時代の8つの融合スキル	Paul R. Daugherty, H. James Wilson 他	東洋経済
307	Leading with Cultural Intelligence: The Real Secret to Success	David Livermore	American Management Association
308	Science and Religion	Thomas Dixon	Oxford University Press
309	The Cultural Dimension of International Business	Ferraro, Gary P.	Prentice Hall, Inc.
310	The Cultural Intelligence Difference: Master the One Skill You Can't Do Without in Today's Global Economy	David Livermore	Amacom Books
311	The Evidcece for God	Keith Ward	DLT Press
312	The Japanese Mind	Roger J. Davies, Osamu Ikeno	Turtle Publishing
313	The Landscapte of Faith	Alister McGrath	SPCK
314	The Territories of Science and Religeon	Peter Harrison	University of Chicago Press
315	現代語訳 武士道 新渡戸稲造	山本博文 [訳]	ちくま書房
316	コンピューターが仕事を奪う	新井紀子	日本経済新聞出版社
317	実例でよくわかるアンケート調査と統計解析	菅民郎	ナツメ社
318	シンギュラリティは近い 人類が生命を超越するとき	レイ・カーツワイル	NHK出版
319	人類の未来 AI, 経済, 民主主義	Noam Chomsky, Ray Kurzweil, martin Wold 他	NHK出版新書
320	世界 5大宗教入門	山中俊之	ダイヤモンド社
321	世界の教科書で読む<宗教>	藤原聖子	ちくまプリマー新書

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
322	ハイコンセプト「新しいこと」を考え出す人の時代	ダニエル・ピンク	三笠書房
323	ボディーランゲージ読解法	アーチャー, D.	誠信書房
324	ホモ・デウス 上	ユバルノ・ハラリ	河出書房新社
325	ホモ・デウス 下	ユバルノ・ハラリ	河出書房新社
326	異文化インターフェース管理	林吉郎	有斐閣
327	異文化コミュニケーションキーワード	古田暁	有斐閣双書
328	異文化コミュニケーションの理論	石井・久米・遠山	有斐閣ブックス
329	異文化ビジネスハンドブック	海野素央	学文社
330	異文化マネジメント—国際ビジネスと文化人類学—	江夏・大田	同文舘
331	異文化間コミュニケーション—己を知る、相手を知る	ジョセフ ショールズ, 阿部 珠理	Nanundo
332	多文化世界—違いを学び共存への道を探る—	岩井紀子・岩井八郎	有斐閣
333	文化を超えて	岩田慶治, 谷泰	TBSブリタニカ
334	AI時代の大学と社会	古井貞興	丸善プラネット
335	Business Model You	Timothy Clark 他	Wiley
336	Start with why	Simmon Senek	Penguin
337	Sustainable Business Models: Principles, Promise, and Practice (CSR, Sustainability, Ethics & Governance) (English Edition) 1st ed. 2018 版,	Moratis 他	Springer
338	サビカス キャリア・カウンセリング理論	マーク・L・サビカス	福村出版
339	その幸運は偶然ではないんです!	J. D. クランボルツ, A. S. レヴィン	ダイヤモンド社
340	なぜ、働くのか 生死を見据えた『仕事の思想』	田坂広志	PHP文庫
341	人は誰もが「多重人格」 誰もかたならなかった「才能開花の技法」	田坂広志	光文社親書
342	ファシリテーションとは何か—コミュニケーション幻想を超えて	中野 民夫 他	ナカニシヤ出版
343	国際政治 上	モーゲンソー	岩波書店
344	国際政治 中	モーゲンソー	岩波書店
345	国際政治 下	モーゲンソー	岩波書店
346	世論 上	リップマン	岩波書店
347	世論 下	リップマン	岩波書店
348	A theory of justice	Rawls, J	Harvard University Press
349	Artificial Intelligence: A Modern Approach	Russell, S&Norvig, P	Prentice Hall
350	Collective Choice and Social Welfare	Sen, A	Harvard University Press
351	Dignity in the 21st century: Middle East and West	Schroeder, D et al.	Springer
352	Global Catastrophic Risks	Bostrom, N 他	Oxford University Press
353	Mind over machine: The power of human intuition and expertise in the era of the computer	Dreyfus, H. L and Dreyfus, S	Free Press
354	Robotics, AI, and Humanity	Von Braun, J et al.	Springer
355	Science and Technology Studies and Health Praxis: Genetic Science and New Digital Technologies	Sikka, T (Eds.)	Bristol University Press
356	Social Choice and Individual Values	Arrow, K. J	Yale University Press
357	The Complexity of Cooperation	Axelrod, R	Princeton University Press
358	The Evolution of Cooperation	Axelrod, R	Basic Books

資料 (審査意見10対応) 追加整備する専門書一覧

No	書名	著者名	出版社
359	The Limits to Growth	Meadows, D.H et al.	Chelsea Green Publication
360	The Rise of Artificial Intelligence and Big Data in Pandemic Society: Crises, Risk and Sacrifice in a New World Order	Shibuya, K	SpringerNature
361	The Simulation Hypothesis	Virk, R	Bayview Books
362	The Strategy of Conflict	Schelling, T.C	Harvard University Press
363	Truly Human Enhancement: A Philosophical Defense of Limits	Agar, N	MIT Press
364	MLA handbook第8版	長尾和夫監修 フォースタ紀子+トーマス・マーティン共訳	秀和システム
365	英語教師のための 教育データ分析入門	三浦省五・前田啓郎・山森光陽 他	大修館書店
366	ことばの学習のパラドックス	今井むつみ	共立出版
367	ことばの対照	岸本秀樹	くろしお出版
368	ことばの発達謎を解く	今井むつみ	筑摩書房
369	日本の英語教育を問い直す 8つの異論	森住衛	桜美林大学叢書
370	英語独習法	今井むつみ	岩波新書
371	学びとは何か―〈探究人〉になるために	今井むつみ	岩波新書
372	言葉をおぼえるしくみ: 母語から外国語まで	今井むつみ・針生悦子	ちくま学芸文庫
373	親子で育てることば力と思考力	今井むつみ	筑摩書房
374	対照言語学	生越直樹	東京大学出版会
375	対照言語学	石綿敏雄	桜楓社
376	日・英語の発想と論理 ―認知モードの対照分析―	山梨 正明	開拓社
377	日英比較話しことばの文法	水谷信子	くろしお出版
378	日本人の表現構造	バーンランド, D.	サイマル
379	アルゴリズム理論の基礎	宮崎修一	森北出版
380	アルゴリズム理論入門 (情報系教科書シリーズ)	岩間一雄	朝倉書店
381	オンラインアルゴリズムとストリームアルゴリズム	徳山豪	共立出版
382	グラフ理論入門―基本とアルゴリズム	宮崎修一	森北出版
383	コンパイラ 原理と構造	大堀淳	共立出版
384	コンパイラ原理・技法・ツール(Information & Computing)	A. V. エイホ・M. S. ラム	サイエンス社
385	コンパイラの理論と実現 (計算機科学・ソフトウェア技術講座)	疋田輝雄・石畑清	共立出版
386	平成ネット史 永遠のベータ版	NHK『平成ネット史(仮)』取材班	幻冬舎
387	ソフトウェアアーキテクチャの基礎	Mark Richards, Neal Ford	O'Reilly Japan
388	ソフトウェアプロダクトラインエンジニアリング―ソフトウェア製品系列開発の基礎と概念から技法まで	クラウス・ポール, ギュンター・ベックレ	エスアイビーアクセス
389	最新コンパイラ構成技法 Modern Compiler Implementation in ML	Andrew W. Appel	翔泳社
390	組込みソフトウェア開発のための構造化プログラミング―C言語で学ぶ設計の基本	SESSAME WG2	翔泳社
391	組込みソフトウェア開発基礎講座	杉浦英樹・橋本隆成	翔泳社
392	I T全史―情報技術の250年を読む	中野 明	祥伝社
393	はじめてのA Iリテラシー	岡嶋 裕史、吉田 雅裕	技術評論社
394	情報通信概論	諏訪敬祐、渥美幸雄、山田豊通	丸善出版

【資料4】

グローバル Biz 専門大学教育課程連携協議会規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、専門職大学設置基準第11条及び学則第41条に基づき、グローバル Biz 専門職大学（以下「本学という。」）と産業界及び地域社会との連携により、本学の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために設置する教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）について必要な事項を定める。

（任務）

第2条 連携協議会は、次の各号に掲げる構成員で組織する。

（1）学長が指名する教員、その他の職員1名以上

（2）本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であり、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するもので、学長が認めたもの1名以上

（3）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者で、学長が認めたもの1名以上

（4）臨地実務実習（専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者又はその事業所に所属し、責任のある職位のもので、学長が認めたもの1名以上

（5）本学の教員、その他の職員以外のものであって学長が必要と認めるもの1名以上

2 構成員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

（議長）

第3条 連携協議会に議長を置く。

2 議長は、構成員の互選により選出するものとする。

3 議長が連携協議会を招集する。

（審議事項）

第4条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

（1）産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項

（2）産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（連携協議会の開催）

第5条 連携協議会は、原則年2回開催するほか、議長が必要と認めた場合に開催する。

2 連携協議会の開催は、過半数の協議員の出席を必要とする。

(連携協議会録の作成)

第6条 大学事務局は議事録を作成する。

(連携協議会の事務)

第7条 連携協議会に関する事務は、大学事務局で行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、協議会及び理事会の意見を聴いて、学長が行う。

(附則)

この規程は令和5年4月1日より施行する。

グローバル Biz 専門職大学の学生（令和 9 年 3 月卒業）に対する 企業採用アンケートの状況報告

川崎商工会議所は、国際化、情報化、経営の改善化を推進しており、世界各国との経済交流、更に経済提携を締結しております。

川崎商工会議所の一業務として、貿易関係証明書（原産地証明書：日本国産/外国産（再輸出・積み戻し・仲介貿易）インボイス証明：商業送り状、仮送り状、包装明細書、見積書、売約書等、サイン証明：衛生証明書、渡航 visa 取得の会社推薦状、翻訳宣誓書等）をしており、貿易・流通を業務とする企業にとって欠かせない存在であります。

川崎商工会議所副会頭を務めておられた深堀学園の理事長からの依頼を受け、グローバル Biz 専門職大学の人材育成・教育内容を鑑みて、当所の業務・目的に共通するところがあり、申請中の専門職大学の学生が卒業（令和 9 年 3 月）する令和 9 年 4 月に向けての主として国際・貿易・IT に関連する会員企業への採用アンケートを実施しました。川崎商工会議所としては、グローバル Biz 専門職大学設立賛同の立場を表明しておりますので、当所を挙げてアンケートの協力をしました。

令和 4 年 6 月 21 日

川崎商工会議所

常務理事・事務局長

岩井新一

